飯豊町地域防災計画



令和4年4月 飯豊町防災会議

目 次

第1編 総 則	
第1節 計画の目的及び構成	3
第2節 防災の基本方針	9
第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業績	8の大綱11
第4節 飯豊町の特質と災害要因	22
第5節 震災の想定	34
第 2 編 震災対策編	
第1章 災害予防計画	47
第1節 基本方針	49
第2節 災害予防と減災対策への取組	51
第3節 職員配備体制の整備	54
第4節 相互応援体制整備計画	55
第5節 消防体制整備計画	56
第6節 防災知識の普及計画	58
第7節 地域防災力強化計画	63
第8節 災害ボランティア受入体制整備計画	69
第9節 防災訓練計画	72
第10節 避難体制整備計画	74
第11節 救助·救急体制整備計画	81
第12節 火災予防計画	83
第13節 医療救護体制整備計画	85
第14節 地震防災施設等整備計画	87
第15節 防災用通信設備災害予防計画	89
第16節 地盤災害等予防計画	91
第17節 孤立集落対策計画	93
第18節 防災化整備計画	95
第19節 建築物災害予防計画	96
第20節 輸送体制整備計画	100
第21節 交通関係施設災害予防計画	103
第22節 農地・農業用施設災害予防計画	106
第23節 電力供給施設災害予防計画	107
第24節 電気通信施設災害予防計画	109

第25節 上水道施設災害予防計画	110
第26節 下水道施設災害予防計画	114
第27節 危険物等施設災害予防計画	117
第28節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	118
第29節 文教施設における災害予防計画	120
第30節 要配慮者の安全確保計画	123
第31節 積雪期における地震災害予防計画	128
第2章 災害応急対策計画	131
第1節 災害対策本部の組織	133
第2節 職員の動員配備体制	144
第3節 広域応援計画	150
第4節 被災県等への広域応援計画	154
第5節 広域避難計画	155
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	158
第7節 県消防防災へリコプターの活用	162
第8節 災害ボランティア活動支援計画	163
第9節 通信計画	165
第10節 地震情報等の伝達計画	166
第11節 災害情報等の収集・伝達計画	169
第12節 広報計画	174
第13節 避難計画	179
第14節 避難所運営計画	186
第15節 救助·救急計画	193
第16節 消火活動計画	196
第17節 医療救護計画	199
第18節 遺体対策計画	202
第19節 輸送計画	204
第20節 道路交通計画	206
第21節 鉄道路災害応急計画	208
第22節 土砂災害防止施設応急対策	210
第23節 河川施設災害応急計画	213
第24節 農地・農業用施設の応急計画	215
第25節 電力供給施設災害応急計画	217
第26節 ガス供給施設災害応急計画	220
第27節 電気通信施設災害応急計画	222
第28節 下水道施設災害応急計画	224
第29節 危険物等施設災害応急計画	226

	第30節	農林業災害応急計画	229
	第31節	食料供給計画	231
	第32節	給水·上水道施設応急対策計画	235
	第33節	生活必需品等物資供給計画	239
	第34節	保健衛生計画	242
	第35節	廃棄物処理計画	246
	第36節	義援金の受入・配分計画	250
	第37節	義援物資の受入・配分計画	251
	第38節	文教施設における災害応急計画	253
	第39節	要配慮者の応急対策計画	257
	第40節	応急住宅対策計画	261
	第41節	災害救助法の適用に関する計画	269
第	3章 災害	『復旧·復興計画	275
	第1節	民生安定化計画	277
	第2節	金融支援計画	283
	第3節	公共施設等災害復旧計画	289
	第4節	災害復興計画	291
第 3	3編 風	,水害等対策編	293
第	1章 災害	写予防計画	293
	第1節	基本方針	295
	第2節	災害予防と減災対策への住民の取組	297
	第3節	職員配備体制の整備	301
	第4節	相互応援体制整備計画	301
	第5節	消防体制整備計画	301
	第6節	防災知識の普及計画	302
	第7節	地域防災力の強化計画	307
	第8節	災害ボランティア受入体制整備計画	309
	第9節	防災訓練計画	309
	第10節	避難体制整備計画	311
	第11節	救助•救急体制整備計画	317
	第12節	火災予防計画	318
	第13節	医療救護体制整備計画	318
	第14節	防災用通信設備整備計画	318
	第15節	地盤災害等予防計画	319
	第16節	孤立集落対策計画	322
	第17節	町の防災化計画	322
	第18節	建築物災害予防計画	323

第19節	輸送体制整備計画	324
第20節	交通関係施設災害予防計画	325
第21節	農地·農業用施設災害予防計画	326
第22節	電力供給施設災害予防計画	327
第23節	電気通信施設災害予防計画	327
第24節	上水道施設災害予防計画	328
第25節	下水道施設災害予防計画	330
第26節	危険物等施設災害予防計画	331
第27節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	331
第28節	文教施設における災害予防計画	332
第29節	要配慮者の安全確保計画	333
第30節	積雪期における災害予防計画	333
第2章 災害	r応急対策計画	335
第1節 多	災害対策本部の組織	337
第2節 耳	職員の動員配備体制	337
第3節 瓜	広域応援計画	337
第4節 褚	坡災県等への広域応援計画	338
第5節 「	広域避難計画	338
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	338
第7節 場	県消防防災へリコプターの活用	339
第8節	災害ボランティア活動支援計画	339
第9節 道	通信計画	339
第10節	気象情報等伝達計画	340
第11節	災害情報の収集・伝達計画	354
第12節	広報計画	355
第13節	避難計画	357
第14節	避難所の運営計画	367
第15節	救助•救急計画	370
第16節	消火活動計画	370
第17節	医療救護計画	371
第18節	遺体対策計画	371
第19節	輸送計画	372
第20節	道路交通計画	372
第21節	土砂災害防止施設応急計画	373
第22節	河川施設災害応急計画	375
第23節	農地・農業用施設災害応急計画	377
第24節	電力供給施設災害応急計画	378

第25節 ガス供給施設災害応急計画	379
第26節 電気通信施設災害応急計画	379
第27節 下水道施設災害応急計画	380
第28節 危険物等施設災害応急計画	381
第29節 農林業災害応急計画	384
第30節 食料供給計画	384
第31節 給水·上水道施設応急対策計画	384
第32節 生活必需品等物資供給計画	385
第33節 保健衛生計画	385
第34節 廃棄物処理計画	385
第35節 義援金の受入・配分計画	386
第36節 義援物資の受入・配分計画	386
第37節 文教施設における災害応急計画	387
第38節 要配慮者の応急対策計画	391
第39節 応急住宅対策計画	394
第40節 災害救助法の適用に関する計画	395
第3章 災害復旧・復興計画	397
第1節 民生安定化計画	399
第2節 金融支援計画	399
第3節 公共施設等災害復旧計画	399
第4節 災害復興計画	400
第4編 個別災害対策編	401
第1章 水害対策計画	403
第1節 水防管理団体等体制整備計画	403
第2節 水防活動計画	404
第3節 応援計画	407
第2章 大規模土砂災害対策計画	408
第3章 雪害対策計画	410
第1節 ライフライン等の確保計画	410
第2節 雪崩防止計画	412
第3節 住民生活の安全確保計画	415
第4章 危険物等災害対策	418
第1節 災害予防計画	418
第2節 災害応急対策計画	419
第5章 航空災害対策計画	420
第6章 鉄道災害応急計画	421
第7章 道路災害対策計画	423

第8章 村	林野火災対策計画	426
第1節	災害予防計画	426
第2節	5 災害応急計画	428
第9章 原	原子力災害対策計画	431
第1節	基本方針	431
第2節	5 災害予防計画	432
第3節	5 災害応急対策計画	432
第4節	5 災害復旧計画	432

第 1 編

総則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

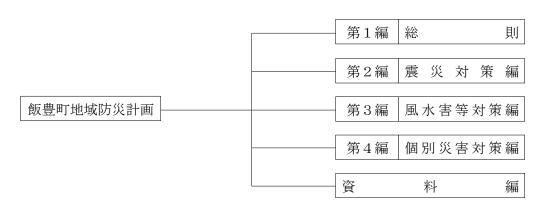
この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、飯豊町防災会議が作成する計画であって、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。



国、県及び飯豊町の防災会議並びに防災計画の体系

2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により飯豊町防災会議が策定する飯豊町地域防災 計画の一部を構成し、本町における防災対策の基本となる。

この計画の性格は次のとおり。

- (1) この計画は、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な

回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。

- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、 それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつど こでも起こり得る災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のため に、住民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進 する。
- (4) 町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による 災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必 要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

4 防災の基本理念 (飯豊町地域防災計画各編共通事項)

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、 それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本 理念は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係 費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、災害対 策基金等の積立、運用等に努める。

(1) 周到かつ十分な災害予防

基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、 ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推 進することを理念とする。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる 被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災 害対策の改善を図る。

② 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、道路の整備等地震に強い地域の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」(生態系を活用した防災・減災)及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施

- 設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、 工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図 る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応 急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、 必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し過去の災害対応の教 訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

基本理念

- ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の 把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を 適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に 配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障 がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

② 施策の概要

- ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設 の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、 災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時に おける広域応援体制を確立する。
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動 を行う。
- エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した 緊急輸送を行う。
- オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。 また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活

動を行う。

- カ 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口 の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズ に応じて供給する。
- ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うととも に、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体 の処理等を行う。
- ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・ 物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- サ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。
- シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図 るよう十分配慮するものとする。
- ス 平常時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- セ 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の 積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
 - 基本理念
 - ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被 災地の復興を図る。
 - ② 施策の概要
 - ア 被災の状況や被災地の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決 定し、事業を計画的に推進する。
 - イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
 - エ 再度の災害防止とより快適な生活環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

5 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1)地域防災計画に記載すべき事項(法定事項)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。 以下「土砂災害防止法」という。)第15条第第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避 難体制等に関する事項、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項に規定する洪水予報等 の伝達方法等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

(3) 国土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)第10条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。また、第13条の規定により策定した飯豊町国土強靭化地域計画(令和3年3月)は、国土強靭化の観点から町における様々な分野の計画等の指針であり、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるとともに、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取組むものとする。

- ① 基本目標
 - ア 人命の保護が最大限図られる
 - イ 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ウ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - エ 迅速な復旧・復興

6 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と県及び市町村間の相互支援体制を構築すること。町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニ

ーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む など、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断 基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要 に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用 を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、住民の意 向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項(風水害等対策編に記載)

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

7 計画の周知と運用

本計画の内容については、町職員、住民、防災関係機関並びに防災に関する施設管理者に周知徹底するとともに、特に町及び防災関係機関は、平常時の予防対策及び災害時の応急・復日対策実施に適切な運用ができるよう、日頃から訓練や研修を通じ内容の習熟に努める。

第2節 防災の基本方針

本町における防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持を図ることである。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最も重視し、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。また防災には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、行政、住民、事業所等が一体となって最善の対策をとり、災害に強い「安心・安全なまちづくり」を進めていくこととする。そのための基本方針は以下のとおりとする。

1 災害に強いまちづくり

災害発生時の重要な防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進するとともに、本町の 地質条件等を考慮した治山治水事業や住民の生命・身体の安全確保と財産の保全を目的とした 防災対策を推進し、被災した際の被害を最小限に抑えることができるよう、「減災」に向けた 地域防災基盤の強化を図る。また、災害時に必要となる防災資機材を計画的に整備するととも に、災害情報の収集・伝達が適切かつ効果的に行えるよう伝達手段を検討の上整備し、山形県 防災行政無線と併せて、総合的な災害情報の収集伝達のシステムを確立する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI技術やSNSの活用など、国・県等と連携の上、災害対応業務のデジタル化の検討を進め、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2 地域防災力の強化

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、行政と住民、そして事業所などあらゆる 人々がともに協力し合いながら災害に当たることが重要である。共生と共創のまちづくりとし て「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念を踏まえ、住民それぞれが平常時か ら災害に対して備え、災害が発生した場合には自分の身を自分で守るとともに、お互いに助け 合いながら活動できるよう、情報提供や防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成、ボランティア活動の環境整備など地域の防災力の向上に努めていく。

また、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を習得できる実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

3 要配慮者への配慮

本町においては、高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、さらには寝たきり高齢者等の要介護者の増加など、要配慮者の割合が年々増加している。このことは今後

の防災対策の上で重要な課題であり、要配慮者となりうる在宅の高齢者や要介護者、身体障がい者等については、自治組織や自主防災組織、消防団等と協力し、要配慮者の実態把握に努めるとともに、災害発生時の情報提供や避難誘導が円滑に行えるよう地域で支援する体制を構築するなど、きめ細やかな施策をほかの福祉施設と連携の下に行っていく。

また、地理に不案内な観光客や、情報の理解や意思疎通が困難な外国人等も要配慮者となり得ることから、今後考慮していかなければならない課題である。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1項の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上必要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 実施機関

(1) 町

町は、防災の第一次責任者として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置を 行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について 自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとと もに、災害時には、町その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機	関	名	処			ベ	き	事			は			\mathcal{O}	大	綱
					予 防			災害			対			<u>害</u>	復	旧
飯豊	上町				「防災á	会議に	こ関	①飯豊				_			こめの	相談
				つるこ							営に			するこ	-	tata s
			_		こおける			·	こと。						つ支給	等に
					び住具			②指定						ること	-	,
			_		1織の育		旨導				事に				どに関	する
					ること	-	7 718	, -	,		豊要請	•	こと	_	~ BB. 上	7 -
					意識の高						町村			対策に	こ関す	るこ
					全運動	切にほ	€ 7		, -		の要		と。 エロ ##	σ. k±. /1	AT HT) テ 目目
				らこと	-	4. 去 T	Z アド		する。						列措置	に関
					1係る教 関する			③県知			と文			こと。 海 数 き	首及び	rtt ds
					関りる 画設及で	_					の救.	_			す及い	
			_		関する				へ 100			9)			すりること	
					消防、	_		に (4)損失		-		及 7			多し、	
			_		の他の						か減!				っこと。	
			-		る施記				関する				IH (C	 	,	
					を備並て			⑤災害			-	閗				
					機材の				こと。	-	. / ()	127				
					こと。	< NII E	, , –	⑥災害	-		する	<u>~</u>				
					水、そ	の他は	也域	。 と。	,,—,,,,	· (– p.g	, 4					
					に関す			⑦気象	: (災害	善事) 予	警報	等				
					7 然化		-				なびに	·				
			1	ム、そ	の他防	災構i	告上	難指	示等	及び	警戒	区				
			O.	改善	、災害	危険	区域	域設	定に	関する	ること	0				
			O.)指定	こ及びタ	対策に	こ関	⑧被災	後者の	救助	に関	す				
			す	つるこ	と。			るこ	と。							
			93	災害発	生の際	方ぎ』	上又	9消防	活動	及び	浸水	対				
			Va	は拡大	防止∅	りたと	りの	策活	動に	関する	ること	0				
			排	昔置に	関する	こと。)	⑩緊急	輸送	の確	保に	関				
								する	こと。							
								⑪ライ			の確	保				
									する、	-						
								⑫公共								
											用施					
											急措	置				
								,- ,-	するこ			4.7				
								13農産		•						
											対す	_				
									措置	に関	する	_				
								と。	7. /	D/W o	\ # \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2/				
								(4)食料 電 1								
								-	いた こと。		画に	美				
								15 災害	-		. Rt.	亢				
											、別					
			<u> </u>					(恩	(米)(上)	ツ水ノ	ての	TU.				

機	関	名	処	理		す	ベ	き	事	務	又	は		業	務	の	大	綱
饿	美	泊	災	害	予	防	対	策	災	害 応	急	対	策	災		害	復	旧
									保	健衛生	の応	急措	置					
									に	関する	こと。							
									16被	災児重	生徒	等に	. 対					
									す	る応急	の教	育に	. 関					
									す	ること	D							
									17被	災要酉	包慮者	に対	けす					
									る	相談及	び援	護護に	. 関					
									す	ること	o							
									18危	険物0	保安	に関	す					
									る	こと。								
									19被	災地に	こおけ	る社	:会					
									秩	序の維	持に	.関す	つる					
									۲	と。								
									20施	設及で	で 設備 かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	の応	急					
									復	旧に関	するこ	こと。						
									21) 応	急措置	しのた	めの)財					
									産	又は物	1品の	貸付						
									に	関する	こと。							

(2)消防

LVIV. BB 6	処	理		す	ベ	き	事	務		又	は	2	 業	務	の	大	綱
機関名	_	害		防	対		災:						災		害	復	旧
西置賜行政	1	防災に	こ係	る教	有及	とび	①災	害の	警戒	及	び防	iぎ					
組合消防署	Ī	訓練り	こ関	する	こと	0	ょ	に関っ	する	۲	と。						
飯豊分署	2	防災人	思想	の普	及厚	\$発	②救	出、	救助	及	び救	(急					
	1	こ関う	ナる	こと	0		に	関する	るこ	٤,)						
	3	災害の	の予	報及	び警	幹報	③災	害応	急対	策	に関	す					
	(こ関う	ナる	こと	0		_	こと。									
							④災										
								び広		伝	に関	す					
								こと。									
							⑤通		確保	: KZ	関す	`る					
								と。	,								
							⑥危			:安	に関	す					
								こと。		• п-1)L.	.). L					
							77										
								所定		活	動に	.)到					
名 典 叶沙 吐 耳		7七 ((()	7 K	Z ∄I	()(由) :	- 月日	9 ①災	るこ。		: 77.	7 K R±	: ±"					
飯豊町消防団		防災! するこ			川水に	_ 关		音の に関				12					
		ァる、 防災	`	_	5 及豆	女怒	②災					1 +					
		の火に関っ				170		音心 こと。		×	に民	J					
	'		7 '2)		0		3災	_		کال د	生に	閻					
								るこ			→ (C	· [77]					
							, ,	2 _	_ 0				<u> </u>				

(3) 県

機	関	名	処	理	す	ベ	き	事	務	又	は	2117	業	務	\mathcal{O}	大	綱
7次	(天)	4	災	害	予 防	対	策	災害	応	急	対	策	災		害	復	旧
山形	県		1) [山形県	具防災会	議に	こ関	① 県 災	害対	策本	部の	設	1	波災	者のだ	きめの	相談
				-るこ					び運	営に	関す	る	l	こ関	するこ	と。	
			25	方災阝	関係機関	目相互	主の	こと	0				2)	見舞	金等0	り支給	等に
			紛	含合部	問整に 関	する	5 C	②防災	関係	機関	相互	\mathcal{O}	1	関する	ること	. 0	
			٤	- 0				総合	調整	に関	する	ſĭ	3)	雇用	の安え	官に関	する
			35	《害》	をび防り	とにほ	員す	と。					3	こと。)		
			Z	5科学	色的研究	ピとそ	その	③市町	「村の	実施	する	被	4 2	生活	関連	物資	の需
			月	え果の)実現に	_ 関う	トる	災者	の救	助の	応援	及	弁	给 ·	価格場	犬況の	調査
				と。				び調	整に	関する	ること	. 0	셬	等に	関する	らこと。	
			45	ち災に	係る気	象、均	也象	④ 自 律	う隊の かんりょう	災害	派遣	要	51	主宅	対策に	こ関す	るこ
			及	とびオ	く象の観	見測、	予	請に	関する	ること	<u>,</u> 0		Č	上。			
			幸	B、情	報、その	の他の	の業	⑤指定	行政	機関	に対	す	6)1	租税	の特例	列措置	に関
			彩	をに関	する施	設、請	没備	る職	員の	派遣	要請	に	-	する。	こと。		
			及	なび組	織の整	備、立	位び	関す	るこ	닏。			⑦点	農林	業者及	及び中	小企
			13	2災害	哥の予報	及及で	が警	⑥建設	機械	及び	技術	者	Ì	業等	に対す	ける金	融対
			幸	足の伝	を達の改	を善し	こ関	の現	況把抗	屋、並	なびに	そ	5	策に	関する	らこと。	
			す	-るこ	と。			の緊	急使	用又	は従	事	8/2	公共	施設等	筝の災	害復
			5 5	方災思	思想の音	多及 及	をび	命令	に関う	するこ	こと。			日に	関する	こと。	
			55	を 害労	で全運動	かに阝	員す	⑦損失	そ及び	損害	補償	並					
			Z	らこと	0			びに	公的	徴収	金の	減					
			65	方災に	こ係る 孝	女育及	をび	免等	に関っ	するこ	こと。						
			割	練に	関する	こと。)	⑧応急	措置	のた	めの	財					
			7)i	通信加	包設及で	バ組織	畿の	産又	は物	品貸	付け	に					
			虫	を備に	関する	こと。)	関す	るこる	と。							
			87	、防、	消防、	 数助、	そ	⑨市町	「村の	実施	する	水					
			O.)他の)災害点	ふ急に	こ関	防活	動及	び浸	水対	策					
			す	- る旅	直設及で	ド組織	畿の	活動	に対す	ナる指	旨示、	援					
			軎	修備立	なびに物	7資人	をび	助に	関する	ること	- 0						
			篁	る 機材	すの備書	皆に関	員す	⑩災害	救助	法に	基づ	<					
			Z	うこと	0			被災	者の	救助	に関	す					
			9消	计山台	水、そ(の他り	具土	るこ	と。								
			O.)保全	に関す	るこ	と。	(11)気象	(災害	等) 子	警報	等					
			10克	書物ℓ)不燃作	ム、 重	付震	の情	報伝	達並	びに	災					
			11	ム、そ	の他都で	†の[方災	害情	報の	収集	伝達	に					
					の改善				るこ	-							
			隨	医区域	战の指定	₹及て	バ対	12)災害	子広報	に関	する	ſĭ					
			-		するこ	-		と。									
					色生の防			13緊急	輸送	の確	保に	関					
			15	は拡大	、防止の	ったと	りの	する	こと。								
			排	昔置に	関する	こと。)	④ライ	フラ	イン	の確	保					
)要配慮		寸策		するこ	_							
			13	- 関す	ること	0		15公共									
								/· · ·	及び								
								•	対す		急措	置					
									するこ	-							
								16農産	物、氢	家畜、	林産	物					

機関名		理	す	べ	き	事	務	又	は	;	業	務	の	大	綱
版	災害	子 予	防	対	策	災	序 応	急	対	策	災	:	害	復	旧
						及7	び水産	物に	.対す	ーる					
						応急	急措置	に関	する	5 C					
						と。									
						17食	料その	他の	生泪	5必					
						需品	品の需	給調	整に	2関					
							ること。	•							
							手時の原								
							の他保								
							昔置に								
							災児童								
							る応急	-	育に	- 関					
							ること。	•							
						- "	災要配								
							目談及		護に	- 関					
							ること。			→ <i>F</i> 7.					
						_	の他市								
							置の実								
						1	指示及		けに	- 関					
	①災害	民 敬女 /世	: Π σ	7 壮 危	些次		ること。 害情報		生 17	- 月月					
八十言宗石		す音幅					古月刊ること。		、米に	- 关					
		アの整					災者の		1 及 7	以北京					
		こと。			- [大]		秀導に								
	②災害			┢養▮	練		通規制、								
		する。			אעורויי		の確認								
	3防炎				5 Z		各の確								
	٤.	4 77 1 1 1	,	., .	_	ر ا ا		. , ,) ,	•					
	0						-。 方不明	者の	調査	正及					
						びる	花体の	検視	に関	目す					
						るこ	こと。								
						⑤犯 影	₹の予[坊・耳	反締!	0.					
						混乱	乱の防	止そ	の他	也秩					
						序(の維持	に関	する	5 2					
						と。									

(4) 指定地方行政機関

1616	日日	Þ	処	理	す	<u> </u>	ベ	き	事	Į.	務	又	は		業	務	\mathcal{O}	大	綱
機	関	名	災	害	予	防	対	策	災	害	応	急	対	策	災	2	善	復	田
東北	農政局		① 鳥	矏地!	方災:	事業	及て	ド地	1)5	(害	情報(の収4	集、種	É &	農地	地及で	び農業	美用施	設並
(止	1形り	ト拠 しゅんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	9	ナベリ	9 対 3	策事	業の)実	J	ナの	備蓄	及び位	共給、	病	びし	ここえ	hso)関連	施設
点)			方	包に目	目する	5 C	と。		誓	医虫	の防	除、氢	で畜の)伝	の	災害征	复旧、	直轄	代行
			213	方災者	教育、	、総	合訓	川練	芝	於病	予防	及び	飼料	∤ Ø	災	害復	日事業	き、鉱	害復
			Z	及び鳥	豊家り	に対	する	5防	存	催保	、土均	也改良	見機板	戈の	旧日	事業、	災急	手金融	に関
			5	災思想	退の !	普及	. 並て	バに	Ę	見況	把握	及ひ	緊急	使	す	ること	<u> </u>		
			ß	方災官	営農	体制	の育	崔立	戶	月措	置、挂	支術者	音の重	損					
			扌	旨導に	こ関で	ナる	こと	0	扌	#置	に関っ	する、	こと。						
									25	災害	時に	おけ	る応	急					

466	BH	H	処	理	す	_	べ	き	事	 務	又	は		 業	務	の	大	綱
機	関	名	災		予	防	対	策	災害							害	復	旧
									食料	斗の調:	達・伊	給に	2関					
									する	5情報	収集	連絡	各に					
									関す	ーるこ	と。							
東北森	森林管理	理局	1)	台山马	事業	及び	が地す	トベ	災害情	青報の!	仅集、	災害	手復	林:	地、	林道	及び林	業施
(置)	賜森ホ	木管	Ņ) 対5	(事	業の	実施	恒に	旧用村	才の供	給に	関す	-る	設	の災	害復	旧に関	する
理署)				員する		-			こと。					۲	と。			
				方災														
				東のほ														
				と災の	り防」	止に	- 関っ	トる										
				<u>- と。</u>														
仙台管				方災多					①気象								(地震	
, , .	形地力	方気		足進、					· ·	象の観			_				生した	
象台)				答発に			_			は果の!		発表	見に	1			地震動	
			_	也方と						るこ	_	(a (255.)	- -	1			水象の	
			, ,	方災対	•	,-			②気象								等の防	
				ド的 な		-	明言	ま (こ		こは、多				1			表、伝	
				員する 気象訓		-	/ mi	· 、 年日		めによ ら)、 <i>】</i>						・寺に	- 関す	つ
				へ <i>豕ぅ</i> 則、子				, -		oノ、// をびに				と。)			
				ッ、」 D整備						L O (C (象情:								
				ノ金加	引(し)天	19 '	(J) ((<u> </u>		るび解								
									こと		. в)L (⊂	 	ه,					
山形台	労働局	1	(1)-	大規札	草かり	暴 杂	(ر ک	< 555	①二Y		発生	(T) [S]	5 IF	(1):	事業:	場の	操業再	開時
	/J 2/J/14	,	_	等の多						引する			,	_			然 労働災	
				3 Z Z		-	- , ,,	,	②災		-		2 関				するこ	
				と業り	-	ける	防災	どの		る安全				1			工事等	-
			_	足進に					に厚	引する	こと。						衛生の	
														1	に関っ	するこ	こと。	
東北地	也方整位	備局	1	方災_	上必	要な	な教育		①災領	手に関	する	情報	見の	_;	次災	害の	防止及	び迅
(山	形河厂	川国	7	ど訓糸	東の領	実施	重並て	バに	収绚	集の伝	達等	に関	すす	速	な復	旧に	- 関す	るこ
道事	務所え	长沢	_	一般信	主民の	の防	与災意	意識	るこ	_と。				ک ح)			
国道	維持占	出張	0	つ高揚	易、防	災夠	知識の	の普	②水區	方活動、	、土砂	火災	§防					
所)				及に関					· ·	5動及			§導					
	上川る		_	通信 施		.,		•		-関す		-						
統合				方災月					③建訂									
所白		ム管		を備に			_		_	見況把	握に	関す	-る					
理支展		. 1 . 6-6-		災害が					こ <u> </u>	-	v~ \rH 17	V- (=						
緊急				5河川					4緊急									
派遣				と等の				生進		- F O								
	FOF			こ関す		-		- ~ ∙		とる災								
と)	・リコ	レク	_	重要水)防ェ						复旧資 「るこ		惟汨	K (C					
				ノツユ 重行ま					(5) 災害 (5) 災害		_	相ら	s th					
				^{担11人} る必り						き発生								
				ン心を上石が						する応								
				上畑り				~ 1日		国に関								
				字(C)K 字广加				下防	6 緊急									
<u> </u>			ا س	1/1/			ч п	127	シボル	., c ×	1 2	<u>_</u> μι	J. V.Z	1				

機	関	Þ	処	理	70	j-	ベ	き	事	ř	務	又	は		業	務	の	大	綱
饿	关	名	災	害	予	防	対	策	災	害	応	急	対	策	災	,	害	復	旧
			打	#置に	-関す	トる、	こと。		Ę	5 H	る場	合の	緊急	対					
			6	雪害 -	予防:	施設	と及て	バ除	٦i	SO	実施	に関	する	5 2					
			雪	[体制	削の	整備	まに関	目す	اح	- 0									
			7	5 こ と	. 0														

(5) 自衛隊

LIK PP 6	処	理	す	べ	き	事	務	又	l'a	<u> </u>	業	務	の	大	綱
機関名	災	害	予 防	対	策	災害	応	急	対	策	災	·	<u> </u>	復	旧
陸上自衛隊	防災	6関	系資料の	の基础		①災害		初動	jの当		自復	 	(昭	和 29	年法
第6師団	查、	関係	機関と	の連絡	洛調	体制	強化	及び	関係	系機	律領	第 165	号) [第 100	条に
	整、	災	害派遣言	計画の	の作	関の	連絡	員の初	派遣.	、情	基~	づく土	:木]	匚事等	の受
	成、	防災	と訓練、	防災	関係	報収	集等	並び	にど	冬害	託し	こ関す	るこ	と。	
	資格	幾材	等の整値	備点 札	倹に	関係	予報	及び	警幸	艮の					
	関す	トるこ	こと。			伝達	に対	するt	盘力.	、関					
						係機	関か	らの	要請	青若					
						しく	は緊	急事	態に	2.伴					
							隊等		遣に	_ 関					
							こと。								
						②被害	-								
							助、遺								
							助、フ								
							動、追								
							に関っ	_	,	•					
						3診察	、感》 防除								
							対所るこ		又12	支 ()					
						(A)通信	_		オコ	ζ >-					
						を と。	人1反		J 9 'a) _					
						⑤人員	及び	物資	の曼	& 急					
							、炊飢			-					
							、救技								
							又は								
						制の	支援	に関	する	5 2					
						と。									
						⑥危険	物の	保安	及て	バ除					
						去、	その化	也臨榜	後の東	公要					
						に対	し自	衛隊	の育	と 力					
						で対	処可	能な	措置	置に					
						関す	るこ	と。							

(6) 指定公共機関

144	月日	Þ	処	理	Ü	す	ベ	き	3	事	務	又	ľ	ţ	業	務	の	大	綱
機	関	名	災	害	予	防	対	策	災	害	応	急	対	策	災	1	<u> </u>	復	田
東日	本旅	客鉄	(1) A	泉路』	及び	建設	物の)警	(I)	送電	設備、	電車	巨線及	をび	線罩	各等銳	失道旅	直設の こ	災害
道树	未式会社	生	1j	崩、保	:存及	なび管	き理!	こ関	3	变電	設備の	の防調	護等.	、列	復旧	日に関	する	こと。	
新源	易支社		-	するこ	こと。				Ī	車運	転用	電力	の商	雀保					

	処	理	す	べ	き	事	務	又	l'a	t	業	務	<i>O</i>	大	綱
機関名			 予 防	対	策	災害					災		<u> </u>	復	旧
	②鉄 保	道林	の新設 び管理	、改	良、	② おと気災等関災物に列施器と気災等関災物の。 象害応す害資	す運及防 情対急る転び護 報策体こ	こ用信に の本制とお人と。信号関 伝部の け員	号保す 達の確 るの 選挙を 及該立 救輔	信機こ び置に 助送	火	書	<u>.</u>	復	H
東日本電信電	高度	情報	網の確	重立と	: 既	災害時					①j	避難指	示等	争によ	り実
話株式会社山 形支店	信設	備の	整備に 安定化 するこ	と並て		確保、うの減免					2 2	受基をのいる。	れるい特の	ナ は えが なっと という とう とう とう とう とう とう とう とう とう かいま	約免す 災者等る 害
株式会社NT Tドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク 株式会社	設設 信設	:備の :備の	網の確認を定任	こよる ご並て	5通	災害時信の研				_		動通信に関す		前の災こと。	害復
日本赤十字社山形県支部						② ③ ③ ④ ③ ④ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ の の の の の の の の の の の の の	医と者の。ろと字の。療。に配 の。ボ指	救 対分 ケ ラ導 募 すに ア ンに 集	に る関 に テ関	す 援る す アる					
日本放送協会山形放送局	災るこ		の放送	をに 阝	19 To	情報 るこ ②救援 仕団	特別警 等の と。	警報及 放送 活動 活動活	び に 及 動	害する対		送施設するこ		《害復	旧に

機関名	処理す	べき	事	務	又	10	t	業	務	0	大	綱
機 第 名	災 害 予 防	対 策	災害	応	急	対	策	災	售	i i	復	旧
日本通運株式			①物資	等の	各種	輸送	計					
会社			画の	策定	及び	実施	立に					
			関す	ること	느。							
			②緊急									
				確立								
				防止	に関	する	5 2					
			と。									
東北電力ネッ	発電、変電、送電		災害時								その災	害復
トワーク株式	電施設並びに認		給の確		び調	整に	- 関	日(こ関す	るこ	と。	
会社長井電力	設、改良及び維持	寺に関す	するこ	と。								
センター	ること。											
日本郵便株式	災害発生時の郵										3ける	
会社	の運営確保体制	整備に									会社の!	
萩生郵便局	関すること。									確伪	保に関	する
手ノ子郵便局									こと。		Ŀ᠈ ∜ ╸□□□	n-1-)
添川郵便局								-		. ,	上適用	
中津川郵便局											見業務	
											リ事務	
									又い抜 ること		対策に) 9
										•	ゆうち	ւ <i>ድ</i> ዘ
											かりら ひひと	
											ンぽ生 [、]	
											フは 生	
											めることである。	
									• • • •		り取扱	
									ッた‰ 関する			. , .

(7) 指定地方公共機関

466	BB	h	処	理		す	べ	き	1	事	務	又	Va	ţ	業	務	\mathcal{O}	大	綱
機	関	名	災	害	予	防	対	策	災	害	応	急	対	策	災	=	手	復	旧
	放送树	朱式		§予[坊の	放送	に厚	すす			予報、								
会社			るこ	こと。							寺別警								
株式	た会社に	山形							†	青報	等の	放送	に関	すす					
テレ	ビ								7	5 C	と。								
株式	え会社ラ	テレ							2 3	效援	奉仕	活動	及て	ド奉					
ビコ	-一山形	;							f	上団	体等	の活	動に	2対					
株式	会社	さく							_	ナる	協力	に関	する	; <u> </u>					
らん	ぼテレ	ビジ							(<u> </u>									
ョン																			
株式	え会社コ	ロフ																	
エム	山形																		
白川	土地改具	包区	水門	月、小	〈路、	ため	5池及	をび	農力	也及	び農	業用	施設	えの	農均	也及て	び農業		設の
野川	土地改具	包	農道	直、そ	の他	也の農	農業月	月施	被	災状	況調	査に	.関す	-る	災領	髺復Ⅱ	日事業	とに関する こっぱん こうしょう しょうしょ しょうしょ しょう しょう かんしょ しょう しょう しょう しゅう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	する
			設(り整し	備及	び維	持領]理	\	<u>ا</u> 。					2 2	- 0			
			に厚	割する	3 こ 8	上。													

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長井市西置賜郡	災害時における医療救護に関すること。
医師会・歯科医師会	
病院等経営者	①防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。
	②災害時における収容患者の避難誘導に関すること。
	③被災負傷者等の収容保護に関すること。
	④災害時における医療、助産等の救護に関すること。
	⑤近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	①防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防対策に関すること。
	②災害時における収容者の避難誘導に関すること。
	③災害時における要配慮者の収容に関すること。
社会福祉協議会	①被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
	②福祉救援ボランティアに関すること。
	③災害時における要配慮者の収容に関すること。
山形おきたま農業	①町が行う農林関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること。
協同組合	②農作物の災害応急対策についての指導に関すること。
山形県農業共済組	③被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。
合置賜支所	④共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
農業関係団体	⑤飼料、肥料等の応急確保に関すること。
西置賜ふるさと森	⑥林業物の災害応急対策についての指導に関すること。
林組合	
商工会等商工業関	①町が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資のあ
係団体	っせん等の協力に関すること。
	②災害時における物価安定についての協力に関すること。
	③救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれ
男明古母怎么事效	らのあっせんに関すること。
置賜広域行政事務 組合	災害時におけるごみ及びし尿の適正処理に関すること。
建設業協会等建設	①防災対策資機材、人員の確保に関すること。
建取未肠云 守建取 業者	①防灰対泉真機材、八真の雌体に関すること。 ②障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。
素句 日本・アルカディ	①災害予防の放送に関すること。
ア・ネットワーク株	②災害情報等の放送に関すること。
式会社	○次音目報寺の
(おらんだラジオ)	
長井西置賜地区	①液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること。
プロパンガス保安	②災害時における応急燃料の確保に関すること。
センター協同組合	③被災者に対する燃料の供給に関すること。
製材業者	災害時における復旧資材の確保協力あっせんに関すること。
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
西置賜危険物安全	災害時における危険物の保安措置に関すること。
協会及び危険物関	1
係施設の管理者	
自主防災組織、	①地域における住民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防物資の供給、
自治組織等	防犯等に対する協力に関すること。
	②町が実施する応急対策についての協力に関すること。
	③防災知識の普及啓発と防災訓練の実施に関すること。

機	関	名	処	理	す	べ	き	事	務	又	は	業	務	の	大	綱
			4 ±	 い	精神に	こ基づ	づく自	主防災	(活動	を実力	施する	こと	0			
			⑤追	難所	の運営	営の協	力に	関する	ること	0						
文化	事業団体		町カ	ゞ実施	するル	芯急対	策に	ついて	この協	力に	関する	こと	0			
その作	也公共的	団体	それ	いぞれ	の職	務に関	員する	防災	管理、	応急	対策	及びタ	災害復	夏旧に	関する	るこ
及び	防災上重	要な	と。													
施設(の管理者															
災害原	芯急対策	又は	災害	時に	おけ	る事業	美活動	の継	続的領	実施及	び町	が実カ	値する	防災	に関	する
災害征	复旧に必	要な	施第	きへの	協力に	こ関す	つるこ	と。								
物資	苦しくは	資材														
又は行	役務の供	給又														
は提信	共を業と	する														
者(ス	ーパーマ	ーケ														
ット、	コンビニ	エン														
スス	トア等)															
住民			食品	、飲	料水	その他	の生	活必需	言物資	の備	いる	災訓	練への	の参加	1に関	する
			ے ک	- 0												

第4節 飯豊町の特質と災害要因

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 町の位置

本町は、山形県の西南部に位置し、置賜盆地のほぼ中央に位置している。東は米沢市及び川西町、西は小国町、南は福島県喜多方市、北は長井市にそれぞれ隣接し、北東部は置賜白川に沿い、南部は飯豊連峰に連なる山岳で覆われている。JR米坂線と国道113号が東西に走っており、仙台と新潟を結ぶ内陸横断ルートのほぼ中間点で、交通上の要衝となっている。町全体として南北に狭長であり、最も長いところで南北35km、東西18km、総面積は329.41km²で、山形県総面積の約3.5%を占めている。

役場庁舎は、飯豊町大字椿2888番地、東経139°59′北緯38°02′に位置している。

2 自然的条件

(1) 地形·地質

本町の地形は、大日岳(2,128m)、飯豊本山(2,105m)、種蒔山(1,791m)、三国岳(1,644 m)等の山々が連峰(飯豊連峰)をなし、吾妻連峰へと続いている。また、北方には朝日連峰があり、その中間縫合地帯には、宇津峠山地の山々が走り、峰を競い合っている。北へ東へと半円状を描いて連れを成し、その内側(北東)に本町がある。

三国岳の北傾斜面に白川の源流があり、大日杉、中津川盆地を駆け抜け、一度はすべて白川ダムに入る。高峰、手ノ子付近にかけて流路はしだいに東へ移動していく。白川流域は下流にいくにしたがい氾濫原が広がりを見せ扇状地帯となる。松原付近から長井盆地へ出て、長井市河井で最上川へと注ぐ。このように飯豊連峰の北東麓を流れる白川流域に耕地が開けた農山村である。なお、白川左岸の扇状地帯の北側には、長井盆地西縁断層帯が南北にはしっており、丘陵部と平地部の境界となっている。

地質は、古生代までさかのぼると推定される堆積岩とその変成岩類と中生代~新生代古第 三紀に貫入してできた飯豊山の花崗岩類の2種類が基盤岩を成している。新第三紀の地層は、 様々な堆積岩類及び火山岩石類から構成され、地質構造も複雑である。北部には第四紀の地 質の砂礫台地・段丘・扇状地が分布する。なお、米沢盆地西方から本町・小国盆地周辺にか けた地域は、地すべりが密集する地域となっている。

① 変成岩類

本町の南東隅に、栂峰(1,541m)がある。そこから北の烏帽子山(1,197m)の西面にかけて、古い時代の堆積岩類とその変成岩類が見られる。厚さ約1,000mと推定され、砂岩・粘板岩などから成り、海の中で堆積されてできた地層であることがわかる。この地層は、花崗岩マグマの熱作用によって変成された岩石(「ホルンフェルス」と呼ばれる)が混じっ

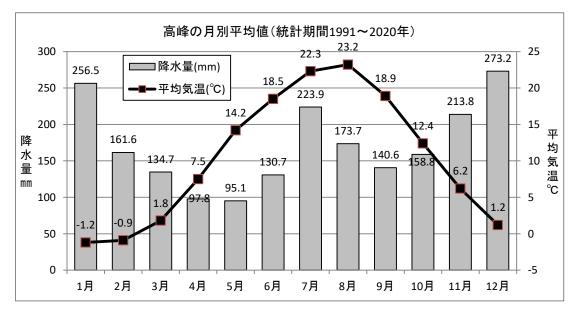
ている。

② 花崗岩類

飯豊山や朝日岳の山体は、「花崗閃緑岩」と呼ばれる花崗岩の仲間から成り立っている。 この岩石は、地下深所のマグマが地殻の浅い部分に貫入して冷えたもので、その後の隆 起によって2,000m級の山岳に成長したものである。町土は、この巨大な花崗岩の山塊に抱 かれている。

(2) 気候

本町の気象は内陸型気候を表し、年間の平均気温は、10℃前後になり、年間降水量は高峰 (標高250m)で2,077.7mm、中津川(標高390m)では2,511.5mmに達する。春夏は、西風、 秋冬は北西の季節風がある。気圧配置が西高東低の冬型となると、北西の風が強くなり平坦 部では地吹雪が発生し、山間部には大雪を降らせる。降雪量は平地部で2~3 m、山間部で は4 mにも及ぶことから、特別豪雪地帯に指定されている。



資料:気象庁 高峰(飯豊町高峰)「地域気象観測システム」アメダス

① 春

ア 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。また、時折、寒波のもどりがあるが、3月下旬から4月にかけての季節の進み方は急である。

イ 消雪の状況

平坦部で4月上・中旬、山間部では5月に入らないと消えない。

ウ 天気の周期的な変化

4月から5月にかけては、大陸の高気圧が発達し、その一部が移動してできた移動性 高気圧と日本の西側にできた低気圧とが交互に日本付近を通過する。

このため、天気は3・4日ぐらいの周期で変化する。また、低気圧が通過するときには突風や春雷が発生し、急速に気温も上がる。

工 融雪洪水

本町を流れる白川水系の融雪期は3月中旬頃である。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、暖気を伴う強い南風や強い雨のため融雪が進み、洪水が起こることもある。

オ 空気の乾燥

4月から5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いので火災が発生しやすい。

カ 晩霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは5月上旬頃である。

② 夏

ア 気温の上昇

平均気温が20℃を超える時期は7月上旬から9月上旬にかけてである。

イ 梅雨入り

梅雨に入るのは6月中旬頃であり、梅雨時期は曇りや雨のうっとうしい日が多い反面、 梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。

ウ 梅雨末期の大雨と梅雨明け

7月中旬頃、梅雨前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。梅雨が明けるのは例年7月下旬頃である。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

エ 最高気温の時期

梅雨が明け、晴天の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧に おおわれ、連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。

③ 秋

ア 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の通過する進路により本町の気象状況も大きく変わる。すなわち、台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈や出羽山陵などに大雨を降らせることが多く、日本海を通るときは、雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。

イ 秋の長雨

秋の初めには、日本海の南岸沿いに前線(秋雨前線)が停滞して梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨前線ほどはっきりしないが9月中旬頃から10月上旬にかけてである。

ウ 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

秋の長雨が終わると移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、周期的に天 気が変化する。

工 初霜

本町で初霜を見るのは山間部で10月下旬頃、平坦部では11月上旬頃である。

オ 霧の発生

10月上旬に最も多く発生する。

カ 強風の日の増加

10月に入ると強風の日数が増加し、北西の季節風が吹き始める。

キ 初雪

本町で日最低気温の平均値が0℃以下になるのは、12月からである。本町で初雪を見るのは山間部で11月中旬頃、平坦部で11月下旬頃である。

初雪は地域により多少差はあるにしても、寒波の到来時期で決まる。

④ 冬

ア 北西の季節風

雪を伴った季節風が3月頃まで吹き続ける。強風の日は1月に入ると多くなり、時に は連日吹雪となる。

イ 根雪になる時期

根雪になる時期は、平坦部で12月中旬である。また、根雪日数は平均して120日前後であるが、南部の山間地では北部の平坦部より根雪の終期が1カ月以上も遅れる。

3 災害要因

(1) 風水害

風水害は、6月から10月にかけて多く発生しており、特に梅雨前線の活動が活発になる梅雨末期頃から初秋にかけての7月、8月に集中的に発生している。6月と9月にも発生しているが、7月、8月に比べれば少なく、10月は台風等により発生する。

① 豪雨

雨による被害が発生する誘因として、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地 的な豪雨があるが、本町で特に注意しなければならないのは、梅雨末期に降る集中豪雨で ある。また、近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生する。

日降水量等のランク (上位5位)

髙峰

[F] PEP						
要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量	168	159. 5	146	136. 0	121. 0	1976/4
(mm)	(1981/6/22)	(2020/7/28)	(1978/6/26)	(2019/10/12)	(2014/7/9)	2021/12
日最大1時間降水量	59. 5	53	47. 5	45	43. 0	1976/4
(mm)	(2011/7/11)	(1983/8/9)	(2011/7/27)	(1998/8/6)	(2008/9/7)	2021/12

中津川

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量	153. 5	124	121	120	118. 5	1981/6
(mm)	(2019/10/12)	(2002/7/10)	(2006/7/15)	(1999/9/15)	(2016/8/22)	2021/12
日最大1時間降水量	80	54	43. 5	42. 5	42	1981/6
(mm)	(1983/8/11)	(2006/7/15)	(2008/9/7)	(2016/8/2)	(2006/9/7)	2021/12

資料:気象庁 「地域気象観測システム」アメダス

ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害のほとんどが7月から9月に集中する。その要因としては、前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、融雪期には、日本海に低気圧又は前線があって、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害を発生することがある。

イ 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本町では、融雪及び豪雨等に伴う土砂災害が発生する危険性 が高い。気象現象の点から概観すると次のようになる。

- (ア) 土石流:前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月 にかけて多い。
- (イ)がけ崩れ:前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。 次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。
- (ウ)地すべり:融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。

② 台風

山形県に災害をもたらす台風のコースは次の2つのタイプに分けられる。

ア 暴風による災害が発生するコース

県の日本海沿岸又は日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まることがある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

イ 豪雨に伴う災害が発生するコース

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋沿岸を北上する場合、大雨に伴う浸水や 土砂災害が発生することが多い。特徴として、東海地方付近から房総半島にかけて上陸 し、スピードを早めながら列島を縦断又は太平洋沿岸を北上する例が多い。

ウ 風(台風以外)

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、 強風害、竜巻による被害を発生させる。

(ア)強風

県内の強風による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが 最も多い。

(イ) 竜巻

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状 又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十~数百メートルで、長さ数キロメートルの 範囲に集中するが、数十キロメートルに達することもある。

(2) 雪害等

雪による被害には、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生する もの、及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。 降雪時期は11月から4月上旬までで、1月から2月に豪雪となりやすい。

① 積雪害

町内への降雪は、1月から2月に豪雪となり、雪の重みによる建造物の倒壊、雪下ろし や排雪中の事故が発生しやすい。

② 風雪害

町内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、強い西風により発生する地吹雪には注意が必要である。

③ 雪崩

雪崩による災害を大別すると次の2つに分けられる。

- ア 積雪の表層が滑り落ちる新雪(表層)雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪に数 10 cm以上の新雪が積もった場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多い。
- イ 積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温 が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬から4 月にかけて多い。

④ 融雪害

融雪害は、3月から4月にかけて日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

(3) その他の気象災害

① 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、 特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の 流入によるものがある。

② ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。ひょう害は局地性が強く、被害地は距離10km、幅数km以下の細長い長円形又は帯状になることが多い。

③ 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に多く発生する。4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。落雷による被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器への影響も多くなってきている。

④ 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。 ア オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った北東風(やませ)が 吹き、影響を与えることが多い。

イ 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に 流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

⑤ 干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の2つのタイプがある。

- ア 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合。
- イ 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合。

季節別等の災害危険性(置賜地域)

_

(4) 土砂災害の危険箇所

土砂崩壊は、おおむね土石流、がけ崩れ、地すべりの3つに分類される。町内の山地を背にする地域では、急傾斜地や土石流の危険箇所が多く点在している。本町における危険箇所は以下のとおりである。

① 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所。指定箇所は、警戒区域と特別警戒区域で警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン): 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン):「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が 生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域。

土砂災害警戒区域等の指定区域

土石流	土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から勾配が2度以上
	の区域
急傾斜地の	傾斜度が30度以上で高さが5m以上を有する区域、急傾斜地の上端から

崩壊	水平距離が 10m以内の区域及急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍
	(50mを超える場合は 50m)以内の区域
地すべり	地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超え
	る場合は 250m)の範囲内の区域
	※特別警戒区域は、地すべり区域の下端から最大で 60mの範囲内の区域
	※地すべり区域:地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある
	区域

本町の土砂災害警戒区域等の指定箇所数

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	48	31
地すべり	5	0
急傾斜地	12	12
計	65	43

(令和3年6月22日現在)

② 山地災害危険地区

山地災害危険地区:山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、県が山地災害危険地と判定した地区

山腹崩壊危険地区	山腹崩壊(山崩れ)や落石などにより災害が発生するおそ
	れがある地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊などによって発生した土砂などが土石流となり、
	災害が発生するおそれがある渓流
地すべり危険地区	地すべりにより災害が発生するおそれがある地区

本町の山地災害危険地区の把握箇所数

山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区
20	74	18

(令和2年3月現在)

(5) 河川のはん濫

本町は最上川の支流の置賜白川が貫流し、その支流の萩生川、小白川、宇津川、広河原川 や数多くの渓流があり、浸水被害等を被ってきた。

そのうち置賜白川(水位周知河川)について、県により想定最大規模の降雨の際の洪水浸水想定区域図が公表(平成29年4月28日)されている(本町では、県管理の置賜白川及び萩生川が該当)。

町では、県の想定に基づき、1,000年に1回程度(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率がおおむね1/1,000(0.1%))発生する規模を超える降雨により浸水すること

が想定される区域や土砂災害警戒区域、避難所等を示す「飯豊町防災ハザードマップ」(2021年1月)を作成し、地域の危険箇所を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応を行えるよう促している。

(6) 地震に伴う地盤災害

① 地盤の特徴

平地部の扇状地の扇端部及び外縁部は、細粒の泥、シルト等の未固結堆積物からなり、 軟弱地盤となっている。また、山地に囲まれた急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の 土砂災害危険箇所が全域に点在している。

② 地震動の増幅率

地震動は、地表に伝達する際に増幅され、その地点の震度となるが、増幅の程度は、その地点の地盤の特性によって決定される。増幅の要素である加速度の増幅率については、 緩扇状地や一部の段丘でも増幅率が2.0~2.5となるが、多くの扇状地や平野部の砂丘では おおむね1.5~2.0程度の増幅率となっている。一方、丘陵部では1.0~1.5の増幅率を示し、 山地については多くは1.0未満であるが、堆積岩類などの被覆層が厚い地域で1.0~1.5となっている。

③ 液状化危険度

大きな地震が起こった場合、その地震動により地盤の性質によっては液状化現象が発生 し、その地域に大きな被害を及ぼすことが知られている。長井盆地の西縁で地震が起こっ た場合には、長井盆地や米沢盆地の低地の広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。

④ 気象

地震が起こった場合、被害状況に影響を及ぼす気象要素として、大雨や積雪及び風速を あげることができる。大雨は、地震で緩んだ地盤に、がけ崩れや地すべり等を引き起こし 易くする。

積雪は、屋根に積もった積雪加重として建物の倒壊可能性を増大させるとともに、地震動による雪崩の発生など、直接的に被害を拡大させる要因となる。また、車両の通行阻害要因として、迅速な消火活動や救急救助活動、緊急輸送活動に影響を及ぼすことが考えられる。風速は、建物倒壊によって発生した地震火災の延焼面積を拡大する要因となる。

(7)活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことであり、山形県においては主要な4つの断層帯の調査が行われている。 そのうちの1つが、朝日町から米沢市に至る長さ51kmの長井盆地西縁断層帯であり、断層の 西側が相対的に隆起する逆断層と推定され、地震が発生すれば大きな被害が発生すると想定 されている。

本町における活断層は、長井盆地西縁断層帯と呼ばれる若干雁行する短い断層の集まりである。長井盆地と西縁の山地との地形境界付近に位置し、盆地形成に大きく関与している断層である。断層はさらに北東へ連続し、地形境界をなす直線的な急崖部よりやや離れた盆地寄りのところに変位地形が認められる。岸線付近では鮮新〜更新統は東側へ急傾斜しており、

それに伴って地形面も盆地側へとう曲し、一部では低断層崖を形成しているところもある。

4 社会的条件

(1) 人口

町の人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在で6,613人、2,125世帯、一世帯当たりの人員は3.1人となっている。町全体としての人口は依然として減少が続いている。地域的に見ると山間地の人口減が続いており、しかも高齢化が強まっている。これらは、災害発生時の応急対策等、初期活動、自主防災活動の支障が懸念される。

人口の推移を見ると、昭和30~40年代には高度経済成長に伴う都市部への人口流出により 急激な減少傾向が続いたが、昭和50年以降はその傾向が緩やかになってきており、人口の減 少には緩和の兆しが見られる。しかし、減少傾向は依然として続いており、平成2年以降は 10,000人を下回る水準となり、平成12年度以降はさらに減少が加速している。

世帯数は減少が続いているものの、人口の減少に比べると緩やかな傾向となっている。

年齢3区分別の人口比率を比べてみると、年少人口(15歳未満)の比率は総人口と同じく、昭和30~40年代に急激に減少した後、昭和60年及び平成2年には一時的に増加したが、平成7年には再び減少に転じている。一方で、老年人口(65歳以上)の比率は上昇を続けており、特に昭和60年以降はその傾向が一層強まっている。平成2年以降は、老齢人口が年少人口の比率を上回っており、令和2年10月1日現在では住民の38.6%が65歳以上の高齢者となっている。

このような高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想され、高齢者(とりわけ独居老人)、障がい者等いわゆる要配慮者の増加については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に十分配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

また、災害の発生時に要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、防災体制を強化する必要がある。さらに、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れ、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

人口	及び	世帯	数の	推移

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
0~14歳(人)	1, 772	1, 908	1,881	1, 640	1, 325	1,064	939	840	755
15~64歳(人)	7, 083	6, 636	6, 095	5, 547	5, 256	4, 878	4, 494	3, 929	3, 303
65歳以上(人)	1, 365	1, 587	1, 904	2, 351	2, 623	2, 681	2, 510	2, 535	2, 555
総数(人)	10, 220	10, 131	9,880	9, 538	9, 204	8, 623	7, 943	7, 304	6, 613
0~14歳比率	17.3%	18.8%	19.0%	17.2%	14.4%	12.3%	11.8%	11.5%	11.4%

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
65歳以上比率	13.4%	15.7%	19.3%	24.6%	28.5%	31.1%	31.6%	34.7%	38.6%
世帯数 (世帯)	2, 466	2, 373	2, 334	2, 316	2, 333	2, 299	2, 235	2, 190	2, 125
世帯人員(人)	4. 1	4. 3	4. 2	4. 1	3. 9	3.8	3. 6	3. 3	3. 1
人口増減率(%)	-5. 1	-0.9	-2.5	-3. 5	-3.5	-6. 3	-7. 9	-8.0	-9. 4

(国勢調査)

(2) 産業

本町の産業別就業人口は、平成27年国勢調査によると、第一次産業659人(17.2%)、第二次産業1,321人(34.5%)、第三次産業1,844人(48.2%)となっており、第二次産業の割合が減少し、第一次・第三次産業の割合が増加しているが、全体的に大きな変動はなくほぼ横ばいとなっている。

農業は、米や米沢牛、アスパラガス等の生産が盛んであるが、農家数の減少とともに兼業化が進んでおり、平成27年(農林水産省 2015年農林業センサス)の総農家数は727戸、うち主業農家は131戸、準主業農家168戸、副業的農家302戸、自給的農家126戸となっている。なお、2020年2月1日(農林水産省 2020年農林業センサス)現在、総農家数は562戸で、うち販売農家463戸、自給的農家99戸なっている。

一方、町内には令和2年6月1日(経済産業省2020年工業統計調査)現在、18の事業所(従業者4人以上の製造業事業所)があり、従業者数は1,031人である。なお、令和3年4月1日現在、町内に東山工業団地があり14社が操業している。

また、平成28年6月1日現在の商店数(小売業・卸売業)は70(うち小売業は63)、従業者数は321人で、自町購買依存率は14.1%(平成30年度山形県買物動向調査)と低く、長井市等への流出が目立つ。

なお、長井市、米沢市などの近隣市町に通勤している住民も多く、昼間の人口の流出は、 地域の防災力の低下につながるため、防災対策を講ずる上で考慮する必要がある。

さらに、町では、豊かな自然や特産物などの観光資源を生かすべく、施設の整備やPR活動を進めてきており、町を訪れる観光客は2019年には1,232千人と増えている。しかし、観光客は災害時には災害弱者となりうるため、そのための対策が必要である。

(3) 交通

県都山形市まで約50km、置賜の中核都市米沢市まで約22km、山形空港まで約72kmである。 国道113号は、国道13号につながる大動脈である。特に、東北自動車道に直結する東北中央自動車道並びに新潟市と仙台市を結ぶ新潟・山形南部連絡道路の高速交通体系の整備により、山形市、米沢市などの周辺市町のみならず、その圏域はさらに拡大する可能性を持っている。主要地方道、一般県道は、地域開発幹線道路として主要地方道長井飯豊線「手ノ子工区」のバイパス等の完成など整備が図られているが、道路幅員も狭く、引き続き整備促進を要望していく必要がある。

町道はこれまで最も力を入れ整備を進めてきたが、2020年の町道改良率は61%と国・県道と比較し整備水準が低く、整備要望は依然として高い。また、自動車の保有台数も1世帯当

たり2.92台(平成30年度末)と多く、通勤、通学等の日常生活に欠かせないものになっている。そのため、幹線道路への接続、冬期間の交通確保、歩行者の安全性に配慮した整備を進めるとともに、維持補修管理体制の充実を図っていく必要がある。

鉄道は、東日本旅客鉄道の米坂線(町内3駅)が運行され、新潟県と結ばれている。国道 113号と同様、経済、文化、流通には重要な交通機関である。また、山形新幹線(平成4年開 通)により、東京まで約3時間の時間距離となる。

デマンド交通、スクールバス等により、高齢者や児童生徒等いわゆる交通弱者の貴重な足の確保を図っている。今後も住民と協力の上維持・整備を図る必要がある。

特に災害時の避難及び応急物資受入のための緊急輸送路の確保は、急を要する大事な課題となってくる。

5 災害履歴(資料14参照)

本町の災害は、洪水、火災、豪雪等がある。

第5節 震災の想定

平成7年1月17日に発生し、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災は、このような地震が日本各地で発生する可能性があることを、教訓として我々にもたらした。その後も、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などマグニチュード7.0クラスの大規模地震が発生し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード9.0と国内観測史上最大規模の地震により各地に甚大な被害をもたらしたが、大規模地震は、いつどこで起きてもおかしくない状況にある。

本計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能 するようにすることは重要な課題であり、また、このためには、このような大規模地震が発生し た場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、山形県では、「山形県地震対策基礎調査(調査報告書)(平成10年3月)」を公表した。

また、平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査委員会」という。)より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形県は「山形盆地断層帯被害想定調査(報告書)(平成14年12月)」を実施した。

さらに、地震調査委員会から平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることが指摘されたことから、「山形県地震被害想定調査(調査報告書)(平成18年3月)」を実施した。

1 想定地震

(1) 既往地震

山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

		地震名	震	央		
	発生年月日	地展石 又は			規模	
	光生千月日		北緯	東経	(M)	「泉門の長度:及い飯青帆仇
		地域名	(度)	(度)		
	850年11月27日	出羽	39. 0	139. 7	7. 0	出羽国地大いに震い、国府井口
1	(嘉祥 3 . 10. 16)					(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山
1						谷所を易ふ。又、海波を颶げ圧死す
						るもの多し。
	1804年7月10日	象潟地震	39. 1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。
	22 時	(羽前・羽後)				特に、象潟では潰れた家 532 戸、死
	(文化元. 6.4)					者 63 人。この地震全体では、潰家
2						5,500、死者 333 人。津波を伴い、
						余震多し。
						又、陸地隆起(最大2m位)して、
						象潟湖干潟となる。
	1833年12月7日	羽前佐渡	38. 9	139. 3	7. 5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、
	15 時	(庄内沖)	00.0	100.0	0	津波が発生した。山形県南部では水
	(天保4.10.26)	(\TTL 11.1.)				死 38 人、家屋流失 158、船流失 305、
3	()()(4.10.20)					山形・新潟県境では潰家 270 戸、佐
						渡では家屋流失79、家屋全半壊460、
						津波は北海道から能登までに及ん
						存級は北海坦から配登までに及ん だ。
	1004年10日00日		20.0	100.0	7.0	Ü
	1894年10月22日	庄内地震	38. 9	139. 9	7. 0	被害は酒田付近が最も大きく、山
	17時35分					形、本荘にまで及んだ。被害は、死
4	(明治 27)					者 726 人、負傷者 1,060 人、家屋全
						壊 3,858 戸、半壊 2,397 戸、破損
						7,863 戸、焼失 2,148 戸、余震多し。
	1896年8月31日	陸羽地震	39. 5	140.7	7. 2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転
5	17 時 06 分	(羽後・陸中				落、土蔵の壁亀裂等で軽微だった
	(明治 29)	境付近)				が、山形では庄内地震より強く感じ
						た。
	1897年2月20日	宮城県沖	38. 1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
6	05 時 50 分					
	(明治 30)					
	1933年3月3日	昭和三陸	39. 1	145. 1	8. 1	震度:山形県下一円3。軽微な被
7	2時31分	地震				害、家屋損壊7(庄内4、村山3)、
	(昭和8)	-/				その他軽被害。
	1939年5月1日	男鹿地震	39. 9	139. 8	6.8	震度:酒田4、山形2。弱い津波
8	14 時 58 分	74 mar = 12X	23.0	200.0		あるも被害なし。
	(昭和14)					57 5 0 1/A 11 5 0 0
	(-11/14 11/				<u> </u>	

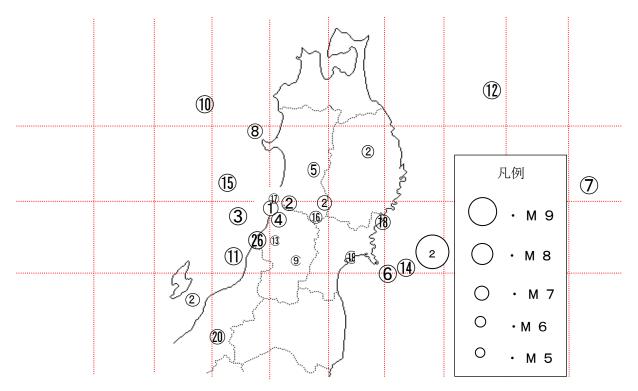
発生年月日 地震名 又は 地域名 震 央 北緯 (度) 規模 (M) 県内の震度:及び被害 1944年12月7日 左沢地震 1時27分 (昭和19) 5.5 震度:山形3 (震源地位 6)。大江町本郷萩野付近 壊1、このほか、土蔵の破	概況
地域名 (度) (所) 1944年12月7日 左沢地震 38.4 140.4 5.5 震度:山形3(震源地位) 1時27分 6)。大江町本郷萩野付近	196176
1944 年 12 月 7 日 左沢地震 38.4 140.4 5.5 震度:山形3 (震源地位 1 時 27 分 6)。大江町本郷萩野付近	
1時27分 6)。大江町本郷萩野付近	h沂雲市·
家屋の傾斜や異常数戸あり	
煙突折損、山崩れ、地割れ	あり。地
鳴りを伴い余震多数。	
1964年5月7日 男鹿半島 40.4 138.7 6.9 震度:酒田4、新庄2、	,
10 16 時 58 分 沖 秋田山形県境の小砂川~ (7月75-20)	
(昭和39) 線路に地割れ、列車一時不	通、弱い
津波発生。	
1964年6月16日 新潟地震 38.4 139.2 7.5 震度:鶴岡6、酒田・新	庄5、山
13時01分 形4。被害は、県全域に及	えんだが、
(昭和39) 上内地方ほど大。津波も	発生した
が、被害はほとんどなし。	県内の被
	99 人、住
家全壊 512 戸、半壊 1, 283	戸、床上
11	
水田流失埋没 787 箇所、	
185 箇所、橋梁流失 4 箇所	
壊 6 箇所、山崩れ 35 箇所	
災者概数 7, 331 人。	05 干、恢
1968年5月16日 十勝沖 40.7 143.6 7.9 震度:酒田4、山形・新	古 3 抽
12 9時48分 地震 143.0 7.9 震及:個田年、田かり和	
12 9 時 48 万	
1972 年 8 月 20 日 山形県 38.6 140.0 5.3 震度: 酒田・新庄 3、山	
(昭和 47) 剥落や停電 6,000 戸等の車	
1978 年 6 月 12 日 宮城県沖 38.2 142.2 7.4 震度:新庄 5、山形・酒	
17 時 14 分 地震 害は、交通障害、電話回線	
(昭和53) の広範囲にわたる。この他	
14 1 1 人、住家全壤 1 戸、一部	
家被害2戸、道路損壊4箇	
19 万戸に達し、被害総額は	5億円を
超えた。	
1983 年 5 月 26 日 日本海中部 40.4 139.1 7.7 震度:酒田4、山形・新	
11 時 59 分 _{地震} 害は、建物一部破損 1 戸、	
15 (昭和 58) 1 箇所、船舶沈没 9 艘のほ	
13) 560戸、
水道管破裂や電話不通等	の被害が
あった。(秋田県内で県人	2人死亡)

		地震名	震	央	나다 나나	
	発生年月日	又は 地域名	北緯 (度)	東経 (度)	規模 (M)	県内の震度:及び被害概況
16	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田·宮城 県境	38.9	140.6	6. 1	震度:新庄4、酒田・金山3。負 傷者(最上町)12人、住家一部破損 (最上町・尾花沢市)8戸、道路損 壊6箇所、河川1箇所の被害があっ た。
17	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県 沿岸南部	39. 2	139. 8	5. 3	震度:遊佐町5弱、酒田市・八幡町・平田町4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸(酒田市)、断水113戸の被害があった。(公共施設1施設と停電以外はすべて遊佐町に被害が集中)
18	2003年5月26日18時24分(平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7. 1	震度:中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
1 9	2003年7月26日7時13分(平成15)	宮城県北部	38. 4	141. 2	6. 4	震度:中山町・村山市・新庄市・ 最上町4。負傷者(山形市、山辺 町)2人の被害があった。
20	2004 年 10 月 23 日 17 時 56 分 (平成 16)	新潟県 中越地震	37.3	138.9	6.8	震度:村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。人的・物的被害なし。
21	2005年8月16日11時46分(平成17)	宮城県沖	38. 2	142. 3	7. 2	震度:上山市・村山市・天童市・ 東根市・尾花沢市・山辺町・中山 町・河北町・新庄市・最上町・舟 形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・ 南陽市・高畠町・川西町・小国町・ 白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・ 三川町・遊佐町・松山町・平田町 4。 負傷者(天童市)1人、住家一 部破損1棟、非住家一部破損3 棟、文教施設一部破損3箇所など の被害があった。
22	2007年7月16日10時13分(平成19)	新潟県 中越沖 地震	37.6	138. 6	6.8	震度:上山市・山辺町・中山町・ 西川町・川西町・小国町・白鷹町・ 飯豊町4。鶴岡市・酒田市・山形 市・米沢市ほか 15 市町村3。人 的・物的被害なし。

		地震名	震	央		
	発生年月日	又は	北緯	東経	規模	県内の震度:及び被害概況
	7121711	地域名	(度)	(度)	(M)	
	2008年6月14日	岩手・宮城	39.0	140. 9	7. 2	震度:最上町5弱。鶴岡市・酒
	8時43分	内陸				田市ほか20市町村4。長井市3。
	(平成 20)	地震				県人3名が宮城県栗原市内で
	(1/94 = 9)	7 11/12				死亡、ほか2名が行方不明。県地
23						内での被害は重傷者1、住家1、
						非住家3、道路被害5、にごり水
						7地区、180 戸断水、教育施設一
						部損壊5など
	2008年7月24日	岩手県	39. 7	141.6	6.8	震度: 鶴岡市・酒田市・村山市・
	0 時 26 分	沿岸北部				中山町・最上町4。山形市・米沢
24	(平成 20)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				市・新庄市ほか25市町村3。
	, , , , , ,					重傷者2、非住家被害1
	2011年3月11日	東北地方	38. 1	142.9	9.0	震度:上山市・中山町・尾花沢
	14 時 46 分	太平洋沖				市・米沢市5強。鶴岡市・酒田市・
	(平成 23)	地震				新庄市・村山市・天童市・東根市・
		『東日本				南陽市ほか 13 市町村5弱。山形
		大震災』				市・寒河江市・長井市ほか8町村
						4。県人2名が山形市内、南相馬
						市内で死亡。
						余震(2011年4月7日)
						宮城県沖(M7.2)
						最大震度5弱:新庄市・最上
25						町・舟形町・大蔵村・村山市・東
20						根市・中山町・河北町・尾花沢市・
						大石田町。
						県人1名が尾花沢市内で死亡
						余震(2011年4月11日)
						福島県浜通り(M7.1)
						最大震度5弱:上山市・山辺町、
						中山町・白鷹町
						その他重傷者 10、軽傷者 35、
						住家被害(半壊 14、一部損壊
						1,279)、非住家 124 などの被害が
<u> </u>	0010 7 0 7 10 7		00.0	100 5	<i>C</i> 7	あった。
	2019年6月18日	山形県沖	38.6	139. 5	6. 7	震度:鶴岡市6弱、酒田市、三
	22 時 22 分					川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄
	(令和元)					市、上山市ほか 19 市町村4、山 形市、寒河江市、天童市ほか6市
26						町 3 一町 3 一町 3 一町 3 一口 一口 一口 一口 一口 一口 一口
						『] 5 重傷者 3 名、軽傷者 25 名、住
						家半壊4棟、一部破損 940 棟の被
						多十級 4 休、
<u></u>		元(目) カラ			- □\ ⊤	音がめりた。

資料:山形県史(編:山形県)、山形県災害年報(左同)、理科年表(編:国立天文台)ほか

山形県内及び周辺地域で発生した主な地震



※1 715年から2019年にかけて発生した地震の震央部分を示す。 ※2 番号は「主な地震記録と被害概況」の表の番号と一致する。

(山形県地域防災計画より)

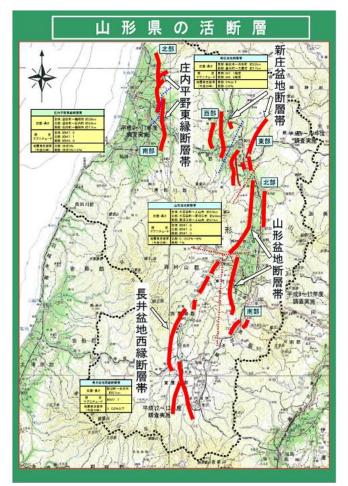
2 長井盆地西縁断層帯の長期評価

国の地震調査委員会は、平成17年2月に長井盆地西縁断層帯の長期評価を公表した。本断層帯の平均活動間隔は5千-6千3百年程度、最新活動時期が約2千4百年前以後と求められ、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ0.02%以下、0.04%以下、0.1%以下、0.5%以下と評価している。(算定基準日令和3年(2021年)1月1日)

想定地震

区分	震源域	地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	長井盆地西縁断層帯	7. 7	51 km

活断層の分布図





- 1:川原沢地点 2:平山地点 ●:断層帯の北端と南端
- 断層の位置は文献3及び5に基づく。 基図は国土地理院発行数値地図200000「仙台」「福島」「村上」「新潟」を使用。

3 長井盆地西縁断層帯の被害想定結果

この被害想定結果は、県の「山形県地震被害想定調査(調査報告書)(平成18年3月)」に おいて、長井盆地西縁断層帯全体が同時に活動し、最大規模の地震動が発生すると仮定して、 被害を想定したものである。

※発生ケースは、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つ のケースを設定。

- ① 夏季昼間 (13時)
- ② 冬季早朝(6時):積雪があり、在宅者が多いと考えられる。
- ③ 冬季夕方(17時):積雪があり、火気使用が多いと考えられる。

(1) 想定地震の設定

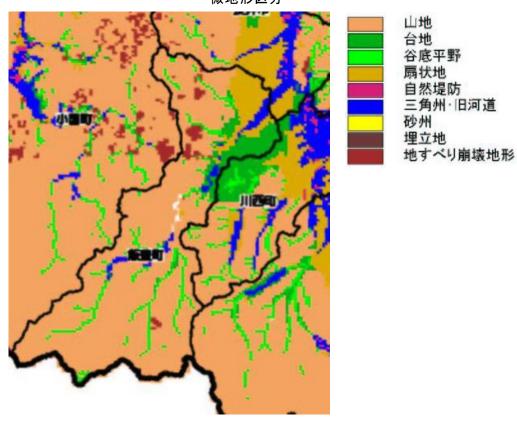
「長井盆地西縁断層帯の長期評価(地震調査研究本部地震調査委員会)」に基づき、想定 地震を次のとおり設定する。

項目	想 定 内 容
位 置	朝日町~米沢市
断層長さ	約 51 km
マグニチュード (M)	7. 7

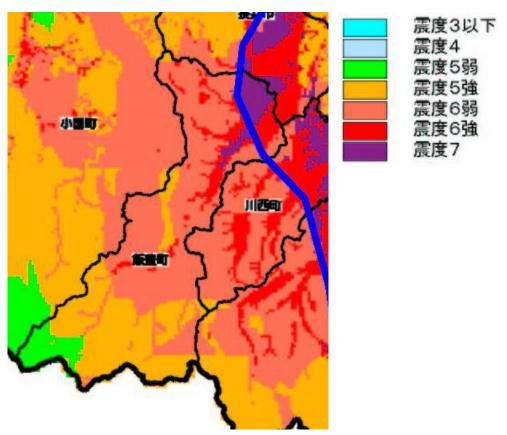
(2) 震度分布(長井盆地西縁断層帯)

震源に近い置賜、村山地域において、震度6強以上の地域が分布する。震源から離れた最上、庄内地域の一部においても震度6弱の地震が発生し、震度5強以上の地域は県内の広範囲に分布する。本町においては、断層帯東側の長井盆地の扇状地及び白川中流部の谷底平野で震度7が分布し、台地・山地には震度6強~震度6弱が広く分布する。

微地形区分



震度



(3) 液状化 · 斜面災害

本町においては、液状化危険度は河川沿いは非常に高いものの、それ以外の地域は液状化は起こらないものと評価される。

斜面災害については想定地震断層の近傍で揺れが大きくなり、危険箇所周辺(急傾斜地、 土石流危険渓流、地すべり危険箇所)では土砂災害の危険性が非常に高いと考えられる。

(4) 建物被害

置賜全体の全壊棟数は、夏季で約2万棟、冬季で約2万2千棟と推定された。特に、断層帯に近い長井市、飯豊町、川西町、高畠町及び米沢市などは、全壊率が10%を超える被害が想定される結果となった。また、半壊棟数は、夏季で約4万6千棟、冬季で約5万1千棟になると推定され、建物被害は大きなものになると考えられる。

(5) 人的被害

建物被害の大きな地域で人的被害は大きくなり、冬季早朝の発生ケースでの人的被害が最大になった。これは、早朝のために家屋内にいる人の数が多いために、家屋の倒壊などによって死傷者数が多くなるためと考えられる。

長井盆地西縁断層帯の想定地震の場合は、最大で死者1,706人、負傷者16,405人になると算出された。

地震直後の避難者数は、県内全体で最大、長井盆地西縁断層帯の想定地震の場合で約7万9千人と推定された。強い揺れが予想された震源断層周辺の市町村での値が大きくなるとともに、夜間の方が避難者数の総計が大きくなる傾向を示した。

(6) ライフライン被害

上水道施設は、長井市、高畠町、川西町、飯豊町が、発災一日後でも断水率が90%を超えると推定された。

電気については、置賜地域と村山地域の約4万4千世帯が停電すると想定される。

電話についても電気と同様に置賜地域や村山地域に被害が集中し、全県で2万6千世帯が 不通になり、また、地震発生直後には輻輳が発生するため施設に被害のない地域でも電話が できない可能性がある。

本町における想定被害

長井盆地西縁断層帯地震			被害想定				
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間		
震度				最大で震度 7			
建织	物被害		全壊計(棟,%)	834 (16.5)		734 (14.6)	
※ 類	建物棟数 5,03	0 棟	半壊計(棟,%)	1, 269 (25. 2)		1, 117 (22. 2)	
上水道の断水世帯:地震直後(世帯,%)				2. 102 (98. 9)			
フイ	上水道の	析水世	带:一日後(世帯,%)	1.919 (90.3)			
フラ	ライフライン 上水道の断水世帯:一日後(世帯,%) レアガス全半壊率:冬期(%) Lアガス要点検供給世帯(世帯) 被害 停電世帯(世帯,%)		全半壊率:冬期(%)		41.8		
イン			供給世帯(世帯)	778			
被害	被 停電世帯(世帯,%)		385 (16.4)				
	電話不通世帯(世帯,%)		213 (7.3)		3)		
			者(人)	22	50	17	
人的被害——		負傷者 (人)		365	631	307	
		避難者:昼間(人,%)		782 (8.5)			
		避難者:夜間(人,%)		1, 145 (12. 4)			

全県の被害

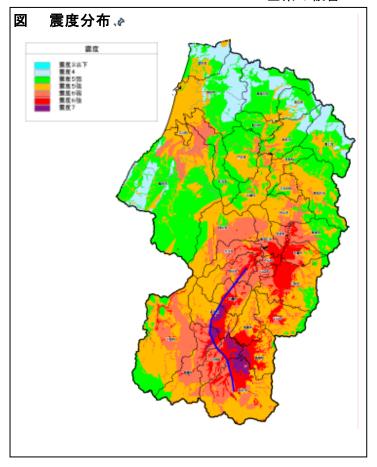


表 想定される被害の概要

		発災ケース						
		夏季昼間	冬季夕方					
	地震規模		M7. 7					
建	建物全壊	20, 216	22, 475	22, 475				
物	(棟)	3.8%	4. 2%	4. 2%				
被	建物半壊	46, 022	50, 926	50, 926				
害	(棟)	8. 7%	9.6%	9.6%				
	死者	755	1, 706	1,009				
人	(人)	0.1%	0.1%	0.1%				
的	負傷者	9, 286	16, 405	11, 324				
被	(人)	0.7%	1.3%	0.9%				
害	避難者	72, 488	78, 849	72, 488				
	(人)	5.8%	6.3%	5. 8%				
	上水道	327, 131						
	断水世帯	87. 2%						
	下水道	25, 628						
ラ	排水困難者	3. 4%						
1	電気	43, 750						
フ	停電世帯	9. 6%						
ライフライ	都市ガス	29, 005						
	停止世帯	38. 5%						
ン	LPガス	52, 495						
	要点検世帯	14. 8%						
	電話	25, 709						
	不通世帯	5. 5%						

※ %表示は、評価対象の全数(県内全建物数、総人口、 総加入世帯数等)に対する被害の割合

市町村別建物全半壊及び人的被害数

* ,				冬季			冬季早朝(人)		
ブロック	Г	市町村名	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	死者	負傷者	避難者
村山	山	形市	4,251	4.6	11,155	12.1	399	2,523	22,415
	寒	河江市	1,076	5.2	2,673	12.9	79	856	3,788
	上	山市	347	2.1	1,173	7.2	30	449	2,218
	村	山市	169	1.1	863	5.5	13	257	1,345
	天	童市	1,422	4.8	3,395	11.4	102	1,016	5,052
	東	根市	569	2.6	1,987	9.0	40	544	2,345
	尾	花沢市	3	0.0	120	1.0	1	46	376
	山	辺 町	299	3.8	893	11.3	20	343	10,472
	中	山町	396	9.3	793	18.6	37	516	1,294
	河	北 町	263	2.5	926	8.9	19	331	1,111
	西	川町	58	1.4	305	7.3	4	117	326
	朝	日町	250	7.4	558	16.4	25	398	928
	大	江 町	154	3.9	495	12.6	13	257	770
	大	石田町	17	0.4	133	3.0	2	74	356
最上	新	庄 市	6	0.0	171	0.9	2	74	825
	金	山町	0	0.0	3	0.1	0	0	35
	最	上 町	0	0.0	5	0.1	0	0	50
	舟	形町	0	0.0	16	0.8	0	0	122
	真	室川町	0	0.0	16	0.3	0	0	71
	大	蔵村	2	0.1	24	1.6	0	0	139
	鮭	川村	0	0.0	11	0.5	0	0	71
	戸	沢村	0	0.0	11	0.5	0	0	98
置賜	米	沢市	4,199	11.1	7,597	20.2	353	2,325	10,261
	長	井 市	2,051	11.0	3,740	20.0	116	1,107	3,390
	南	陽市	1,966	9.9	3,758	19.0	118	1,119	3,767
	高	畠 町	1,770	12.3	3,022	20.9	107	1,049	3,094
	JII	西町	1,119	14.8	1,892	25.0	94	962	2,563
	小	国 町	89	1.6	471	7.7	7	170	490
	白	鷹町	1,110	10.7	1,993	19.2	59	705	1,791
	飯	豊町	834	16.5	1,269	25.2	50	631	1,145
庄内		旧鶴岡市	48	0.1	713	1.8	8	186	3,593
		旧藤島町	1	0.0	95	2.3	1	46	576
	鶴	旧羽黒町	2	0.1	62	1.9	1	46	266
	畄	旧櫛引町	1	0.0	50	1.9	1	46	255
	市	旧朝日村	0	0.0	11	0.6	0	0	62
		旧温海町	0	0.0	3	0.1	0	0	31
		計	52	0.1	934	1.7	11	324	4,783
		旧酒田市	0	0.0	234	0.6	1	46	1,201
	酒	旧八幡町	0	0.0	7	0.2	0	0	34
	田士	旧松山町	0	0.0	2	0.1	0	0	28
	市	旧平田町	0	0.0	17	0.6	0	0	90
		計	0	0.0	260	0.6	1	46	1,353
	庄	旧立川町	0	0.0	44	1.9	1	46	269
	内 町	旧余目町	3	0.0	217	3.2	2	74	866
		計	3	0.0	261	2.9	3	120	1,135
	三		0	0.0	40	1.4	1	46	241
++	遊		0	0.0	15	0.1	0	0	59
村		(計)	9,274	3.8	25,469	10.3	784	7,727	43,366
最		(計)	10.100	0.0	257	0.6	2	74	1,411
置		(計) (計)	13,138	11.0	23,690	19.9	904	8,068	26,501
庄		(計)	55	0.0	1,510	1.2	1 700	536	7,571
全	県	(計)	22,475	4.2	50,926	9.6	1,706	16,405	78,849

[※]人口は、平成12年度国勢調査データを使用。

[※]最も被害が大きいと想定される冬期早朝のケースを掲載。

4 今後の課題

(1) 地震災害に対する意識の高揚

本町においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような地震を経験していない。平成23年3月の東日本大震災の際には震度4を記録し、その後、余震が続いたこともあり、危機意識が高まったとは言えるものの、住民の間では、まだまだ大地震に対する危機意識が強くないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、本町においても大規模な地震が発生する 危険性は存在する。今後、町職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対す る心構えを万全にすることが特に重要である。

年代別地震回数の集計(飯豊町上原で震度1以上)(統計期間:2020年9月1日まで)

期間	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱以上
2000 年代	23	9	3	1	0
2010 年代	256	83	7	3	0
2020 年代	14	1	2	1	0
合計	293	93	12	5	0

(2) 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される施設、避難場所等に指定されている小中学校及び公民館などの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となる。しかし、これらの施設の中には建築年が古いものもあり、耐震基準を満たしていない施設があることから、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。

第 2 編

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

飯豊町地域防災計画の第1編総則第5節「震災の想定」において、本町では最大規模となる 長井盆地西縁断層帯を震源とする大規模地震を想定している。大規模地震による被害は、建物 倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により、 大きな人的被害と物的被害が広範囲に及ぶと考えられる。この計画は、大規模地震時に発生す る被害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策ついて定 めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 地震災害対策の具体的方針

(1) 地震災害に対する防災体制の整備

地震災害は広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効果的に機能し得るよう各機関の任務を明らかにし、その組織化を図る。

① 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

② 自主防災体制の確立

地域において効果的な初期消火、避難、救助等ができるよう、地区等を母体とした自主 防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、公民館、文教施設、医療 機関、福祉施設等多数の人が利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしな がら、自主防災体制の整備を図り、効果的な初期消火や避難等ができるよう防災責任者を 定めるものとする。危険物を取扱う施設についても同様とする。

③ 初期消火体制等の確立

職域及び地域にあっては、初期消火、避難、救助、情報伝達等について効果的な災害応 急体制の整備に努める。

(2) 地震災害に関する知識の普及及び教育の推進

地震災害による被害を最小限にとどめるため、町は常日頃から地域住民、特殊建築物の防 災責任者、学校等を対象として、地震災害に関する知識の普及及び教育の推進活動を行う。

(3) 建築物等の耐震化の推進

地震発生時において死傷者が発生する要因は住宅の倒壊によるものが圧倒的に多いことから、住宅及び建築物の耐震化の促進を図るとともに、公共施設や防災関連施設、ライフライン施設等においても、地震発生時の被害により災害対応に支障をきたすことがないよう、施設の耐震性について点検を行い、所要の整備を図るものとする。

(4) 防災施設等の整備・充実

発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手

段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、 平常時から、必要な防災資機材の整備を図るものとする。

第2節 災害予防と減災対策への取組

災害時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また、複合的な災害が時に発生することから、これらのすべての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから住民は、「自分の身は自分で守る」自助意識と「私たちの地域は私たちで守る」共助意識をもち、予防と減災に向けた取組を進め、自分の家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減に努める。

1 日常における予防活動

住民は、テレビやラジオによる気象情報の確認、生活必需品の備蓄、家族の連絡方法や集合 場所の確認など、事前にできる予防対策を行う。

また、自主防災組織による防火訓練の実施、隣近所の要配慮者の把握、地域の浸水履歴の確認など日頃から地域住民が連携し、災害に備えた活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 防災知識の普及啓発及び訓練
 - ① 防災教育・訓練等への参加
 - ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
 - イ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
 - ウ 次世代への災害被災経験の伝承
 - エ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
 - オ 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
 - カ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
 - ② 自主防災組織の育成
 - ア 自主防災組織における資機材の整備充実
 - イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習 得
 - ③ 防災のまちづくり
 - ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
 - イ 災害に強い、防災のまちづくりを実現するため、一人一人がアイデアを出し合い実践 するなど、自発的なまちづくりへ参加する。

(2) 自宅に対する取組

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取組を行うことは、物的被害を 軽減させるだけでなく、人命の保護につながることから、次の取組を実施するものとする。

- ① 耐震診断及び必要な補強
- ② 家具等の転倒防止、照明器具の落下防止
- ③ 出入り口に物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
- ④ 寝室には倒れやすい物を置かない
- ⑤ ブロック塀等の倒壊防止対策

⑥ 初期消火用具の準備

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

① 避難対策

- ア 震災時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 震災時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報(避難指示等)の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする人の把握と支援体制の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加
- ② 食料・生活必需品の確保
 - ア 各家庭において、家族の最低3日間、推奨1週間分程度の食料や飲料水等の備蓄(食物アレルギー等がある場合は、備蓄食料に配慮する。)
 - イ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
 - ウ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
 - エ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
 - オ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄
- ③ 要配慮者への配慮
 - ア 町、自主防災組織、民生委員・児童委員等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、 避難誘導等の支援
 - イ 町、自主防災組織、民生委員・児童委員等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識 の向上
- ④ 火災の予防
 - ア 揺れがおさまるまでの間は無理に火元に近寄らない
 - イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
 - ウ カーテン、じゅうたん等における防炎製品の使用
 - エ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
 - オ 町や自主防災組織等が実施する防災訓練等への積極的参加

(4) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域に おける協力体制の強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や 常備薬の準備

- (5) ライフラインに関わる予防活動
 - ① 電話

災害発生時、安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにく

い状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 冬期間の災害に備えたストーブ等及び燃料の確保
- ③ ガス
 - ア 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対 策の実施
 - イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策
 - ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
 - エ 積雪時の地震発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪
- ④ 上水道
 - ア おおむね最低3日間、推奨1週間に必要な飲料水(1日1人30を目安)の備蓄

2 積雪期における予防活動

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3) 暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車の防止

第3節 職員配備体制の整備

町内において地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

1 職員の動員配備体制の整備

職員を災害発生の初期段階からできるだけ速やかに動員配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施する上で極めて重要なことである。町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事できるよう、次の対策を推進する。

- (1) 災害発生時における、「飯豊町災害対策本部編成表(配置要員名簿)」を作成し、体制ごとの配備すべき者を把握しておく。この編成表を必要に応じて配布又は要所へ掲示をすることにより、職員ごとの参集場所及び従事任務を明確にしておくものとする。なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図るものとする。
- (2)職員研修や防災訓練を通じて、職員に対し、心構え等を認識させるよう努めるものとする。

2 災害対策本部体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の迅速かつ円滑な運営を図るため、情報通信機器の設置 方法やレイアウト等を含む本部設置マニュアルを作成するとともに、平常時から、職員の動員 配備・参集方法、本部設営及び運営等について習熟できるよう、研修や図上訓練等の実施に努 めるものとする。

3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(1)情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの複数化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努めるものとする。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、 連絡窓口体制の整備に努めるものとする。

第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町独自では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

1 市町村間の相互応援協定の締結等(資料3参照)

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

なお、協定の締結に当たっては、災害時における連絡担当部署や夜間の連絡体制、応援要請 事項、被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達方法等について留意するものとする。

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ近隣市町間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行うものとする。

第5節 消防体制整備計画

火災時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災活動に携わる消防団員の安全確保を最優先とした管理体制の構築を図る。

1 消防活動体制の整備・強化

(1)消防組織の充実・強化

整備された装備・資機材を十分に活用し、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備(資料3参照)

大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく、消防隊、 救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応 援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調 整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行う。

(3) 消防団の育成強化

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助・消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、生活圏域の広域化、高齢化等が課題となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団は防災活動において重要な役割を果たしていることから、事業所に対する協力要請等を通じて消防団活動を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 通信手段・運用体制の整備

(1) 通信手段(消防・救急無線等)の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局と もに新たに増波された全国共通波(2波)の整備を促進し、大規模災害時における広域応援 体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。 また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

- ① 多重無線通信機
- ② 衛星通信システム
- ③ 早期支援情報収集装置
- ④ 震災対策用通信設備等(可搬無線機、携帯無線機、全国共通波(増波)基地局等)

(2) 通信・通用体制の整備

- ① 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- ② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- ③ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、職員に対しマニュアル等の作成・配布や防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、住民に対しても、広報や講演会、防災教育等を通じ防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に努め、「自分の身は自分で守る」、「私たちの地域は私たちで守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における 防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の 普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

町は、毎年度職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。 また、各種研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、 県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

2 住民に対する防災意識の普及

大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策において行政が対応することは困難であり、 住民の自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動を通して住民に 対する防災知識の普及を図るものとする。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次に事項について啓発を行う。

- ① 地震発生前の準備等についての啓発事項
 - ア 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ウ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄(ローリングストック法※の活用)
 - ※ローリングストック法:普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
 - エ 自動車へのこまめな満タン給油
 - オ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
 - カ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
 - キ ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの準備(しつけと健康管理、 迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等)

- ク 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等(食料「最低1日分」、マスク、消毒液、体温計等)の事前準備
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- コ 山形県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- サ 地震体験車等の地震の擬似体験
- ② 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - ア 緊急地震速報発表時の行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正 常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な 行動
 - ウ 自らの身を守る安全確保行動
 - エ 自動車運転時の行動
 - オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ク 応急救護の方法
 - ケ 通信系等の適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)
 - コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - ス 生活の再建に資する行動(家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等)

(2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災意識と自助を基本とした防災意識の啓発を促進する。

また、地域における自主防災組織、部落・地区・自治会(以下「部落等」という。)、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会などを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、 町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、防災知識の普及を図るととも に、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

(1) 啓発の内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ① 地震発生前の準備等についての啓発事項
 - ア 施設の耐震診断や備品・ブロック塀等の転倒防止対策
 - イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ウ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄(ローリングストック法の活用)
 - エ 自動車へのこまめな満タン給油
 - オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - カ 町の災害歴史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
 - キ 地域住民との協力体制の構築
 - ク 地震体験車等の地震の擬似体験
- ② 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - ア 緊急地震速報発表時の行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正 常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な 行動
 - ウ 自らの身を守る安全確保行動
 - エ 自動車運転時の行動
 - オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ク 応急救護の方法
 - ケ 通信系等の適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)
 - コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - ス 生活の再建に資する行動(家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等)

(2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対し、防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を 指導する。

また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、 自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

4 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。このため、町は、要配慮者及び介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努めるとともに、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援について、パンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発育段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、町の災害歴史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動がとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ① 児童生徒等の発育段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- ② 児童生徒等の発育段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ③ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒等が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ① 町教育委員会は、初任者研修、経験者講習等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- ② 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル 等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災上特に注意を要する施設における防災教育

発火性、引火性並びに毒物等を扱う施設、医療機関や福祉施設、旅館、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、それぞれの施設の特性を熟知し、緊急時の対応や情報伝達・避難誘導について職員に周知徹底する。また、緊急時に対応できるよう自衛防災体制を確立するよう指導するものとする。

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに旅館やレクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設(危険物、火薬類、高圧

ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設)の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 旅館等における防災教育

旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や 避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する 防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第7節 地域防災力強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて 重要である。町は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図 るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。

1 自主防災組織の育成(資料1参照)

災害発生直後は、家庭や地域の防災活動が中心となることから、町は、地区等に対する指導、助言を行い、実効性のある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、平時からの組織間の情報交換、連携体制の確立、防災課題の共有を図り、地域防災力の強化に努めるものとする。また、消防団との連携等を通じて地域の防災体制の強化を図るものとする。

(1) 育成の主体

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、部落等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に 基づき、既存の部落等自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ① 人口の密集している地域
- ② 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域等
- ④ 土砂災害警戒区域等
- ⑤ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- ⑥ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- ⑦ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ⑧ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意 して育成を図る。

- ① 住宅地における部落等単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯 意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- ② 同一の避難所の区域あるいは小学校の学校区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成の強化対策

① 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア 育成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編制を求める。

(ア) 自主防災組織内の編制

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班

- (イ) 編制上の留意事項
 - a 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないよう組織編制の検討
 - b 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
 - c 事業所等における自衛消防組織や従業員の参加
 - d 地域的偏りの防止と専門家や経験者(消防団OB等)の活用

イ 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- (ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
- (イ) 防災知識の普及に関すること (普及事項、方法等)。
- (ウ) 防災訓練に関すること (訓練の種別、消防機関等への連絡)。
- (エ)情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- (オ) 出火防止及び初期消火に関すること (消火方法、体制等)。
- (カ) 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- (キ)避難誘導及び避難生活に関すること(避難指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
- (ク) 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- (ケ) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること (調達計画、保管場所、管理方法等)。
- ② 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行し得る者)も同時に育成すること。
- ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

③ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修

や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練 を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する自主防災組織の支援事業等を積極的に活用し、自主防災組織に対し 防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防 火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災 組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路 上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

⑤ 自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会を設置する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

- ① 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
 - ウ 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等) の点検
 - エ 地域内における消防水利(消火栓、防火水槽、水路等)の確認
 - オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
 - カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
 - キ 避難地及び医療救護施設の確認
 - ク 火気使用設備・器具等の点検
 - ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - コ 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等) の実施等
 - サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等
- ② 災害発生時の活動
 - ア 出火防止及び初期消火活動の実施
 - イ 地域住民の安否の確認
 - ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
 - エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - オ 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - カ 避難誘導活動の実施
 - キ 災害時要配慮者の避難活動への支援
 - ク 避難生活の指導

- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救助物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ① 女性(婦人)防火クラブとの一体的な活動体制づくり
- ② 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ③ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- (7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
 - ① 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、 当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、 高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応 じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の 素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

② 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び 当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防 災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区 防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定め られた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図ら れるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 企業等における防災の促進

町、消防機関は、企業等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業等の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

- (1) 企業等における自衛消防組織の育成
 - ① 育成の方針

次の施設を管理する企業等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 小売店、旅館及び学校等、多数の者の出入り又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取

扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的な防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

- ア 平常時の活動
 - (ア) 防災要員の配備
 - (イ) 消防用設備等の維持及び管理
 - (ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置
 - (エ) 各種防災訓練の実施等
- イ 災害発生時の活動
 - (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
 - (イ) 避難誘導活動の実施等
 - (ウ) 救護、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチエーンの確保等の事業継続の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメントの取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業等における事業継続計画の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実 効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業等を地域コミュニ ティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイス を行う。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、県、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4)企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡 大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

3 地域住民及び企業等の共同による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、地域住民、企業等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。そのため、町内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に企業等を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、町地域防災計画 に地区防災計画を定めるものとする。

第8節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲で長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

1 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2)活動分野

- 一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。
- ① 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ② 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの撤去
- ④ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑤ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ① 町災害ボランティア支援本部(被災地災害ボランティアセンター)の設営に係る指針及 びマニュアル等の点検、整備
- ② 町災害ボランティア支援本部のシミュレーションの実施
- ③ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- ④ 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤ 地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

2 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体等から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2)活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活 動 内 容	必 要 事 項
医療ボランティア	災害直後の医療活動や病院等における 医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所における要介護者への支援、一 般ボランティアへの介護指導	介護福祉士、ホームヘルパー 等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記 ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活 動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳 ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判 定等	土砂災害の等の知識を有す る者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓 発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避 難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度 判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下に危険度を調 査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定 士
被災地宅地危険度判定 ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報 収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査 ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況 の調査	県との協定締結団体の登録 会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知 識を有する者
歴史資料救済 ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料 (文化財等) の取扱 いに関する知識を有する者

(3)受入体制の整備

町、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体、県と相互の連携を図り、専門ボランテイアの活動環境等を整備するため、次の取組を行う。

- ① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を 行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- ② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡 先、希望活動内容等の事前登録や協定締結を推進する。
- ③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身に付けてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

- ④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及啓発、加入促進を 図る。
- ⑤ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

3 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、 土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災 害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境 整備に努める。

第9節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を 的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地域住民等との連携を図りながら、図上又 は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

1 防災訓練

町は、地域における第一次防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、飯豊町総合防 災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランテイア等と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等に県の参加を求めること。
- (5)総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7)被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努めること。
- (9) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を盛り込むなど地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めること。
- (10) 季節により防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防 災訓練を実施するよう努めること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

(13) 訓練項目

- ・自主防災組織による初期対応訓練・非常招集訓練・避難誘導訓練
- ・災害情報収集訓練・救出訓練・通信手段確保訓練・救急救護訓練
- ·非常通信訓練 ·緊急道路確保訓練 ·災害対策本部運営訓練
- ・災害対処訓練 ・給食給水訓練 ・災害ボランティア受入訓練
- ・救援物資輸送訓練 ・消火訓練 ・火災防ぎょ訓練 ・水防訓練 ・土砂災害訓練

2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、県や町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急処置等に関する訓練を実施する。

特に、防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について

留意する。

3 学校の避難訓練

学校の管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保し、次の点に留意して年1回以上 避難訓練を実施するものとする。

- (1)授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3)季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物施設・福祉施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施するものとする。

特に、福祉施設は、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数利用していることから、施設の管理者は、町及び消防等の関係機関との緊密な連携の下に情報伝達訓練を実施する。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第10節 避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

1 避難場所及び避難所指定と事前周知(資料8参照)

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所(グラウンド、体育館)及び避難所(体育館、公民館及び学校等の公共施設等)を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所(以下「指定避難所等」という。)をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動する までの間、一時的に滞在するために利用する学校のグラウンド等であり、法の基準を満た し、かつ地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民 館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を 満たし、かつ地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

(2) 指定避難所等の指定

町は指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

① 地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確に するとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保す ること。 また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制(救援・輸送用のヘリコプター離着陸等)等を考慮した避難圏域を設定すること。

- ② 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- ③ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。
- ④ 発生が想定される避難者(大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む)をすべて受入れられる面積を確保すること。
- ⑤ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- ⑥ 公園等を指定緊急避難場所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- ⑦ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ⑧ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ⑨ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- ⑩ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ① 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- ② 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、 避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報 交換に努めること。
- ③ 町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
- ④ 町は、学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに 配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、 指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住

民等の関係者と調整を図る。

⑤ 町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備 等を進める。

(3) 避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ① 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- ② その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障と なる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。
- (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

① 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

- ② 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布 ハザードマップ等の作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ③ ホームページへの掲載
- ④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として 選択すべきであること。
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に 当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。 また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確に したマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等の発令及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のと おり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 指定避難所等及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた照明設備、電話不通時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (3)地域完結型の備蓄施設(既存施設のスペースも含む。)の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具(食料及び燃料)、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (4) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、 障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション や冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境 整備
- (8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。

5 避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等 の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情 報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、乳幼児施設、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、 天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

- ① 地域の実情に応じた指定避難所等への誘導及びその指示伝達の方法
- ② 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等と の協力体制
- ③ 集団的に避難する場合の指定避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- ④ 災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等
- ⑤ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- (2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、 施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、 次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ① 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- ② 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③ 避難所等に係る町との事前調整

7 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等要配慮者のために、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努めるものとする。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置(おおむね10人の対象者に1人)

- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗品の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員の確保が比較的容易である社会福祉施設等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに当たる人材の確保について配慮するものとする。なお、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣 市町に設ける。

9 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(令和2年8月改訂)」に基づく対策を講ずるもの とする。

- (1) 宿泊施設等の活用
 - ① 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討
 - ア 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等 の活用についても十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用 を検討する。
 - イ 避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、町は県の関係部局との調整を 行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の 対応を事前に協議しておくものとする。
 - ② 宿泊施設等の借上げに係る調整
 - ア 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。
 - イ 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。
 - ウ 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体の借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応 等について調整しておく。

③ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

- ア 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制 についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場 合は、県等から応援職員の派遣を検討する。
- イ 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者(高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等)を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。
- ウ 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊 施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

第11節 救助·救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係者が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

1 自主防災組織の対策

(1)情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに消防機関、町、警察機関に通報するとと もに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を速やかに伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時から、消火活動や救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点となる施設や指定避 難所等に整備するよう努める。

2 町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の意識高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立する。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等の体制を整備する。

- (3)消防機関の救助・救急体制の整備
 - ① 常備消防組織

消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより 高度な応急措置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車 等の救急・救助用資機材を整備する。

② 消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備(機能別団員、大学生団員、女性団員の拡充等)による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性 化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動が行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助資機材搭載型ポンプ自動車等による救助・救急活動に係る教育訓練

を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び救助・ 救急用無線機等の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防機関はこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

② 民間組織の協力

公衆通信網が途絶した場合に備えテレビ、ラジオ、新聞等のメディア活用を検討するとともに、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。 また、タクシー会社等とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるような体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要である。このため、建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておくものとする。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制の確立を図るものとする。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発的に災害が発生し町の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づき、 県、他市町村、消防機関、警察、自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあら かじめ定めておくものとする。

また、これらの応援に駆けつける関係機関の応援の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について協議し、確立しておくものとする。

第12節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

1 出火防止対策

- (1) 一般対策
 - ① 町及び消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
 - ② 町及び消防本部は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を 指導する。
 - ③ 消防本部は、飲食店など不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。
- (2) 家庭に対する指導

町及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器や火災警報器の設置と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

- ① 地震発生時の対策
 - ア 使用中の調理器具や暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
 - イガスにあっては、元栓を締める。
 - ウ 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。
- ② 平常時の対策
 - ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
 - イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
 - ウ 可燃物(灯油、食用油、ヘアスプレー等)の保管場所の点検
- (3) 防火対象物に対する指導

消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防 火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

消防本部は、特定の防火対象物(飲食店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの)で、収容人員が一定規模以上のうち避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証(セイフティマーク)を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 消防用設備等の適正な維持管理指導

- (1)消防本部は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。
- (2) 消防本部は、県と連携し、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

3 初期消火体制の強化

- (1) 自主防災組織の対策
 - ① 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに消防署に通報する体制を確立する。
 - ② 自主防災組織は、地域での防災訓練等を通じて、消火器の使用や消防水利の消防施設使用方法について習得する。

(2)消火訓練の実施

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ初期消火体制を確立するよう指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

4 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、消防計画に基づき、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備 防火管理者は、その消防計画に基づき、消防用設備等の整備点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

町は、各種補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第13節 医療救護体制整備計画

大規模地震時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

1 医療関係施設の整備等

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

(1) 医療関係施設等の整備(資料10参照)

町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、 医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保(資料10参照)

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、 地域防災計画に掲載し地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師 会等関係団体に対して情報提供を行うものとする。

- ① 設置場所
 - ア 二次災害の危険がない場所であること。
 - イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
 - ウ 住民等に比較的知られている場所であること。
 - エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に比較的近接していること。
- ② 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、小学校の学区程度に1 箇所を目安とする。

- (3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備
 - ① 山形県医療機関情報ネットワーク

町、県、災害拠点病院、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

② 非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム 等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

2 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班派遣体制の整備

町は、災害拠点病院、県立病院(災害拠点病院に指定されている病院を除く)、山形大学 医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県 支部等の協力が必要と判断した場合、県に医療救護班の派遣を要請する。

また、町は県がDMAT指定病院に要請するDMATの派遣について、町内における被災 状況の報告など必要な協力を行う。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

町は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、県が作成する具体的行動指針に基づきマニュアルを整備する。

3 医療資器材の整備

町は、診療所等において、災害発生時の医療救護所等に必要となる医薬品・医療資器材等を 確保するように努める。

町は、県と協力し、備蓄した医薬品・医療資器材及び提供された医薬品・医療資器材等が、 傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等 を確保するとともに、搬送体制の確立に努める。

第14節 地震防災施設等整備計画

地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備する。

1 整備対象施設

(1)消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、発災初動期に対処するための応急資機材を中心に防災資機材の整備 充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努め る。

- ① 自主防災組織等が使用する資機材 町は、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織に配備支援する。
- ② 町が整備する資機材の整備 町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。
 - ア 町が整備する資機材
 - (ア) 防災拠点へ配置する資機材
 - (イ)消防団等が使用する資機材
 - (ウ) 水防用資機材

イ 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項 に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 第6次地震防災緊急事業五箇年計画対象事業

町防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの(県事業を含む。)

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水道管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ ⑦~⑨までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ① 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設
- ② 砂防法 (明治30年法律第29号) 第1条に規定する砂防設備、森林法 (昭和26年法律第249号) 第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第2条第2項第1号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ③ 地震災害等発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ④ 地震災害等発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達 を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑤ 地震災害等発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために 必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑩ 地震災害等発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ① 地震災害等発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又 は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑩ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ② その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

(2) 計画事業費等

「山形県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき整備する。

第15節 防災用通信設備災害予防計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信設備及び体制を整備する。

1 防災用通信設備の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水 防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設が ある。また、町では、簡易デジタル無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を無線回線(非常用電源完備)で結び、さらには、衛星通信により消防庁及び都道府県間との通信が可能となっている。

(3) 町防災行政無線(防災ラジオ)

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報を収集、 伝達を行うため、通信設備の整備を推進する。また、緊急地震速報の住民への情報伝達のた め、全国瞬時警報システム(J-アラート)と防災行政無線の自動放送連携に努める。

さらに、現地の被害状況を把握することを目的として、移動系無線(車載型、携帯型)を 整備し、役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する。

2 通信設備の災害予防対策

- (1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- (2) 町、国及び県等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。
 - ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の 推進を図る。
 - イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を 行い耐震性を強化する。
 - ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多 ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネ ットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、国及び県等を 通じた一体的な整備を図る。
 - エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点 検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の

防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の 停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、 無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、損壊の危険性が低い 堅固な場所への設置等を図る。

- オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、 あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法に ついての十分な調整を図る。
- カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。
- キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町、国及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(防災ラジオを含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努めるとともに、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議しておくものとする。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア 無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第16節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、 これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対 策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知(資料7参照)

(1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査を行うこととし、特に、学校、 医療機関、社会福祉施設など要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については、調査・ 点検を重視する。

(2) 危険箇所の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報の提供を受け総点検し、これらの危険箇所について地域防災計画に明記するとともに、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒避難体制の整備に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

2 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定(県指定)

県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。

法 令 名	指 定 箇 所 名	
砂防法	砂防指定地	
地すべり等防止法	地すべり防止区域	
急傾斜地の崩壊による災害の防止	急傾斜地崩壊危険区域	
に関する法律		
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	
森林法	保安林	
建築基準法	災害危険区域	
(昭和 25 年法律第 201 号)		
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域、造成宅地防災区域	
(昭和 36 年法律第 191 号)		

(2) 地盤沈下の防止

山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために、必要な資機材を確保し、緊急時に備えるものとする。

3 災害防止に配慮した土地利用の誘導

県及び町は、安全対策を検討の上、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

4 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第17節 孤立集落対策計画

地震発生時、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

1 孤立するおそれのある集落の把握(資料5参照)

町は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

(1)連絡手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、消防機関及び警察機関との連絡 手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となり 得る資機材の整備。

(2) 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水や生活必需品の 備蓄を行うとともに住民に対して、食料等の備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

土砂災害警戒区域などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、 孤立すると予想される地域内に避難所となり得る場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知 する。

(4) 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの 確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これらの離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知する。

3 孤立予防対策の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立する ことを防止するため、これらの危険箇所等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に 危険箇所を周知する。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

第18節 防災化整備計画

地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路 等の防災空間の整備に努める。

1 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止する緩衝帯 として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、公園・緑地の規模の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、 その拡充・整備に努める。

2 道路・橋梁整備事業の推進

道路・橋梁は、災害時における避難、消防活動、医療搬送、物資輸送の基盤となるものであり、災害発生時の被害の軽減、応急活動等の円滑化を図るため、関係機関と連携の上その耐震性を確保するとともに、安全な緊急輸送路及び避難路確保、延焼防止効果など、防災に対応した整備を図るものとする。

3 宅地開発

町の計画的な発展と良好な整備を図るため、宅地開発に対し、防災性と安全性に関する指導 の強化に努めるものとする。

4 消防設備の整備

地震発生時には、消火栓の使用不能や消防ポンプ車の進入不能等、消火活動に支障をきたす 事態の発生が予想されるため、耐震性貯水槽、防火水槽、プール及び自然水利等多様な消防水 利を整備するとともに、小型動力ポンプの整備を推進するなど、消防設備の計画的な整備を図 るものとする。

5 防災活動拠点の整備

災害発生時の防災活動の拠点となる公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時の現地対 策本部となり得る各地区公民館や避難場所となる学校施設においては、平常時に住民に対する 防災教育や訓練の場として活用する。また、当該施設においては、応急対策や災害復旧活動が 迅速に行えるよう必要な防災資機材の整備を図るものとする。

第19節 建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、学校等の防災上重要な公共 建築物並びに一般建築物等の耐震性と不燃性の強化を促進するとともに、災害時の住宅被害を想 定した迅速な復旧のための事前体制の構築を図る。

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

大規模な災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物(以下「防災拠点施設」という。)の安全性を確保するため、新築、建て替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを推進する。

- ① 災害対策本部が設置される施設
- ② 医療救護活動に従事する機関の施設 (医療施設等)
- ③ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防分署等)
- ④ 避難施設(小中学校等)
- ⑤ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)
- (2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「飯豊町建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行 (昭和56年)以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたも のから、順次、改修等を推進するよう努めるものとする。また、一般住宅についても、所有 者が積極的に耐震化に取組めるよう必要な啓発、助言、指導を行うものとする。

- (3) 防災設備等の整備、維持管理
 - ① 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 配管設備類の耐震性強化
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 飲料水の基本水量の確保
- エ 消防防災用設備等の充実
- オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上
- ② 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災 関係図、維持管理の手引などを整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るため主体的に取組むための 基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本方針(平成17年3月策定)」並びに「飯 豊町建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等 を策定し、公共建築物の耐震化「耐震診断・耐震改修(天井材等の非構造部材の落下防止対策 及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ。)」を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の 拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要 と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・現地本部を設置する施設、警察署、消防署、医療機関、避難所となる施設、 学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するに当たり 拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は 使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

3 一般建築物の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

旅館、小売店等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者はその耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ① 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収 集伝達体制の整備
- ② 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練による避難等の徹底
- ④ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備の日常点検の励行
- (2) 住宅、建築物の耐震化
 - ① 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修
 - ア 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。
 - イ また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計 画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。
 - ウ 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震化を促進 する。
 - エ 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。
 - ② 耐震診断・改修に関する知識の普及啓発 町は県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知

- し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。
- ア 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、 講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等による普及啓発を図る。

イ 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談窓口を設置し、情報の提供に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

(4) 窓ガラス等第二次部材の落下防止

町は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止する ため、建築物の管理者等を主な対象として、安全確保について指導・啓発を行う。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は県と連携し、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

4 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録

町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、県及び建築 関係団体が実施する、技術者を対象とした耐震診断・改修の講習を活用する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる 二次災害を防止するため、県が実施する、以下の被災建築物の応急危険度判定を目的とした 制度の確立に協力する。

- ① 応急危険度判定士の確保
- ② 判定コーディネーターの養成・登録
- ③ 判定資機材等の整備
- ④ 関係機関における協力体制の確立
- (3)被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

5 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、 地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、町及 び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建 築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらを間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのための有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図るものとする。

7 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に 努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保す るための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急 措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第20節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町が実施する 輸送体制の整備について定める。

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、 点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを 用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに 開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備 蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

町は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図りながら、町内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想 定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うための、町内の防災活動拠点(役場庁舎、飯豊駐在所、 消防署飯豊分署等の庁舎)、輸送施設(道路、鉄道、臨時ヘリポート等)、輸送拠点(道の 駅いいで、めざみの里観光物産館、工業団地等の物資拠点)、及び防災備蓄拠点を有機的に 結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

- (2) ネットワークを指定する基準
 - ① 防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設等を有機的に結ぶ国道、県道及び町道で構成される道路網
 - ② 隣接市町や隣接生活圏との接続道路
 - ③ 病院、広域避難場所等公共施設と①の道路を結ぶ道路
- (3)連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送実施時は、関係業界団体等の協力により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 物資拠点の環境整備等

(1) 町は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県、国と連携して環境整備を図る。

- ① 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- (2) 町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所等の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を当該施設等の管理者と協議の上、複数選定しておくものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

4 臨時ヘリポートの選定・整備(資料9参照)

町は、陸上輸送との連携を考慮した臨時ヘリポート候補地を県と協議し選定しておく。なお、 選定に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にする ことも検討する。

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の所要数及び調達先並びに物資の集積配分拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

6 緊急通行車両等確保のための事前対策

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、次により県公安委員会に対して事前届出を行い確認に係る事務の迅速化を図る。

(1) 事前届出対象車両

- ① 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、災害対策 基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主 に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの
 - イ 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
 - ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
 - エ 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に関するもの
 - オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
 - ク 緊急輸送の確保に関するもの
 - ケ 上記のほか、災害発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの

② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(2) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届 出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

第21節 交通関係施設災害予防計画

地震による道路、鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策 活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策に ついて定める。

1 各施設に共通する被害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に 十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の 確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等につい て周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑にできるよう、平素から施設の定期点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の 点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等の設計指針(耐震基準)に基づき、各管理施設(建築物、土木構造物及び防災関係施設等)の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体 等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくことなどにより、応急復旧 用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

(1) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道 に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

① 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

災害時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

② 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線 又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

③ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災 知識の普及啓発活動を推進する。

④ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえた再発防止対策を実施する。

⑤ 防災拠点となる道の駅の整備

道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救援活動の拠点、緊急 物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点にもなり得る、防災拠点となる道の駅の整 備を推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

ア 休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実 施可能な施設

イ 災害時の活動に必要なスペースが確保されている。

ウ 道の駅の業務継続計画が策定されている。

(3) 相互連携体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互 に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確に しておくこと。

② 相互連絡体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定 を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(4) 資機材の確保

① 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防機関は、災害時の車両等からの危険物が流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得を努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

② 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

3 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ臨時検査を実施 し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

(2) 防災体制の整備

- ① 災害対策本部等の設置 災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。
- ② 避難誘導体制の整備 災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、 施設利用客の避難誘導の方法を定める。
- ③ 防災訓練の実施 災害発生時に適切な措置がとれるよう、次の防災訓練を実施する。
 - ア 非常呼出訓練
 - イ 避難誘導訓練
 - ウ消火訓練
 - 工 脱線復旧訓練

第22節 農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の 確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2)情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、 異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、民間団体等の協力 を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋 防止装置の整備に努める。

3 用排水路施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策(資料6参照)

町及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)」 に基づき、ため池の規模、構造を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

第23節 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、町は、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催により、職員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時に計画が有効 に機能することを確認する。

- (3) 防災業務施設・設備等の整備
 - ① 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。
 - ② 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

2 防災関係機関との連携(資料1参照)

- (1) 町防災会議等との連携
 - ① 防災会議及び防災関係機関等は平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携 体制を整備する。
 - ② 他電力会社との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の請負会社、電気工事店及び 隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時におけ る相互応援体制を整備する。

3 広報体制の確立

地震による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止の ため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。また、停電時にインターネット等を使用 できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

4 電力設備の災害予防対策

(1)電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となり得る施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(3) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧資機材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の搬送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用について、防災 関係機関との協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努め る。

第24節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社山形支店)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらか じめ定めておく。

2 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努 める。

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧 状況、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体 制を確立する。

第25節 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

(1)組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの作成

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアルを策定する。

- (3) 職員に対する教育及び訓練
 - ① 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震機材を有する管の施工等の現場技術を向上し、熟練した技術者の養成、確保に努める。
 - ② 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練、情報伝達、 施設の点検訓練、応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。
- (4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、 施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急 復旧図面等を整備する。

(5) 関係行政機関等との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両の緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、本部の通信網の整備と合わせて無線通信等による通信連絡網の整備に努めるととも に、緊急時連絡マニュアルや緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める ものとする。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備の燃料の備蓄及び水道用薬品の適切な量の備蓄に努めるとともに、関係業者 と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治 組織等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防火意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保、衛生対策等の留意事項に ついて広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

(2) 自治組織等への防災活動の研修

自治組織等に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時に おける支援体制の確立に努めるものとする。

(3) 福祉施設への周知

医療施設や福祉施設等の被災時において断水できない重要施設に対して、飲料水備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

3 上水道施設の被害想定

町及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時に おける上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行 う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

- ① 管路の被害想定
- ② 構造物及び設備の被害想定
- ③ 被災直後の断水人口及び復旧の段階別断水人口
- ④ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から目標を設定し、構造物・設備の耐震化 を進める。

- ① 上水道施設ごとの応急復旧期間
- ② 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ③ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水確保

4 上水道施設の災害予防措置

町及び水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備

地震による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強、更新等を実施 し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

- ① 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化
- ② 指定避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- ③ 配水池容量(12時間貯水容量)の増加及び緊急遮断弁の設置
- ④ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用、給水装置の耐震化

⑤ 朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る水管の優先的な 耐震化

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等を もたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代 替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、 復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- ② 非常用電源の整備(自家発電装置等)
- ③ 隣接水道事業体施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築
- ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域 の限定化
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4)機械設備や薬品管理における予防対策
 - ① 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - ② 振動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ③ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水 機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその 備蓄状況を把握しておくものとする。

- ① 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- ② 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資機材の備蓄
- ③ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- ④ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- ⑤ 作業員の安全装備等の備蓄

6 生活用水源の確保

町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらか じめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替

水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第26節 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため町が行う災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアル等の作成

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めると ともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時 連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・ 応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる 等、人材育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常 時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期すため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関との連携

下水道施設の被災状況調査や復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係る作業と連携し実施できるよう調整し、関係機関の被害状況を迅速に把握できるよう体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握する上で、水防団や地域住民等からの情報が有効であるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7)管理協定の締結

町は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある 雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定 を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構 築を図る。

(9) 事業継続計画の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画(事業継続計画)を 策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

2 広報活動

下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項について、平常時から住民に対し広報活動を行い、防災意識の啓発に努めるものとする。

3 下水道施設の災害予防対策

町及び下水道事業者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

① 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1 の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動:供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動:供用期間中に発生する確立は低いが大きな強度を持つ地震動

② 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

③ 耐震計画、設計及び施工

地震による被害が発生した場合に、下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮するものとする。

ア 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

イ 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管 に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

④ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、ほとんどすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全性の確保

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいては、地震発生時に被災する可能性が高く、漏水や湧水など変状が発生している場所を把握する。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を 整備する。

③ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1 回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計 画に記載する。

(3) 長時間停電対策

① 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

② 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

4 災害復旧用資機材等の確保

下水道管理者は、緊急処置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結するとともに、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得て確保に努める。

第27節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

1 危険物等施設の安全対策

- (1) 施設構造基準等の維持
 - ① 危険物取扱事業所は、危険物等施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術 上の基準に適合した状態を維持しなければならない。
 - ② 消防本部は、危険物取扱事業所に対して危険物等施設が消防法に基づく技術上の基準に 適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の 選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導 する。

(2) 保安教育の実施

消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携した実践的な防災 訓練を実施する。また、自衛消防組織等の体制や活動要領を整備するとともに、災害発生時 に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防や警察の関係機関及び関係事業所等との 連絡体制を確立しておく。

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第28節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の体制整備を図る。

1 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達 方法を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄 物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補充するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における 生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄(流通備蓄を含む。)する。この際、孤 立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料等の確保品目及び方法

(1)食料

① 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障がい、肝臓疾患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食 イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

② 方法 町は、1の(3)及び(4)により、食料の供給体制を整備する。

(2) 飲料水

- ① 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は1の(3)及び(4)により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。
- ② 水道事業者等は、給水に関する情報の共有化に努める。
- ③ 水道用水供給事業者は、町、水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品等

① 品目

高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するものと し、また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努める ものとする。

区分	品目名 (特に重要な品目)		
寝具	毛布、ダンボール等 ほか		
被服	下着 ほか		
身の回り品	タオル ほか		
炊事用具・食器	ほ乳瓶、同洗浄機 ほか		
医薬品	常備薬、救急箱 ほか		
日用品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生		
	理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、		
	マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか		
 光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボン		
	べ、ブルーシート、土のう袋 ほか		
トイレ	簡易トイレ ほか		
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか		
	(夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか		

② 方法

町は、1の(3)及び(4)により、備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努めるものとする。

(4) 燃料

品目
 ガソリン、灯油等

② 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第29節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。

1 学校の災害予防対策

- (1) 学校安全計画の策定
 - ① 策定

校長は、町教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き:総論・学校安全編(平成22年11月山形県教育委員会作成)」を参考とし、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるよう、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

- ② 内容
 - ア 安全教育に関する事項
 - (ア) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
 - (イ) 学年別・月別の指導事項

特別活動における指導事項

- a 学級 (ホームルーム) 活動における指導事項 (生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
- b 学校行事(避難訓練、交通安全教室など安全に関する行事)における指導事項
- c 児童(生徒)会活動等での安全に関して予想される活動に関する事項
- d 課外における指導事項
- e 個別指導に関する事項
- (ウ) その他必要な事項
- イ 安全管理に関する事項
 - (ア)対人管理の事項学校生活の安全管理の事項
 - (イ)対物管理の事項学校環境の安全点検の事項
- ウ 学校安全に関する組織活動の事項(研修含む。)
- (2) 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時に おいて当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処 要領を作成するものとする。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

① 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担 当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておくものとする。

② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職 員に周知しておくものとする。

③ 家庭との連絡体制

家庭訪問、保護者会等を通じて、災害発生時の連絡先及び災害の規模に応じた児童生徒等の引き渡しの基準等についてあらかじめ保護者と確認し徹底しておくものとする。

④ 施設、設備等の点検・整備

ア 学校の施設、設備等については、定期的な安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の 補強・補修を実施する。

特に児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

イ 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い資材が倒れない ようにしておく。

⑤ 防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等の必要な防災用具は、一定の 場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

イ 児童生徒名簿、部活動名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておくものと する。

(5) 防災教育

- ① 校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進することにより、 体系的に学習できる体制を整備するものとする。また、教職員に対しても、防災に関する 研修等を行うものとする。なお、学校教育における具体的な防災教育は本編第1章第6節 「防災知識の普及計画」による。
- ② 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施するものとする。なお、学校教育における具体的な防災訓練は本編第1章第9節「防災訓練計画」による。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には、地域住民の避難場所ともなることから、町は、校舎や体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題のある建物については、十分な耐震強度の確保に努めるものとする。また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮するものとする。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

公民館、文化施設及び体育施設等は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また移動 困難な文化財並びに貴重な蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。このため、次により災害予防対策を実施する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化 財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

- ① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・ 設置場所にも十分考慮し、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防車両用道路 の整備を促進する。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておくものとする。

第30節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、 妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉 施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定 める。

1 在宅の要配慮者対策

- (1) 避難行動要支援者支援体制の確立
 - ① 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者(以下「避難行動要支援者」という。)を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、町は、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

② 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避 難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等 を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と十分連絡を とるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

イ 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿の対象者は、要介護認定(要介護度3~5)を受けている方、身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方、療育手帳(A判定)の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方、75歳以上の一人暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯、その他避難支援等が必要と認められる方とする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる 関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別 避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の 状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反 映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた 場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に 努める。

- エ 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難 支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避 難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対す る情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- オ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が 円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- ③ 避難行動要支援者避難支援プランの作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画・個別計画)を作成する。なお、避難行動要支援者避難支援プランの個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(2)情報伝達、避難誘導体制の整備

① 情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

災害発生時おいては、その状況に応じ避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、あらかじめ定めている高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づいて適時適切に発令する。

また、避難支援者等関係者は、円滑な避難のため避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達や早い段階での避難行動の促進、必要とする支援内容等に特に配慮する。

② 避難支援者の明確化

町は、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。また、町は避難行動要支援者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

④ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

町は、避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施 するよう努める。

- ① 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- ② 広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等
- ③ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施
- (5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、 ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進 されるよう取組む。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避難支援プランの策定、 避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中 心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。
 - ① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、 情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当 させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

消防本部との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入

に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。 なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努め る。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入(通)所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主 防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練 等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどの事情を持つ入(通)所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、 施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震性貯水槽、備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 要配慮者の受入体制の整備 災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

- (2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。
 - ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、 施設相互間のネットワークの形成に努める。
 - ② 防災教育、防災訓練への支援 社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。
 - ③ 要配慮者の受入体制の整備 社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

3 外国人の安全確保対策

(1)情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日、訪日外国人が増加しており、町は、被災地に 生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等 に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、 以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備 や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町は、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、 多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防 災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

第31節 積雪期における地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

1 克雪対策

- (1) 道路の雪対策
 - ① 道路除排雪体制強化
 - ア 国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。
 - イ 町は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。
 - ② 積雪寒冷地に適した道路整備
 - ア 町は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推 進する。
 - イ 町は、雪崩や暴風雪等による交通遮断を防止するため、雪崩対策施設及び防雪棚等の 道路防雪施設の整備を推進する。
- (2) 除排雪施設等の整備

町は、道路や歩道、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や 地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

(3) 雪崩防止対策の推進

町は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止施設の整備を推進する。

- (4) 住宅除雪対策の整備
 - ① 克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、 こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

② 要援護世帯の助成等

町は、自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担の軽減をするため、除雪費用 に対する助成措置を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の 確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するな ど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5)消防水利の整備

町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

2 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

町は、国、県の各道路管理者と相互に協議し、積雪期の地震の初期活動に必要な冬期緊急

道路確保路線網図を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、 山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住 民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪時の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上車 やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

① 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、公民館等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

② 町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(5) 積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、 スノーダンプ、救出用スノーボード等)の整備に努める。

3 総合的雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、町は、住民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第 2 編

震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関機関は緊密な連携を図り、 災害の拡大を防止するため、活動体制を定める。

1 災害対策本部の設置(資料1参照)

(1) 災害対策本部の設置

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により、町災害対策本部を設置し、また被災地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置基準

町長は災害対策本部を設置し、又は廃止する。

	1 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。			
	2 避難指示の発令(警戒レベル4)が検討される災害の発生が予想され			
設置基準	るとき。			
	3 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。			
	4 町長が特に必要と認めたとき。			
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき。			
	2 その他必要がなくなったと認められたとき。			

(3) 災害対策本部長等の職務と権限の代行

- ① 災害対策本部長は町長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所在 の職員を指揮監督する。
- ② 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。副本部長は、災害対策本部長を補佐し、 災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 本部長及び副本部長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(4) 設置場所

設置場所は、役場本庁舎2階応接室又は3階大会議室に状況に応じ設置する。本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、代替施設として町民総合センターに本部を置く。

(5) 災害対策本部設置の公表及び通知

町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当責任者	
災害対策本部各班	庁内放送、電話、口頭	
町防災会議委員	庁内放送、電話又はFAX文書、口頭	
山形県危機管理課	防災情報システム、県防災行政無線、	
置賜総合支庁総務課	電話又は文書	 総務部長
長井警察署	電話又はFAX文書、口頭	心伤印文
町議会議員	電話又はFAX文書、口頭	
各報道機関	電話又はFAX文書	
一般住民	広報車、ホームページ、報道機関等を通じて	

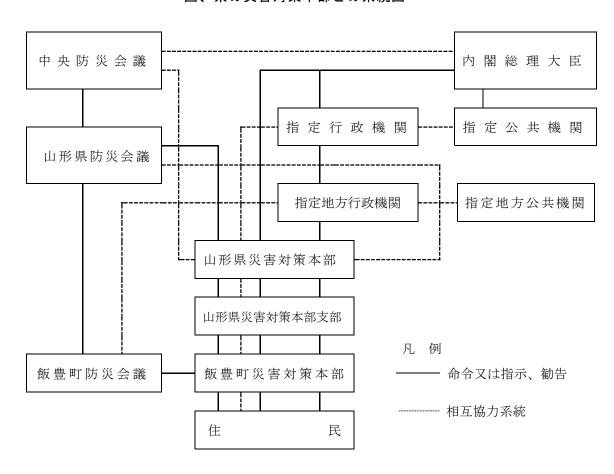
(6) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、町災害対策本部を廃止する。なお、廃止した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

(7) 町災害対策本部と防災関係機関との系統

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関はそれぞれ応急対策を 実施するものとし、その系統は次の図のとおりとする。

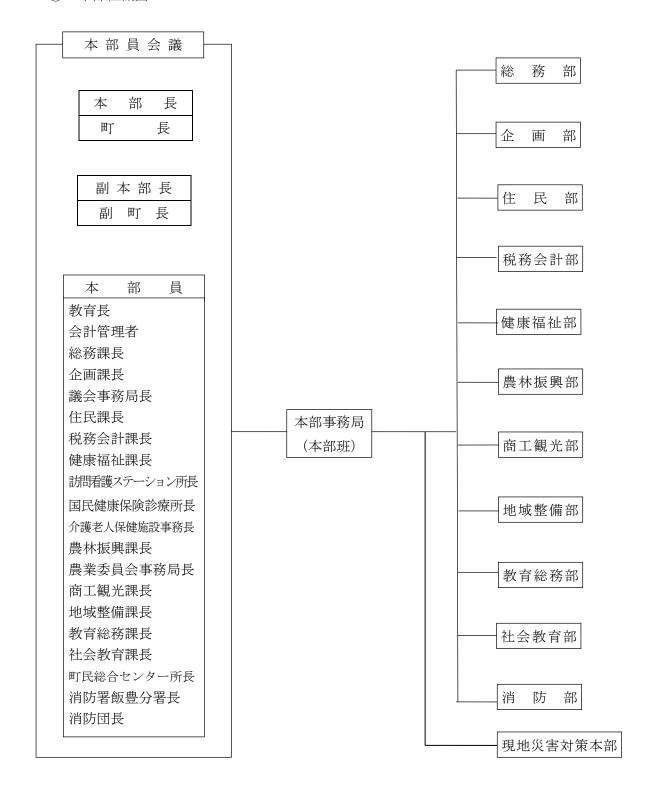
国、県の災害対策本部との系統図



(8) 災害対策本部の組織編成等

町災害対策本部の組織及び構成は、「飯豊町災害対策本部条例」の定めるところにより、 町長を本部長とし、本部員会議、本部事務局から構成する。

① 本部組織図



② 災害対策本部各部・各班の事務分掌

ア 本部事務局及び部

本部事務局及び各部の編制及び事務分掌は、次のとおりとする。

(◎は事務局長又は部長、○は副部長、●は班長、・は部員をそれぞれ表す。)

部 名	班	事	務	分	掌
各部・各班に共通す	よる 事務	・職員・来庁者	の救助・搬	送に関する	こと。
		・各執務場所の	被害状況の打	把握及び保	全措置に関する
		こと。			
		・所管施設の被	誓状況の把持	屋及び保全	措置に関するこ
		と。			
		・所属職員・家	族等の安否	確認、所属	職員の参集状況
		の把握に関す	⁻ ること。		
		・使用可能な所	属内の業務	資源の確認	及び保全に関す
		ること。			
		・指揮命令系統	充及び業務実	を施体制の	確立に関するこ
		と。			
					急避難場所とし
		て開設された	場合の協力	に関するこ	と。
					発行、被災者名
		簿(台帳)作	,,,	. , , -	_ 0
				援物資の管	理・配布への協
		力に関するこ	ŭ.		
			班)との総合	合調整(応	援・協力)に関
		すること。			
	Г	・その他本部長			_
総務部	本部班				重に関すること。
	[本部事務局]	・本部員会議の		-	
◎総務課長		・災害対策要員			-
(本部事務局長兼	●防災管財室長	・県への報告及			=
務)		・防災関係機関	• - • - • • • • • • • • • • • • • • • •		こと。
・総務課職員		・自衛隊災害派		-	
(不足する場合		・広域応援要請		-	
は、各課職員の中		・ヘリコプター			=
から指名する者)		・気象情報の受			٤.
○議会事務局長		・避難指示等に			
・議会事務局職員		・町有車両の管		,	
		•緊急輸送計画		=	
			状况把握・」	取りまとめ	、体制確保に関
		すること。	和仕る氏が	よし ひ ガラギ	*+ロ #+) マ 日日 「
			報告の取り	まとめ及び	報告に関するこ
		≥ 0		TJ ~ 10=1m -1 '	- FF L 1
		• 町有施設物件		//	
		・災害救助法関	除の総括に	関すること	• 0

部名	班	事 務 分 掌
HA	総務財政班	・災害対策に係る財政上の措置に関すること。
	, - , , , , , , , , , , , , , , , ,	・災害対策の予算措置に関すること。
	●総務財政室長	・災害対策本部の経理に関すること。
		・被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること。
		・配備職員の把握に関すること。
		・その他、総務部に関すること。
	議事班	・議会との連絡調整に関すること。
	●議事室長	・その他、総務部に関すること。
企画部	総合政策班	・避難者の誘導に関すること。
		・災害関係の国、県に対する要望書、陳情書等資料作
◎企画課長	●総合政策室長	成に関すること。
・企画課職員		・復興計画に関すること。
		・その他、本部事務局への協力に関すること。
	情報推進班	・無線、電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。
		・災害状況の取材及び写真撮影に関すること。
	●情報推進室長	・災害の情報収集及び災害広報、広聴活動に関するこ
		٤.
		・各地区、報道機関への連絡及び情報提供に関するこ
)
₩ □ ₩		・その他本部事務局への協力に関すること。
住民部	生活環境・住民班	・指定避難所。指定緊急避難場所の開設・運営に関す
○仕見細目	● 北江 四 庄 宁 目	ること。[税務会計部と合同]
◎住民課長 ・住民課職員	●生活環境室長 ■住民室長	・住家被害状況の調査に関すること。[税務班と合同] ・被災者名簿(台帳)の作成に関すること。[税務班
* 住民誅啾貝	●住民至长	・「彼次有名傳(日帳)のTFMに関すること。「枕傍班」 と合同
		・り災証明書の発行に関すること。[税務班と合同]
		・被災者のための総合相談窓口の開設に関すること。
		[税務班と合同]
		・遺体安置所の開設及びその管理に関すること。
		・遺体の処理及び埋火葬に関すること。
		・被災者に対する国民年金保険料の猶予免除に関する
		こと。
		・被災者に対する国保一部負担金の減免に関するこ
		と。
		・被災者に対する後期高齢者医療保険料の猶予減免と
		一部負担金の減免に関すること。
		・災害廃棄物仮置場の開設及び管理に関すること。
		・災害廃棄物の処理に関すること。
		・避難所の廃棄物及びし尿運搬処理に関すること。
		・水没し尿汲み取りの一部補助に関すること。
		・災害時の愛玩動物(ペット)対策に関すること。
		・その他住民部に関すること。

部 名	班	事	務	分	掌
税務会計部	税務班	・指定避難所。	指定緊急避難	難場所の開	開設・運営に関す
		ること。[住耳	民部と合同]		
◎税務会計課長	●税務室長	・住家被害状況	の調査に関す	すること。	[住民部と合同]
○会計管理者		・被災者名簿の	作成に関する	ること。[住民部と合同]
・税務会計課職員		・り災証明書の	発行に関する	ること。[住民部と合同]
		・被災者のため	の総合相談	窓口の開	設に関すること。
		[住民部と合	同]		
		・被災者に対す	る諸税の猶	予減免に関	関すること。
		・被害家屋、土	地等の固定資	資産調査は	こ関すること。
		・固定資産の被		-	
		・その他税務会			
	会計班	・指定避難所。	指定緊急避難	推場所の関	開設・運営に関す
		ること。[住月	民部と合同]		
	●会計室長	・災害義援金品			0
		・その他税務会			
健康福祉部	健康医療班	・医療機関との	, ,		- 0
		・医療施設の被		, -	
◎健康福祉課長	●健康医療室長	・収容患者の避	Z 10 10 4 1 12 4 1	, 0	
○訪問看護ステー		・医療救護所の		=	
ション所長		• 医療資器材、			-
○国保診療所長		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			嬳に関すること。
○老健施設事務長		・被災者の健康			関すること。
•健康福祉課職員		・食品、衛生に			
・地域包括支援セ		・防疫・感染症		=	
ンター職員	<u>+=+1 +1+</u>	その他健康福			
・訪問看護ステー	福祉班	・日本赤十字活			7 - 1
ション職員	●短灯亭目	・ボランティア			5 - 2 .
・国保診療所職員 ・老健施設職員	●福祉室長	・義援物資の受		=	上分けに関するこ
* 七) 使 他 故 懒 貝			の救抜物質の	グ官理・1	L分りに関するこ
		と。	空の地宝調7	ヒひィドナム	自対策に関するこ
		と。	寺の仮音列第	主人の心で	弘刈界に関するこ
			シーク ないない こうかん こうかん こうかん こうかん こうしょう こうしょう かんしょう こうしょう こうしょう しょう しゅうしゅう しゅう	油災後の	生活に対するこ
		を記憶有の女	、土惟床及口	·1)又少(1)又(1)	生命に対するこ
		_	施設等理考 望	をが作成す	トる避難確保計画
		及び避難訓練			
		・福祉避難所に			J C C 0
		・避難行動要支			<u>-</u> ا
		介護事業の連			ŭ
		被災者に対す			-
		・介護保険徴収			-
		・炊き出しの実			
		・その他健康福		=	

部名	班	事 務 分 掌
農林振興部	農業振興班	・農地・農作物及び農業用施設の被害調査及び応急対
		策に関すること。
◎農林振興課長	●農業振興室長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する
○農業委員会事務		こと。
局長		・被災農家の営農指導に関すること。
・農林振興課職員		・災害時における農作物、果樹等の病害虫発生予防及
・農業委員会事務		び防疫に関すること。
局職員		・農業団体との連絡調整に関すること。
		・被災した農業者への融資のあっせんに関すること。
		・農業関係団体等からの食料等の調達・供給に関する
		こと。
	曲井敢供工	・その他農林振興部に関すること。
	農林整備班	・農村整備事業関係の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
	●農林整備室長	9 ること。
	●展外電佣主政	で 展地及の展案用地域の
		・農業団体との連絡調整に関すること。
		・林道の災害復旧対策に関すること。
		・林産物及び林産施設の被害調査及び応急対策に関す
		ること。
		被災した林業者への融資のあっせんに関すること。
		・災害対策用木材の払い下げに関すること。
		・その他農林振興部に関すること。
	農委班	・農地、農作物及び農業施設の被害調査に関すること。
		・その他農林振興部に関すること。
	●農地管理室長	
商工観光部	商工観光班	・商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。
		・被災した商工業者への経営相談及び融資のあっせん
◎商工観光課長	●産業連携室長	に関すること。
・商工観光課職員	●観光交流室長	・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		・観光客の安全確保に関すること。
		・民間業者等からの食料及び生活必需品等の調達に関
		すること。
		・物資の流通及び安定対策に関すること。
		・災害時における金融措置に関すること。
		・生活必需品の給与又は貸与に関すること。
		・災害時における労働雇用対策に関すること。 ・その他商工観光部に関すること。
		- てい他間上観兀部に関りること。

部名	班	事	 務		掌
地域整備部	建設班		等の被害調査	奎及び応急	対策に関するこ
◎地域整備課長・地域整備課職員	●建設室長	と。 ・各河川の被害 と。	情報の収集	及び応急	対策に関するこ
		・土石流、山腹原 に関すること。		方止対策及	び応急復旧対策
		・道路交通の確何			=
		・がれき処理、「・被災建築物、と。			判定に関するこ
		・公共建築物の			きに関すること。 建設に関するこ
		と。 ・住宅の応急修	理及び被害詞	認定に関す	うること。
		・その他地域整体			
	上下水道班 	・水道施設の被・生蒸排水施設	,		Ľ関すること。 ■復旧に関するこ
	●上下水道室長	と。			N及III (CIXI) J C
		・水質検査及び			=
		・給水車両、給			「ること。 ≧の減免等に関す
		ること。	3/八旦次(0)	一八色竹玉	医沙姆克奇(乌厥)
		その他地域整体	備部に関す	ること。	
教育総務部	学校教育振興班	・児童生徒等の			-
◎教育総務課長	●学校教育振興室長	・学校施設の被			_ 関すること。 教育に関するこ
• 教育総務課職員	●子仪教育振興至文	と。	る子仪連貫	及い心忌	教育に関するこ
211112 221111102		・災害時の学校	給食に関する	ること。	
		・教材、学用品の	の調達及び	配給に関す	「ること。
		・り災児童生徒	等の調査に	関すること	- o
		・ 教職員の非常			=
		・学校施設を避り			」に関すること。
	フガイ士採取	・その他教育総			置等の安全確保
	子育て支援班	・保育園、認定、に関すること。	- 0 - 1	刃作風りり九	1里寺ツ女王帷保
	●子育て支援室長	被災地における		すること。	
				功稚園の被	8害調査及び応急
		対策に関する	ŭ.		
		・その他教育総	務部に関する	ること。	

部 名	班	事 務 分 掌
社会教育部	生涯学習班	・社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急対策
	まちづくり班	に関すること。
◎社会教育課長		・文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関す
○町民総合センタ	●生涯学習振興室長	ること。
一所長	●まちづくり室長	・災害活動に関する社会教育団体との連絡調整に関す
• 社会教育課職員		ること。
・町民総合センタ		・公民館を避難所にする場合の協力に関すること。
一職員		・その他社会教育部に関すること。
消防部		・消防・水防及び救助活動に関すること。
		・災害の拡大防止に関すること。
◎消防分署長		・消防団員の出動及び派遣に関すること。
◎消防団長		・避難に関する指示及び誘導に関すること。
○消防副団長		・危険箇所の巡視に関すること。
・消防職員		・行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。
・消防団員		・通信連絡に関すること。
		・人的被害及び建築物、その他被害調査に関すること。
		・災害関係証明書の交付に関すること。
		・その他災害時における消防行政に関すること。

※緊急時は、対策本部の指示により部間での人員調整もあり得ることとする。

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、応急対策の実施等について特に必要があると認めるときは、 現地が属する地区公民館等に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置くものとする。

(1) 現地本部の組織

- ① 現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。現地本部長、現地本部員は、本部長がその都度指名する者をもって充てる。
- ② 現地本部長は、本部長の命をうけ、現地本部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の所掌事務等

- ① 被災現地と町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ② 被災現地の情報収集と伝達に関すること。
- ③ 被災者の応急対策に関すること。
- ④ その他災害対策上重要な事項に関すること。

(3) 県、及び関係機関との連携協力

現地本部は、県及び町対策本部と密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進する。また、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の意見聴取・連絡調整等を行う。

3 災害対策連絡会議の設置

町長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、町内の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を副町長を議長とし設置するも

のとする。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡会議を閉鎖し、災害対策本部 に切り換えるものとする。

(1) 連絡会議の設置及び廃止基準

	・町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策
設置基準	本部の設置基準に達しないとき。
	・その他、町長が特に必要と認める場合
	・災害応急対策がおおむね完了したとき。
廃止基準	・災害対策本部を設置したとき。

(2) 設置場所

役場本庁舎2階応接室又は3階大会議室に状況に応じ設置する。

(3) 設置及び廃止の通知等

連絡会議を設置したときは、直ちに災害対策本部を設置した場合に準じて関係機関に通知するものとする。

(4)組織及び活動内容

連絡会議の組織及び活動内容は、災害対策本部の組織及び活動内容に準じるものとする。

4 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとと もに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

5 複合災害への対応

町は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営に当たる。

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、 合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。

6 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、 ②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進する。

- ① 災害対策本部設置場所の工夫
- ② 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ③ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ④ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ⑤ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ⑥ 電話やTV会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが 想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト(例)を参考とする。

第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

1 職員の動員配備体制

(1)配備体制の基準

町の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

区分		配備基準	配備・活動内容	配備体制	備考
第 1 次配備	準備配備	○大雨警報・洪水警報及び土砂災害警戒情報等発表時 ○台風接近時等の大雨注意報又は洪水注意報等の発表時	○被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等 を実施する。	◇西置賜行政組合 消防署飯豊分署 ◇総務課(防災管財 室)	・状況により、関係各 班の配備が円滑に とれるように準備 する。
第2次配備	災害対策連絡会議	○ 大警報 では、 ・ は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	○副災法 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	◇西置賜行政組合 消防務課 ◇配備連課 企民民課 税康市連課 住務務福課 一位民報 税康康和 一位民報 税康表福报 一位民報 一位民報 一位民報 一位民報 一位民報 一位民報 一位民報 一位民報	・配備体制をとる旨、 置賜を支庁に報 告する。 ・状況設置、 ・状況設置、 ・状況を対策を が行る。
第3次配備	災害対策本部	○ 大学 (1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	○町長を本部長とする 災害対策本部を設置 し、災害に関する情報 の収集、伝達及び応急 対策を実施する。	◇西置賜行政組合 消防署飯豊分署 ◇飯豊分野町地る各 画にび職員 2次で配員 ・ れた防団 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・配備体制をとる旨、 置賜総合支庁、長井 警察署に報告する。 ・所定の配置場所へ 参集出来ない場合 は、最寄りの機関へ 参集し配置場所と 連絡をとる。

○震度 6 弱以上の地震が観測されたときの特別警報が発令されたときのキキクル (大雨警報 (浸水害又は土砂災害)の危険度分布 (気象庁 HP))により、町域内に「極めて危険」が表示されたときの表示されたときの表示ときを表示したときの表示ときを表示します。 ○ラジオ、周囲の状況から被害した。 ○ 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	区分	配借其淮	配借, 活動内容	配借休期	借 老
震が観測されたとき ○特別警報が発令されたとき ○キキクル (大雨警報 (浸水害又は土砂災害)の危険度 分布 (気象庁 HP))により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき					/m ~¬
本 ○町に災害救助法が適 用され、法による救 助が行われる災害が 発生したとき ○町内に重大な災害 が発生し、又は発 生するおそれがあ	男4次配備	たとされたとされた。 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ら被害甚大と判断され、通信途絶により連絡がとれない場合は、 全職員が役場庁舎に 集合する。	消防署飯豊分署 ◇消防団 団長・副団長・ 全団員	備考

(2)動員配備職員の一般的基準

町内の災害時等における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。ただし、災害等の種類、規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

				10,000000	-
課	室	第1次配備	第2次配備	第3次配備	第4次配備
総務課	総務財政室		全員	全員	全員
形态仍无术	防災管財室	全員	全員	全員	全員
企画課	総合政策室		2	3	全員
正圆床	情報推進室		1	2	全員
住民課	住民室		2	4	全員
住氏味	生活環境室		1	2	全員
税務会計課	税務室		2	4	全員
(九伤云司 床	会計室		1	1	全員
	健康医療室		2	4	全員
	福祉室		2	4	全員
	地域包括支援センター		ے 	4	土只
健康福祉課	訪問看護ステーション		1	1	全員
	国民健康保険診療所		1	2	全員
	介護老人保険施設		1	2	全員
	美の里		1	۷	土貝
	農業振興室		2	4	全員
農林振興課	農林整備室	2	2	2	全員
	長仰軍佣王	(土砂災害警	ے 	۷	土只

課	室	第1次配備	第2次配備	第3次配備	第4次配備
		戒情報発令時)			
	農地管理室		1	1	全員
商工観光課	産業連携室		1	1	全員
何工概儿味	観光交流室		1	1	全員
		2			
地域整備課	建設室	(土砂災害警	2	4	全員
地域電佣床		戒情報発令時)			
	上下水道室		2	4	全員
松 本 ※	学校教育振興室		1	2	全員
教育総務課	子育て支援室		1	1	全員
社会教育課	生涯学習振興室		1	2	全員
議会事務局	議事室・監査室		1	1	全員
町民総合センター	まちづくり室		1	2	全員

所属	役職	第1次配備	第2次配備	第3次配備	第4次配備
消防団	団長・副団長		1	全員	全員

[※]室内で指定した人数が参集できない場合は、室間で調整すること。

(3) 第1次配備体制下の活動

- ① 防災管財室は、地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象予報、その他必要事項について関係機関に伝達するとともに、現地の情報を収集するものとする。
- ② 防災管財室は装備、資器材等を点検し、災害に備えるものとする。

(4) 第2次配備体制下の活動

- ① 各課長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。
- ② 各課長は、関係班長と相互の連絡を密にし、緊急措置等について本部長に報告を行うものとする。
- ③ 各課長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 各課及び各関係機関の連携を密にし、協力体制を強化する。
 - イ 各課長は、配備の方法及び所要人員等について第2次配備から速やかに第3次配備に 切り替えられる体制を整備しておくものとする。

(5) 第3次配備体制下の活動

各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- ① 必要な職員を警戒配備につかせる。
- ② 物資、資器材、機械、車両等を必要に応じて被災地へ配備する。
- ③ 班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を各部長に報告するものとする。

(6) 第4次配備下の非常連絡

町地域防災計画に定める全職員は、勤務時間外、休日等において非常配備基準に達した場

合は、速やかに所属の部及び班に連絡をとり、役場庁舎に参集するものとする。

2 職員の動員方法

災害応急対策を円滑に実施するため、常に動員計画を定め、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、これに基づき速やかに動員するものとする。

- (1)配備要員の選定と連絡
 - ① 各部長は配備の種別ごとに要員として充当する職員を定める。
 - ② 総務部長は前記各本部員からの連絡に基づき、携帯電話・メール等による非常連絡体制の系統を定め、各要員に連絡するものとする。

(2)動員要領

災害対策本部等のそれぞれの配備のための動員は、災害対策本部長の配備決定により、本 部班が行うものとする。

- ① 勤務時間中における職員の動員
 - ア 本部班は、本部長の配備司令により、電話等によって各部長を庁舎2階応接室又は大 会議室に招集する。
 - イ 各部長は、各班に報告又は連絡し、配備につかせるものとする。
- ② 勤務時間外及び休日の場合における職員の動員
 - ア 本部班は、県からの気象警報の通知や消防本部等からの通報により、直ちに登庁し、 災害が発生し、又は発生しようとしていることを知ったときは、総務部長に報告し指示 を受ける。
 - イ 総務財政班は、本部長の指示に基づき直ちに各部長及び各班に緊急連絡する。
 - ウ 各職員は、非常配備の連絡を受けたときは直ちに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。
 - エ 非常配備の連絡を受けた職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときはその旨を所属部長に届けなければならない。
 - オ 配備職員が要員として招集に応ずる場合は、作業に適する着装、照明器具等を携帯しなければならない。
 - カ 招集を完了したときは、各部長は参集職員数及び招集不可能員数本部班に報告しなければならない。報告を受けた本部班は、動員状況を記録しなければならない。
- ③ 通信並びに交通途絶時の動員

第3次配備の配備基準に該当する災害の発生を覚知し、ラジオや周囲の状況等から被害 甚大と判断され、通信、交通が途絶し連絡がとれない場合は、次により参集するものとす る。

- ア 本部長、副本部長、本部員は直ちに登庁し災害対策本部を設置するものとする。
- イ 職員は配備基準に基づき直ちに登庁するものとする。ただし、交通の途絶等により、 登庁することが困難な場合は、原則として参集可能な地区公民館等の第4次配備時参集 場所に参集し、町災害対策本部からの指示を待つものとする。

3 第4次配備体制時の職員の参集場所及び参集手段

(1) 参集場所

① 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。

職員	参集場所
職員(配備体制)	役場庁舎

② 町内における居住地以外での参集場所

町内において居住地以外で第4次配備体制となった場合は、役場庁舎に参集するものとする。その際、本来配置につくべき参集場所(所属長ないしは責任者)に連絡を入れ、所在を明らかにするものとする。

③ 町外居住者及び町外滞在の場合の参集場所 町外居住者及び町外にいた場合は、最も確実で安全な方法を用い、町内に到着するよう 努力する。

④ 直ちに参集できない場合の連絡義務

自宅や本人、家族が被災した場合や、近隣の被災者救出活動や初期消火活動を行う場合等により直ちに参集できないすべての職員は、至急、所属部長に連絡しその指示に従うものとする。

(2) 参集手段

災害時における参集手段は、道路、橋梁等の被害を考慮し、徒歩、自転車、バイク等、その状況に応じた方法をとること。なお、自動車は交通渋滞の原因となることから極力使用しないこととする。

4 参集時の留意事項

- (1)職員は、参集時において、災害の状況及び被害の状態を知り得た範囲において、町災害対策本部に報告するものとする。
- (2)職員は、参集途上において人家及び人的被害、火災等の被害を発見した場合は、付近住民 に協力し、消火、救助を第一とするとともに、電話等により消防署飯豊分署又は災害対策本 部に連絡し、連絡が取れない場合には、参集後速やかに報告するものとする。
- (3) 参集時においては、飲料水や食料、筆記用具、携帯電話、携帯ラジオ等を携行することとし、夜間の場合を考慮し、日頃から懐中電灯等の照明器具の準備をしておくものとする。
- (4) 参集時の服装は、応急活動を行うことができる服装とし、作業衣等できるだけ素肌を出さない服装とし、帽子又はヘルメット、軍手等を着用するものとする。

5 各地区公民館・施設との連絡体制

(1)連絡体制の確保

町災害対策本部は各地区公民館から、通信機器等により状況を聞き取り、所定の体制を取るものとする。

(2) 連絡事項

各地区公民館及び各施設においては、以下の事項を把握した時点で、町災害対策本部に報

告するものとする。

- ① 各地区公民館
 - ア 地区内の被害状況の内容
 - イ 救助者の有無と現場状況
 - ウ 避難場所の状況
 - エ 動員職員の集合及び配備状況
 - オ その他、災害応急対策に必要な事項
- ② 各施設
 - ア 当該施設利用者等の状況
 - イ 当該施設の被害状況
 - ウ 動員職員の集合及び配備状況

6 施設等の統括責任者

(1) 統括責任者の選定

各地区公民館及び各施設の統括責任者は、原則として各施設の長とする。施設の長が不在 又は事故あるときは、集合した職員の中で、職階を参考に暫定的に統括責任者を定めるもの とする。

(2) 統括責任者の業務

各地区公民館及び各施設の統括責任者は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備の体制を行っている間、所管業務を十分把握し、動員職員に対して業務指示を行うものとする。

第3節 広域応援計画

大規模な地震が発生し、本町だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

1 町が行う応援要請

- (1) 県に対する要請
 - ① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援 又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった時は、 応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対 策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は 当該区域からの撤去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若 しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるもの の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施す べき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 連絡先及び方法

防災危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)へ、口頭、防災行政無線、 電話又は文書(FAX)により連絡する。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに、FAX等で関係文書を送付する。

イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 応急措置要請事項
 - (ア) 応急措置の内容
 - (イ) 応急措置の実施場所
 - (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項
- ② 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関(特定公共機関に限る。)からの職員派遣のあっせんを要請する。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他の市町村に対する要請

- ① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。
- ② 町が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような 災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された町長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

- ③ 町長は、相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。
- (3) 指定地方行政機関等に対する要請(資料1参照)

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関長又は特定公共機関に対し次の事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。) に対する応急措置の要請
 - ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - イ 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)及び指定公共機関(指定地方公共 機関を含む。)は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌す る応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実 施する。
 - ウ 国は、被災により、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
- (5) 民間団体等に対する協力要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要と認める場合は、民間団体等 に協力を要請する。

(6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

- ① 町長は、災害の発生に際し当該市町村の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ② 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。
- (7)被災市町村の支援体制の構築に係る留意点
 - ① 県内市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
 - ② 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連係の下、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
 - ③ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、町長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があった場合、所掌する 応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施する。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の応援要請

- (1) 指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長は、所掌する応急措置を実施するために必要があると認める場合は、町長は、指定行政機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 町長及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、指定公共機関の長又は指定地方行 政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、掌握する応急措置との調整を図りなが ら、必要と認められる事項については直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定行政機関の長は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事及び町長は、指定公共機関又は、 指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な 限りこれに応じる。

5 消防の広域応援(資料3参照)

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」等に 基づき、協定締結市町村に応援要請する。

- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制
 - ① 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
 - ② 町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、 消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づ き、応援受入体制を整備する。

6 広域応援・受援体制

町及び防災機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援に関する連絡・調整の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要請の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国・県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

7 応急対策職員派遣制度の活用による対口(たいこう)支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応に 当たれない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員 派遣制度に関する要綱」(総務省通知)により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

① 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

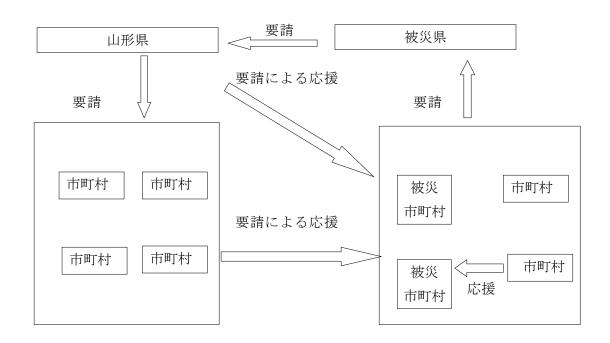
② その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務(避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務)を行う。

第4節 被災県等への広域応援計画

他の都道府県(以下「他県等」という。)での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援 を行うため、他県等への広域応援について定める。

1 被災県等への広域応援計画フロー



2 広域応援・受援計画

町、防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防 災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援・受援に関する連絡・ 要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集 合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ 定め、必要な準備を整える。

3 被災した他県等への広域応援活動

(1) 町の対応

町は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援 要請があった際には、迅速に応援活動を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染 症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するも のとする。

(2) 防災関係機関の対応

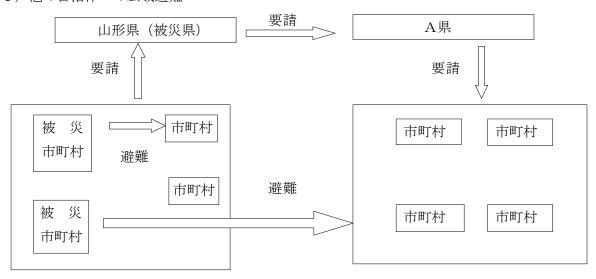
防災関係機関にあっては、県及び町と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、 必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

第5節 広域避難計画

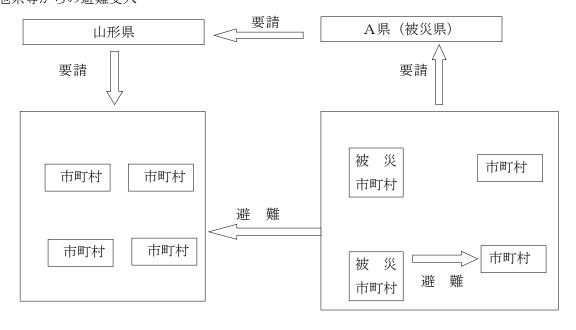
地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑 に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

1 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入



2 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

町は、災害の規模、避難者数、避難の長期化等に鑑み、当町内で可能な応急対策をとって もなお、当町の区域外への広域的な避難及び指定避難場所の提供が必要であると判断した場 合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。
- ② 他県等への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行うほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

(2) 広域一時滯在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、当町内の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。
- ② 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

(3) 広域避難者への配慮

- ① 町は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ② 町は及び防災関係機関は、被災者のニーズに十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なおその際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。
 - ア 被害の情報
 - イ 二次災害の危険性に関する情報
 - ウ 安否情報
 - エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - オ 医療機関等の生活関連情報
 - カ 各機関が講じている施策に関する情報
 - キ 交通規制に関する情報
 - ク 被災者生活支援に関する情報
- ③ 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。

(4) 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

3 他県等からの避難受入要請への対応

(1)避難者への情報提供

町、防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、

以下の情報など被災者等に役立つ正確な、かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、 その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に 配慮した伝達を行う。

- ① 被害の情報
- ② 二次災害の危険性に関する情報
- ③ 安否情報
- ④ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 各機関が講じている施策に関する情報
- ⑦ 交通規制に関する情報
- ⑧ 被災者生活支援に関する情報

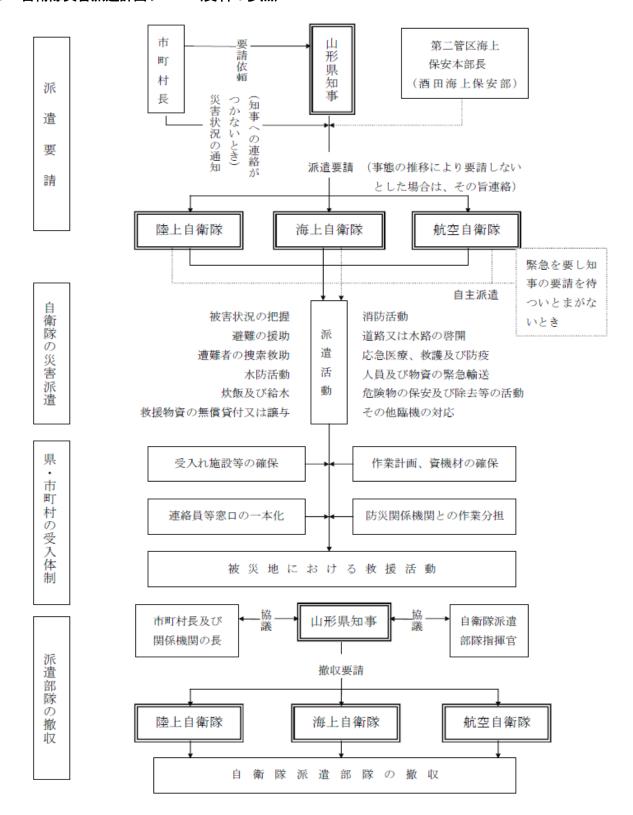
4 被災市町村への支援体制の構築に係る留意点

- (1) 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- (3) 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携の下、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な地震発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

1 自衛隊災害派遣計画フロー(資料4参照)



2 町の知事に対する派遣要請依頼

町は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(防災危機管理課)に文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3)派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 自衛隊災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1)公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること(公共性の原則)。
- (2) 差し迫った必要性があること (緊急性の原則)。
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと (非代替性の原則)。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内容	
対字 生江 の 担 目	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、	
被害状況の把握	被害状況を把握する。	
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避	
世無り1友り	難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	
連難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先	
垣無有寺り投糸・秋 切	して捜索・救助活動を行う。	
 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等	
小的伯勒	の水防活動を行う。	
	火災に対し利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必	
消防活動	要な場合は航空機)を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる	
	(消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する)。	
道路又は水路等交通路上	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害が	
の障害物の排除	ある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	
 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通	
心心区域、双坡及0岁发	常関係機関の提供するものを使用する)。	
	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の	
人員及び物資の緊急輸送	緊急輸送を行う(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認め	
	られる場合に行う)。	

救援活動区分	内容
公会及では公子	被災者に対し、給食及び給水を実施する(緊急を要し、他に適
給食及び給水 	当な手段がない場合)。
	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」
教援物資の無償貸付	(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品
又は譲与	等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危
	険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものにつ
て 77世	いて、所要の措置をとる。

5 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な 作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整の とれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措 置を講ずるものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業実施に必要な図面の確保
- ④ 作業に要する資材の種類別保管 (調達)場所の確保
- ⑤ 派遣部隊との連絡責任者(窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

- ① 事務室
- ② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ③ 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- (4) 幕営地又は宿泊施設(学校、公民館等)

6 自衛隊災害派遣部隊の撤収

- (1)派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。
- (2) 撤収要請は、とりあえず電話等に報告した後、速やかに文書をもって要請する。
- (3) 災害派遣部隊長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上派遣部隊を撤収する。

7 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町(災害救助法が適用された場合は県)が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1)派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2)派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4)派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

8 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先		電 話 番 号		
	電 話	0237-48-1151 内線 5075		
陸上自衛隊第6師団		(夜間・休日 当直 内線 5207・5019)		
(第3部防衛班)	防災FAX	6-800-8211		
	FAX	0237-48-1151 内線 5754		
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部	電 話	0773-62-2250 内線 2224		
(作戦室)	電 話	0773-62-2255 (直通)		
(作製主)	FAX	0773-64-3609 (直通)		
航空自衛隊中部航空方面隊司令部	電 話	042-953-6131 内線 2233		
(防衛部運用課2班)		(夜間・休日 当直 内線 2204)		
(別)用,即是用味 2 好)	FAX	042-953-6131 内線 2269		

第7節 県消防防災ヘリコプターの活用

地震による災害発生時において、機動性に優れた県消防防災へリコプターを活用し、初動時に おける被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的か つ機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時においては、県消防防災へリコプターの機動性等を活かし、災害発生の初動時、緊急 対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (8) 林野火災等における空中からの消火活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 ヘリコプターの派遣要請

町長は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、 県危機管理課に県消防防災へリコプターの派遣を要請するものとする。

3 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保するものとする。
 - ① 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時ヘリポート等を早急に確保する。
 - ② 臨時ヘリポートにおいては、あらかじめ定めてある臨時ヘリポートの中から必要と思われる地区について、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) 臨時ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うものとする。

第8節 災害ボランティア活動支援計画

地震による災害発生時に、増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、町と社会福祉協議会が連携し実施するボランティアの受入及びその活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

1 ボランティア活動計画フロー

町災害ボランティア支援本部 (被災地災害ボランティアセンター)

- ① 県内外からのボランティアの受入
- ② 多様な被災者ニーズの把握
- ③ ①と②のマッチング



県災害ボランティア支援本部

- ① 町災害ボランティア支援本部の設営状況の把握
- ② 町災害ボランティア支援本部の設営支援(運営アドバイザーの派遣等)
- ③ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対する町災害ボランティア支援本部等の情報提供

2 町災害ボランティアセンターの設置

大規模な地震が発生した場合、社会福祉協議会は必要に応じて町災害ボランティアセンター を福祉の里めざみ内に設置する。

3 町災害ボランティアセンターの活動

町災害ボランティアセンターの活動について、関係機関と連携し、次により運営するものと する。

- (1) ボランティアの受入
- (2) 避難所及び被災者の状況調査、被災者のニーズの把握
- (3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等
 - ① 把握した被災者ニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行う。
 - ② 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣 要請を行う。

(4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対して、活動拠点を提供、物資の確保等必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1)「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」(令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD))、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について〜全社協VCの考え方〜」(令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会)の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

第9節 通信計画

地震による災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本 となる情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、町が行う通信手段の運用及び通信方 法について定め、さらに防災関係機関及び通信事業者の協力を得て実施するものとする。

1 応急確保

災害発生時においては直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、その間の代替通信手段を確保し、復旧までの通信の確保に努めるものとする。

2 災害発生時の通信連絡

災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、必要により町防災行政無線の通信統制を行う。

(1)回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

(2) 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

3 代替通信手段の確保

災害発生時における警報等の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、次によるものとする。

- (1) 電気通信事業用設備の利用
 - ① 災害時優先電話(優先的に接続される。)

回線が混雑した場合においても、防災関係機関の重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話株式会社の指定を受けた電話である。一般の電話より比較的容易に通信ができるため、災害時の緊急連絡用に活用する。

(2) 町で保有している通信機器の活用

有線電話等の途絶した場合の連絡は、町防災行政無線・衛星携帯電話・県防災行政無線・ 消防無線・トランシーバーにより通信網を確保する。

(3) 他機関の通信施設の利用

町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、 他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の 活用により通信を確保する。

4 公共放送の利用

町長は、災害に関する警報等及び災害情報の通知、避難の命令、災害応急措置の実施に関し、 放送する必要がある場合は、テレビ・ラジオ局等の放送事業者に放送の要請をするものとする。

第10節 地震情報等の伝達計画

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関に速やかに伝達する。

1 地震情報の種類

(1) 地震情報の種類と発表基準及び内容

気象庁から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。

地震情報 の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場 合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面 変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震 度に関す る情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地 点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震について のみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を 「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地 震動に関 する観測 情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震 に関する 情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の 情報	・顕著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※飯豊町は「津波」関連情報は対象外

(2) 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる地域名称の区分は下図のとおりである。



2 地震に関する情報の伝達

山形県に関わる地震に関する情報については、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、各市町村及び住民へと伝達される。

(1) 緊急地震速報

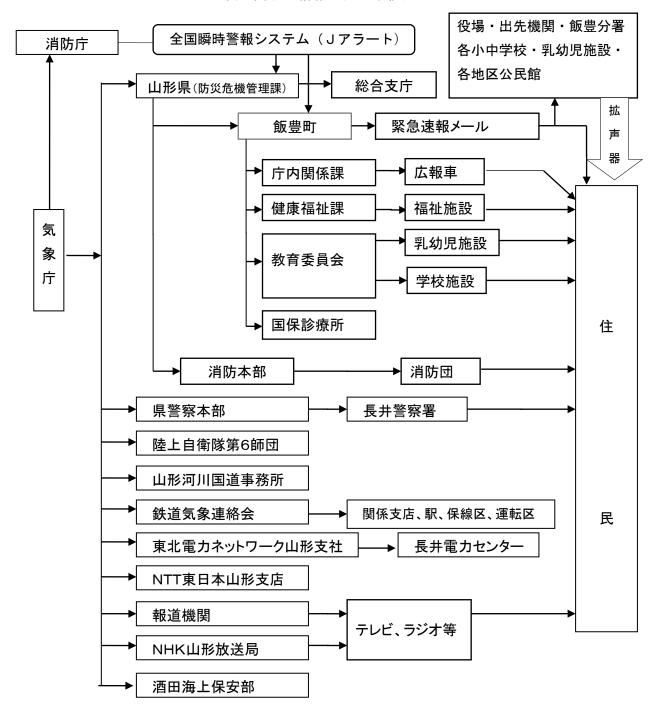
気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、特別警報に位置づけられる。

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、 内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

地震に関する情報の伝達系統図



第11節 災害情報等の収集・伝達計画

地震による災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、関係機関への伝達と、住民への情報伝達を行う。

1 各主体の役割

(1) 町・消防本部の役割

地域や自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害発生直後の概括的な被害情報を収集する。なお、災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等、被害程度を概観する上で重大な情報を把握した場合は、被害の「第一報」を県防災危機管理課へ報告する。また、収集した情報については、住民、防災関係機関に効果的に情報伝達するものとする。

(2) 県の役割

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。 情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質 的な被害の把握に努める。また、必要に応じて消防防災へリコプター、無人航空機を出動さ せ、上空から被災状況を調査する。町から県への被災状況報告ができない場合には、県職員 が情報収集に当たる。

(3) 県警察本部の役割

警察署、駐在所は、パトカー、警察へリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、町と連絡 体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

2 災害情報の収集・伝達(資料5参照)

- (1) 災害発生直後における情報収集・伝達
 - ① 収集する情報の内容

災害発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主な内容		
地震情報	・地震情報の発表状況		
	・死者、負傷者、行方不明者の情報		
人的被害情報	・生き埋め等要救助者の情報		
	・要配慮者に関する情報		
在PAY HALA	・火災の発生状況		
危険発生状況	・土砂災害、河川災害の発生情報		

区 分	主な内容		
	・危険物の漏えい、ガス漏れ情報		
	・公共施設の被害情報		
生活関連情報	・ライフライン情報		
	・道路など応急対策活動上重要な施設の被害状況		

② 情報収集の方法

- ア 町災害対策本部は、災害が発生した場合、防災関係機関、自主防災組織等の協力の下、 直ちに災害情報等の収集活動を開始し、全町的な被害の状況、その他災害対策に必要な 情報の収集に努めるものとする。
- イ 災害情報及び被害状況の調査に当たっては、長井警察署及び関係機関と密接な連携を とることとする。
- ウ 町災害対策本部本部班並びに各班は、それぞれの事務分掌に応じて、災害発生直後に おける上記①の災害情報を次により収集する。
 - (ア) 町災害対策本部本部班
 - a 県、長井警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、 FAX等による通報、聴取
 - b 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
 - c 町災害対策本部各班からの報告
 - d 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
 - e テレビ、ラジオ、インターネット等のモニタリング
 - (イ) 町災害対策本部各班
 - a 所管施設の被害確認
 - b 住民等からの通報
 - c 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- エ 町災害対策本部各部長は、それぞれの事務分掌に応じて調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務部長に報告する。
- オ 町災害対策本部総務部長は、収集した状況及び情報等を総括して本部長に報告する。
- ③ 収集した被害情報等の報告責任者及び報告要領
 - ア 本部長は、災害情報等の統括責任者を選任するものとし、町地域防災計画に定める災害報告の責任者は総務部長とする。
 - イ 総務部長は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火 災及び土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁(総務課)に報告する。
 - ウ 緊急を要する場合には、県本部(防災危機管理課)に直接報告する。発災直後で被害 状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害 情報等の概括状況を報告する。なお、通信途絶等により県本部(防災危機管理課)との 連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。
 - エ 町 (消防本部を含む。)は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への 119 番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部(防

災危機管理課)及び消防庁に報告する。

(2)被害状況等の収集・報告

① 被害状況等の収集

被害の状況等について、町災害対策本部の各班は、それぞれ災害時の事務分掌に応じ、 次表のとおり情報の収集に当たるものとする。

作	青報区分	収集する情報内容		
被害情報	人的被害	・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等・負傷者の負傷程度及び収容先	死者・行方不明者・負傷者	
	建物被害	・被災棟数及び被害の程度・建物の名称及び所在地・り災世帯及びり災者数	住家・非住家 企業・事業所等	
	町管理 施設被害	・被災棟数及び被害の程度・建物の名称・利用者の被災状況及び避難状況	福祉施設 教育施設 その他施設	
	町管理 土木施設 被害	・被害箇所と被害の程度・応急措置等の対応状況・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	
	農林水産 施設被害	・被害箇所と被害の程度	農林水産関係	
ライフライン 情報		・被害箇所と被害の程度・応急措置等の対応状況・断水状況	上・下水道関係 電気・電話関係	
公共	公共交通機関情報・公共交通機関の運行状況、乗客の安否、支障箇所等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
避難情報		・避難情報の発令状況・避難世帯数及び避難者数・避難所において必要な食料及び日常生活物資等の状況		
町職員被災状況・本人、		・本人、家族及び家屋等の被災状況	家族及び家屋等の被災状況	
その他情報		・被害箇所と被害の程度	土砂災害その他	

② 収集した被害状況等の報告

- ア 総務部長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(置賜総合支庁)を通じて県本部(防災危機管理課)に報告する。
- イ 報告は、山形県防災行政無線等を使用し、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準 の定めによるものとする。
- ウ 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整の上、報告するものとする。
- エ 報告の種類等については次の表のとおりとなる。

報告の種類	提出期限	様式	摘要
災害速報	即時	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災害情報	即時及び被害状況・対応状 況の変動に伴い順次	様式第2号 ~第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	危機管理課が指示すると き以降順次	様式第 14 号	
災害確定報告	応急対策終了後 10 日以内	187097 14 7	
災害年報	毎年2月15日まで	様式第 15 号	毎年1月1日から12月 31 日までの災害による 被害の状況について、翌 年1月31日現在で明ら かになったものとする。

3 ヘリコプター等による情報収集

町は、災害による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請する。

*連絡先:山形県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275・3276 要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 火災の発生状況 (消火活動)
- (3) 道路·橋梁被害状況
- (4) 建築物被害状況
- (5) 公共機関及び施設の被災状況
- (6) その他災害発生場所の把握

4 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、 次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察に通報するものとする。
- (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちにその旨を町に通報するとともに、 それぞれ警察署に通報するものとする。
- (3) 上記(1)、(2) によって異常現象を承知した町は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置を講ずるものとする。



5 災害情報の伝達

町は、災害関係情報等を集約し、報道機関、防災関係機関に逐次情報を還元するものとし、 住民等に対しては、本章第12節「広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を実施するものとする。

- (1) 防災行政無線(防災ラジオ)、ホームページ、登録制メールの活用
- (2) 広報紙、回覧板、掲示板による情報伝達
- (3) 放送・通信事業者の活用

6 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

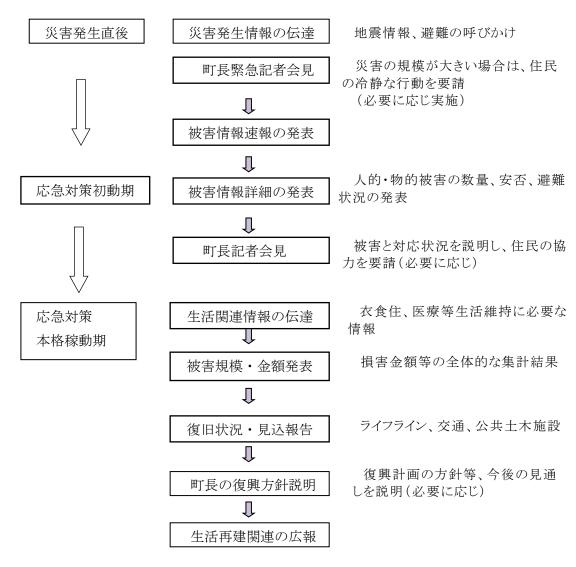
町は、自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- (1) 避難情報
- (2)人的被害
- (3) 住民避難状況
- (4) 住家被害状況
- (5) ライフライン被害状況

第12節 広報計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動 及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び 報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

1 広報計画フロー



2 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業への社会的な協力を促進する。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、 様々な手段を使って広聴活動を展開するものとする。

3 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、災害時に情報のニーズに応えるため、多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。

(1) 町

① 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- ② 手段
 - ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - イ 自治組織を通じた情報伝達
 - ウ 住民相談所の開設
 - エ 県を通じての報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接依頼)
 - オ 防災行政無線(防災ラジオ)、緊急通報メール、コミュニティFM放送局等のメディア 及びインターネットの活用(町ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)
- ③ 項目
 - ア 安否情報
 - イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
 - ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
 - エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
 - オ 被災地支援に関すること(支援物資やボランティア情報)
 - カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (2) ライフライン関係機関(電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者)
 - 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

- ② 手段
 - ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - イ 利用者相談窓口の開設
 - ウ 報道機関へ報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接依頼)
 - エ 防災行政無線 (防災ラジオ)、緊急通報メール、コミュニティ F M 放送局等のメディア 及びインターネットの活用
- ③ 項目
 - ア 被災区域及び被害状況
 - イ 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
 - ウ 復旧の状況及び見込み

(3) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関を通じて公表する。

4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、 情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、 それぞれの計画に基づいて速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

- (1) 県は、緊急を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に係る協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 町は、県又は公共コモンズ等を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3)要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

機関名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形士按笠町9519	023-622-6260	023-632-5942
四形放送 (YBC)	山形市旅篭町 2−5−12	023-622-6161	(夜間電話)
山形テレビ (YTS)	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形 (TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
(SAY)	四次川谷口町 00	023 020-3900	023 020-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-624-1460

各放送機関の連絡先

5 被災者等への情報伝達活動

(1)被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 住民への的確な情報伝達

町は、住民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援 物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

6 地震発生後の各段階における広報

- (1) 地震発生直後(地震発生後おおむね3~4時間以内)
 - ① 山形地方気象台は、震度等の地震情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。
 - ② 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。
 - ③ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
 - ④ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、 速やかに放送する。
- (2) 災害応急対策初動期(地震発生おおむね2日以内)
 - ① 町の広報事項
 - ア 安否情報
 - イ 住民に対する避難指示等
 - ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - エ 避難所の開設状況
 - ② ライフライン関係機関
 - ア 被災による使用不能状況
 - イ 使用可能な設備については、使用上の注意
- (3) 災害応急対策本部稼動期(地震発生後おおむね3日目以降)
 - ① 町の広報事項
 - ア消毒、衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 被害認定・り災証明書の発行
 - エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報
 - ② ライフライン関係機関の広報事項
 - ア 復旧見込み
 - イ 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ① 町の広報事項
 - ア り災証明書の発行
 - イ 生活再建資金の貸付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性 の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機

関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、 その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。 なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。 町は、県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否 情報を提供する。

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。 なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表するも のとする。
- (2) 町は、死亡者の情報を、報道機関を通して公表する。
- (3) 災害の発生により、通信がまひした場合、安否等の情報を円滑に伝達できるよう通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」を速やかに開設する。

また、各移動通信事業者においては、「災害用伝言板」を開設する。

8 広報活動実施上の留意点

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、手話通訳者、 誘導員等の配置等、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努めるものとする。
- (3) 町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努めるものとする。
- (4) 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を 伝達するものとする。

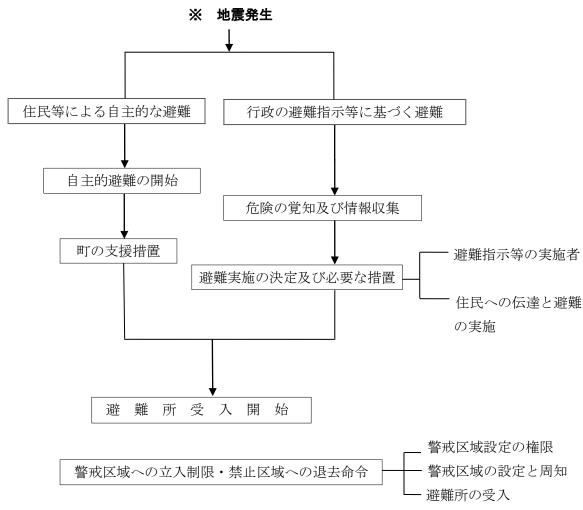
9 広聴活動

- (1) 町は、被災者のための住民相談所を開設し、被災住民の相談、要望、苦情等の聴取に努めるものとする。
- (2) 住民相談所を開設した場合は、住民への周知を図るものとする。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置するものとする。

第13節 避難計画

地震後さらに続いて起こる地震、地震による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、町及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

1 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等:高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

2 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住 民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等に心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地

あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所の開放等の措置を行う。避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

3 行政の避難指示等に基づく避難

- (1) 危険の覚知及び情報収集
 - ① 町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを 強化し、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう 留意する。
 - ② 町は余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。また、災害発生のおそれある場合は、速やかに避難対策を実施するものとする。
 - ③ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。ただし、立退き避難の余裕がない場合や立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難することも視野に入れ指示するものとする。

(2) 避難指示等の実施者

区分	実施 責任者	根拠法令	災害の 種類	実施の基準	内容等
	町 長	災害対策基本法第	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための 立退きの指示、 必要があると 認めるときは
\u00f3	知 事	60条	について	町長が上記の事務を行うことが できないとき。	立退き先を指示 (町は県に報告)
指 示	知の受職は管理をおった。	水防法 第 29 条	洪水、高 潮につい て (※飯豊 町は該当 は し)	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための 立退きの指示 (水防管理者 のときは、当該 区域を管轄す る警察署に報 告)
	知事又はその	地すべり等防止法	地すべり について	地すべりにより著しい危険が切 迫していると認められるとき。	避難のための 立退きの指示

区分	実施 責任者	根拠法令	災害の 種類	実施の基準	内容等
	命を受けた職員	第 25 条			(当該地区を 管轄する警察 署に報告)
	警察官	警察官職 務施行法 (昭和 2 3年法律 136号) 第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすお それがある災害時において、特に 急を要するとき。	危害を受ける おそれのある 者を避難させ る。(公安委員 会に報告)
	災遣じた等衛にのは、	自衛隊法 第 94 条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受ける おそれのある 者を避難させ る。(防衛庁長 官の指定する 者に報告)

(3) 避難情報の発令

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

・避難対象地域・避難先・避難路・避難理由・避難時の注意事項

(4) 避難指示等の周知

町は、防災行政無線(防災ラジオを含む。)をはじめ、Lアラート(災害情報共有システム)、サイレン、警鐘、無線、広報車、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難指示等を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。

防災信号

町長は、危険地域内の住民に、警鐘、サイレン等により避難のため立ち退くべきことを 知らせるものとする。

- ② 各自主防災組織への連絡による周知 町長は、各自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知するものとする。
- ③ 緊急速報メールの配信による周知

町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図るものとする。

④ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への指示の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

⑤ 放送等による周知

上記①から④の方法をもってしても万全を期し難い場合、又はこれらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑥ 要配慮者に対する伝達

町は、要配慮者への避難指示等に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、民生委員・児童委員、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

- (5) 避難指示等を実施した場合の報告
 - ① 知事への報告

町長は、避難指示等を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が 単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告す る。

② 長井警察署への連絡等

避難指示等は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

4 避難の誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

- (1) 避難誘導体制
 - ① 住民等は相互に協力して、可能な限り各地区、職場、学校等を単位とした集団で避難を 行うこととする。
 - ② 避難誘導は、町、長井警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等が協力し行うものとし、避難場所及びその周辺等に避難誘導員(町職員、消防団員)をその都度配置し、避難に対して万全を期することとする。

なお、誘導に当たっては次の点に留意することとする。

- ア 要配慮者の避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき適切 に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- イ 誘導経路は、出来る限り危険な橋・堤防・その他災害発生のおそれのある場所を避け、 安全な経路を選定する。
- ウ 危険地点には、標示・縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ③ 消防本部は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、 最も安全と思われる避難方向を町及び警察署に通報するこことするとともに、避難が開始さ

れた場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導に当たる。

- ④ 長井警察署は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通 行の確保に当たるものとする。
- ⑤ 町は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼することとする。

(2) 避難路の安全確保

- ① 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官の協力を得て、避難路上にある障害物の除去に当たるものとする。
- ② 町は、必要に応じて、県に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請することとする。

(3) 避難の順位

避難の順位は、妊産婦、傷病者、高齢者、障がい者及び幼児等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。地震発生後の浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(4) 避難の手段

- ① 避難者は徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が困難な場合は、自主防災組織が協力して避難を行うこととする。
- ② 町は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させるものとする。

(5)携帯品の制限

避難に当たっての携帯品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限にとどめるよう指導し、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

(6) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。その場合においては、解除 の伝達は、避難指示等と同様の方法により行うものとする。

5 学校等における避難

(1)計画及び実施者

避難の計画及び実施者は、学校にあっては校長とし、乳幼児施設等にあっては施設長とする。

(2) 避難誘導

引率者は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ計画 に定められた避難順序に従って正しく誘導するものとする。

6 医療機関等における避難

(1)避難誘導

医療機関等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者について適当な人数ごとに、 重症者、老幼婦女子を優先して誘導するものとする。

(2) 移送方法

医療機関等の管理者は、患者を避難させる必要があると認める時は、医師、看護師等を引率者として直ちに患者の移送を行うものとする。

(3) 避難場所等の確保

医療機関等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、 移送に要する担架、車両等を確保し、保管場所を定めておくものとする。

7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する 危険を防止するため特に必要と認められたとき、本部長は警戒区域を設定し、災害応急対策 に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は 当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
	本部長又はその委任 を受けて町長の職権 を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発 生しようとしている場合で、特 に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条第 1 項
災害全般	警察官	本部長又はその委任を受けて 本部長の職権を行う町の職員が 現場にいないとき、又はこれら の者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
	災害派遣を命じられ た部隊等の自衛官	本部長又は本部長の職権を行 うことができる者がその場にい ないときに限る。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第 23 条の 2
八	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒 区域の設定	消防法第 28 条
	警察官	火災の現場において消防警戒 区域の設定について、消防吏員 又は消防団員が火災の現場にい ないときに限る。	消防法第 28 条
水害	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合 において、警戒区域を設定	水防法第 21 条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機 関に属する者がいないとき、又 はこれらの者から要求があった とき。	水防法第 21 条

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードやロープ等で実施する。 また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図るものとする。

警察官又は自衛官が、本部長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を 本部長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、本部長は必要に応じて 避難所を開設し、これらの者を受入れることとする。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅 困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安 否確認手段について、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよ う努めるものとする。

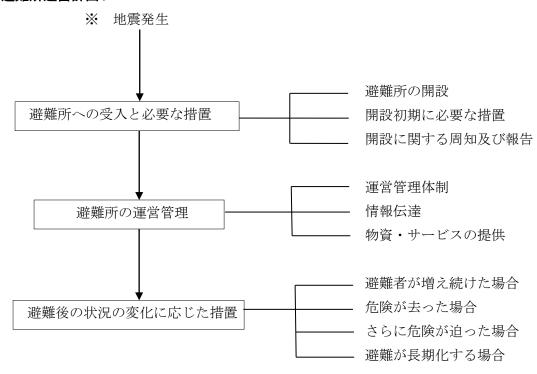
(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不 案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道 等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第14節 避難所運営計画

地震による災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

1 避難所運営計画フロー



2 避難所への受入と必要な措置

(1)避難所の開設(資料8参照)

町は、住民に避難を指示した場合、及び避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により避難所へ受入れる必要が生じた場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、迅速な開設に努めるものとする。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

- ① 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- ② 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国(内閣府等)に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ③ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

- ④ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ やアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円 滑化に努める。
- ⑤ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用 も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な 手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域に あるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館等を実質的に 福祉避難所として開設するよう努める。

- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑦ 災害救助法が適用された場合の開放時間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は、内閣総理大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及び その内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想 定されるため、これら被災者に係る情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

また、避難所以外で生活している被災者に対しても、状況を把握の上必要な物資等の確保に努める。

ア 食料品

イ 毛布

- ウ 日用品(マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸)
- 工 医療品(常備薬、救急箱等)
- 才 生理用品
- カ 暖房器具、カイロ(冬期の場合)
- キ 簡易トイレ (トイレットペーパー)
- ク 飲料水

ケ燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎との通信をトランシーバー等により行うとともに、東日本電信 電話株式会社山形支店の特設公衆電話により避難者の通信手段を確保するものとする。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の 伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、長井警察署及び消防本部に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。 また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

3 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう 管理するものとする。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営 管理チームを設け、運営管理に協力を依頼するものとする。

(2)情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオの設置することなどにより情報を提供する。また、東日本電信電話株式会社山形支店に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努めるものとする。

また、相談窓口等を設置するなど、避難者からの相談等の聴取に努めるものとする。

(3)物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

(4) 避難所開設後の業務

① 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対策	協力依頼先
町	1 避難所開設(~3時間)	
施設管理者	① 職員配置、避難所開設報告	施設管理者
自治組織等	② 福祉避難所の開設、要配慮者受入	介護事業者等
	③ 施設の安全確認	施設管理者
	2 避難者の状況把握 (~6時間)	

実施主体	対策	協力依頼先
	① 避難者数の把握及び報告(避難者名簿作成)	避難者
	② 避難者ニーズの把握及び報告	避難者
	③ 避難所運営委員会の設置	避難者
	3 外部からの応援受入開始(~12時間)	
	① 避難所運営応援職員の受入	町
	② ボランティアの派遣	町災害ボランティアセン
		ター
	③ 食料・生活必需品提供の開始	町
	④ 仮設トイレ設置	町
	⑤ 暖房器具、燃料の手配(冬期)	町
	⑥ 医療救護班の受入	町、医師会、日赤
	⑦ 要配慮者支援要員の配置	町、医師会、日赤
	4 要配慮者の移動(~24 時間)	
	① 傷病者等の医療機関への搬送	消防本部
	② 福祉施設等への緊急入所	福祉施設

② 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対策	協力依頼先
町	避難所の拡充・充実	
施設管理者	・避難所環境の改善	町
自治組織等	(緩衝材、間仕切り等の設置)	

③ 避難所開設後4日目以降の業務

実施主体	対策	協力依頼先
町	避難者サービスの充実	
施設管理者	① 入浴機会の確保	自衛隊
自治組織等	② 避難所での炊飯の開始	ボランティアセンター
	③ 臨時公衆電話等の設置要請	電気通信事業者
	④ ラジオ、テレビ等情報収集機器の確保と強化	民間事業者等

4 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続けた場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配することとする。また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入を要請し、又は県にあっせんを依頼することとする。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、 速やかに避難者を安全な避難場所へ再避難させることとする。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営委員会を通して避難者に連絡すると

ともに、避難指示等を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する ものとする。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営委員会に届け出ることとし、届 出を受けた運営委員会は、避難者の退去状況を町に連絡するものとする。

(4)避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、 旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮 設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

5 避難所運営に係る留意点

- (1) 町のとるべき措置
 - ① 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行 避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業 者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時 には、同行避難の状況について把握に努める。
 - ② 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、適切に受入れることとする。
 - ③ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、 防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう 努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、 防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
 - ④ 町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営に当たって次の点に留意し特に、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇に配慮する。
 - ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

- イ 衛生、給食及び給水等対策
 - (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
 - (イ) 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
 - (ウ) 配食等にあっては、管理栄養士の関与に努める。
 - (エ)トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策 被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- エ 要配慮者への配慮した運営、環境整備
- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等、要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手

段を用いる。

- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用のスペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- (オ)避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

- ⑤ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康 管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要 な措置を講じるよう努める。
- ⑥ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育で家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携の下被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑦ 機関への協力要請

町は、避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県 医師会、栄養士会及びNPO・ボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。 また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、 避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が 得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

⑧ 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮 しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行でき るよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるものとする。

- ① 避難所運営委員会を中心とした組織の結成と中心となるリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、トイレ利用及び入浴等生活上必要なルールの遵守 その他、避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

6 新型コロナウイルス感染症対策

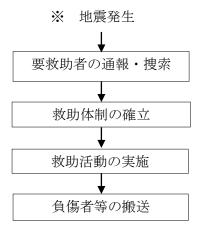
町は、新型コロナウイルス感染症対策として、「山形県避難所における新型コロナウイルス 感染予防ガイドライン(令和2年8月改訂)」に基づく対策を講ずるものとする。

第15節 救助・救急計画

大規模な地震による被災者に対し、自治組織、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び 医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防 災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

1 救助・救急計画フロー



2 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等の災害現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生き埋めや行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部、警察に通報するよう努めなければならない。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要となる場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

消防本部及び警察等は必要に応じ消防団、自治組織、自主防災組織等の協力を得て、被災 地内の生き埋め者を捜索する。

total energy to	I may be be too	1	7
機関名	担当部署	所 在 地	電話番号
飯豊町役場	総務課	飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111
長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110
西置賜行政組合消防署飯豊分署		飯豊町大字椿 2800-1	0238-72-2222

通報時の連絡先

3 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、消防計画の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は 自主防災組織の協力の活用等を考慮する。 町は、直ちに長井市西置賜郡医師会と協力して、学校等に医療救護所を開設するものとする。必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

町及び県は、医療機関の被災状況や負傷者の受入可否等の状況確認し、消防等関係機関に 連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみで対処できないと判断する場合は、関係機関に応援要請する。

① 消防機関への要請

町長及び消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

② 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、 生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

③ 総合調整等

県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救助・救急活動の実施体制を確立する。

(4) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

4 救助活動の実施

(1) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災以外からの救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(2) 救助活動の実施

- ① 県は、町又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。
- ② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。県は、現地調整所を設置して関係機関の円滑な連携を図る。また消防団員は、器具置場(車庫)等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。
- ③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等 救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努 めなければならない。
- ④ 災害現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保した上で可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たるよう努めなければならない。また、災害

の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限り これに応ずるよう努めなければならない。

(3) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療機関に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た傷病者等のうち重症者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

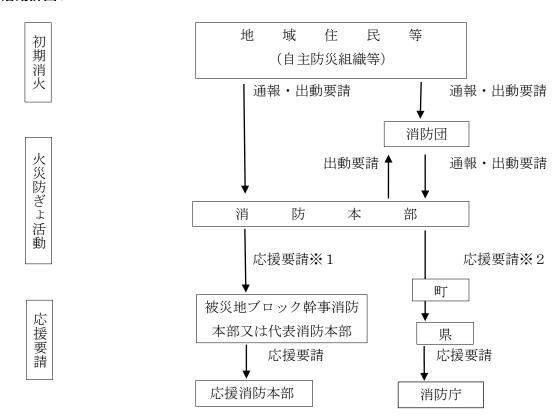
(2) 搬送における留意点

消防機関は、重症者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難でヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第16節 消火活動計画

地震発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び 消防機関等が自身の安全を十分確保しながら、実施する消防活動について定める。

1 消火活動計画フロー



- ※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請
- ※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

2 初期消火活動

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出 火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- ① 消防本部へ速やかに通報(電話、駆け込み)するとともに、自身の安全を確保しながら、 火事ぶれを行い、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。
- (2) 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の 安全を確保しながら、防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとと もに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

3 火災防ぎょ活動

- (1)消防本部による活動
 - ① 消防職員は、地震が発生した場合は、消防計画に基づき各部署に速やかに参集し、消防 資機材等を準備する。
 - ② 次の方法等により火災情報の収集に当たる。
 - ア 広報車等の巡回監視、高所カメラ等からの監視
 - イ 119 番通報及び駆け付け通報
 - ウ 消防職員の参集途上における情報収集
 - エ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡
 - ③ 消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に措置命令又は措置を行う。

- ④ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。
 - ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。
 - イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあ げて人命救助活動を行う。
 - ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。
 - エ 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
 - オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒 区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2)消防団による活動

- ① 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに参集し、消防資機材等 を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよ う努める。
- ② 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。
- ③ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。
- ④ 火災防ぎょ活動に当たっては、地域住民や自主防災組織などと協力するとともに、常備 消防の部隊が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

4 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等に

よりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、町長は他の市町村長に対して広域応援を要請する。また、被災地以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認めるときは、「山形県広域消防 相互応援協定等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、本部長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

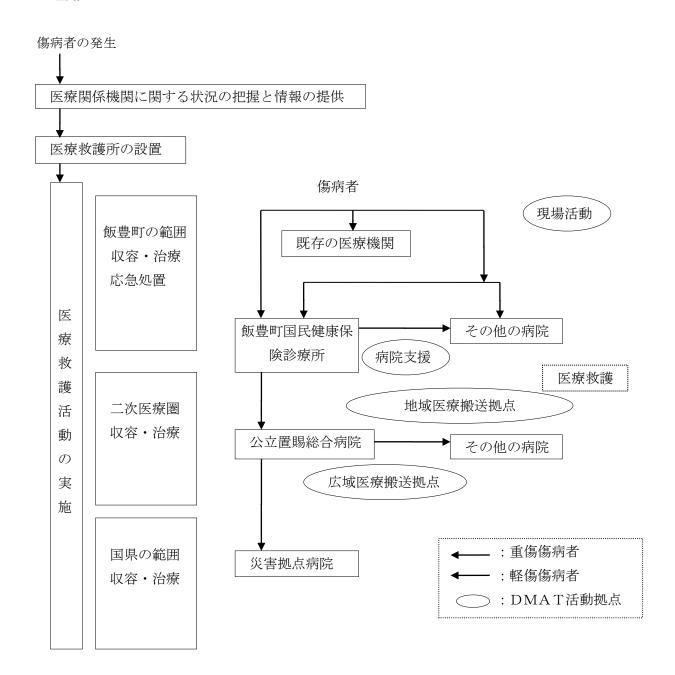
知事又は町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第17節 医療救護計画

大規模な地震が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

1 医療救護計画フロー

※地震発生



2 医療機関情報の把握(資料10参照)

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護 活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設、設備の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況
- (3) 医療救護所の設置状況

3 医療救護所の設置(資料10参照)

町は国民健康保険診療所を中心に、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町内の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものする。

4 医療救護体制

(1) 医療救護班の編成

医療救護活動が必要となった場合、町は直ちに国民健康保険診療所と連携をとり医療救護 班の編成を依頼し、応急医療の実施に当たるものとする。

医療救護班の編成は、次のとおりとする。

医師	保健師·看護師	事務職員	自動車運転手	計
1名	3名	1名	1名	6名

(2) 応援要請

災害の規模が大きく、上記医療救護のみでは対応できない場合、町長は、県を通じて「災害派遣医療チーム(DMAT)」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請するものとするほか、長井市西置賜郡医師会を通じて町内及び近隣市町開業医等に対し、時間外診察等、災害時の医療体制についての協力を要請するものとする。

5 医療救護活動

(1) 各医療関係施設等における活動

① 医療救護所

医療救護所は、救急救命期(発災からおおむね3日間程度)においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

② 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しトリアージを行い、 傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は 自らの医療機関への収容等の対応を図る。

- イ 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町災害対策本部を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。
- ウ 歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療 を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。
- ③ 町国民健康保険診療所

被災地の災害医療の中核として、他の病院、開業医及び医療救護所と有機的に連携して 次により傷病者に対する医療を提供する。

- ア 24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること。
- イ 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること。
- ウ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。
- (2) 要配慮者への対応の調整

町は、関係医療機関と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保(資料10参照)

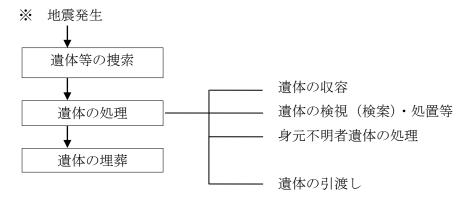
町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

- (4) 傷病者等受入及び搬送の調整
 - ① 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、消防機関に傷病者の搬送を依頼するものとする。
 - ② 救急車両が不足する場合は、町災害対策本部で確保する車両及び県、日本赤十字社山形県支部で確保する車両等により搬送するものとする。
 - ③ 災害対策本部において対応が困難な場合には、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に 基づき応援を要請するものとする。
 - ④ 道路の寸断等により、負傷者の搬送が速やかに実施できない状況と判断される場合は、 ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請するものとする。

第18節 遺体対策計画

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する多数の死者について、その遺体の捜索、 処理及び埋葬するため、主として町が実施する災害応急対策について定める。

1 遺体の捜索・処理・埋葬計画フロー



2 遺体等の捜索

- (1) 町は、県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等(被災して行方不明の状態であり、かつ、 周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。)の捜索を行うとともに、県に対 して捜索の対象人員、捜索地域及び捜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊による 捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

3 遺体の処理

- (1)遺体の安置
 - ① 町は、遺体安置所を確保・設置し、遺体を搬送・安置するとともに、県及び警察署と連携の上、検視(死体見分)・検案(医師による死因等の医学的検査)業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報を収集し確保するよう努める。
 - ② 遺体安置所の設置に当たり、以下の事項に考慮する。
 - ア 避難所、医療救護所とは別の場所とする。
 - イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
 - ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・ 遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。
 - エ 遺体安置所に適当な場所がない場合は、天幕、幕張等の設備を設けるものとする。
 - ③ 町は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、報 道機関等を通じ住民に対する広報に努めるものとする。

- (2)遺体の検視(検案)・処置等
 - ① 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
 - ② 町は、警察官の指示に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会、長井西置賜郡医師会等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- (3) 身元不明遺体の処置
 - ① 身元不明の遺体について、町は、警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて 協議する。
 - ② 町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合)で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取扱うものとする。

(4)遺体の引渡し

- ① 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。
- ② 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

4 遺体の埋葬

- (1)災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続き等の簡略化について、県を通じて内閣府と協議するものとする。
- (4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

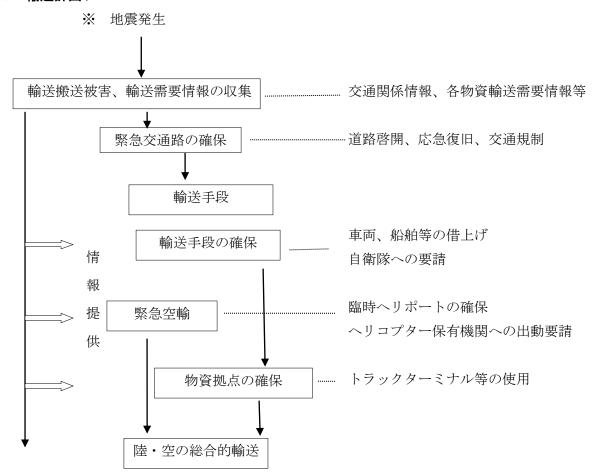
5 広域応援体制

町だけでは、遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、町は、近隣市町又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請するものとする。

第19節 輸送計画

地震時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機 材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開 するための対策について定める。

1 輸送計画フロー



2 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- ④ 食料、水等避難生活に必要な物資
- ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- ⑥ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- (7) 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・

物資

- (2) 復旧活動期
 - ① 上記(1)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員・物資
 - ③ 生活用品
 - ④ 郵便物
 - ⑤ 廃棄物の搬出

3 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要事項

4 初動期における緊急輸送と臨時ヘリポートの確保(資料9参照)

被害規模が甚大で、道路輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災 関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸によ り実施する。

町は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

5 物資の集積場所と配分

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町は物資拠点を確保する。拠 点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く 物資等を受入避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

- (1)物資(医薬品、復旧用資機材、食料、生活必需品等)は、道の駅いいで・めざみの里観光 物産館等の一次集積配分拠点を確保し、集積するものとする。
- (2)集積物資は、その受払いを明確にしておくものとし、配分の必要な地区に応じて、関係地区公民館、又は災害現地に輸送するものとする。

第20節 道路交通計画

地震時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど道路交通の確保に努める。

1 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検 実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保 全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通路確保

道路管理者は、道路の啓開について、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

3 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。 この際、CCTV(監視カメラ)等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等に より関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

4 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路 法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行 う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

5 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保する ため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。ま た、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

6 緊急輸送道路の啓開

- (1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察及び消防機関の協力 を得て、次により2車線(やむを得ない場合は1車線)を啓開する。
 - ① 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
 - ② 通行の障害となる路上放置車両等の障害物の除去
 - ③ 仮設橋の架橋

(2) 国道、県道及び町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業 分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な 支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

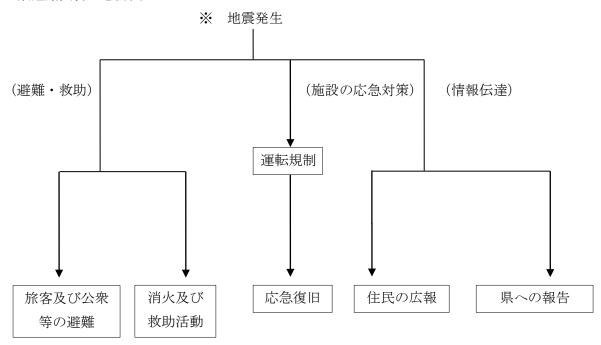
7 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

第21節 鉄道路災害応急計画

地震による被害を最小限にとどめ、早期に復旧するため、東日本旅客鉄道株式会社が実施する 災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 鉄道路災害応急計画フロー



2 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道業者は、その状況に応じて、次により応急 対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ① 新潟支社対策本部
 - ア 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。
 - イ 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その 職務を代行する。
 - ② 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

3 情報の伝達

(1) 施設指令は、気象台から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令は、SI 値 (カイン) が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗 務員及び係箇所長に指令する。

4 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

町長等から避難指示等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態となる場合は、駅長等は町長等と協議、調整の上、最寄りの適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

5 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者又は消防機関、警察、県、町その他の防災機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道業者又は県、町 その他防災関係機関に対し応援要請を行う。

6 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

7 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧に当たっては、災害工事を実施して早急に運転を再開させるとと もに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

8 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、 報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

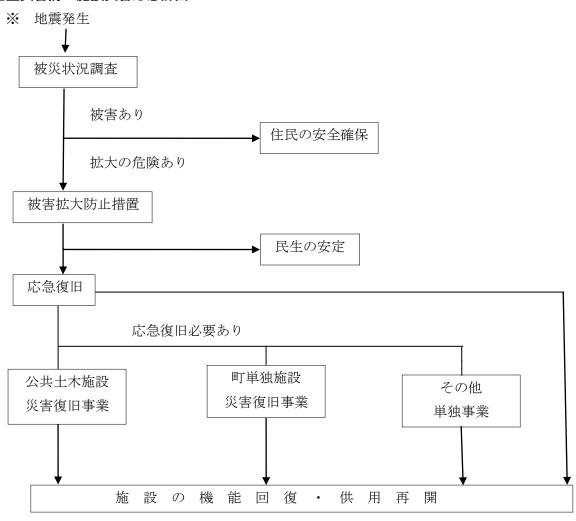
9 県への報告

鉄道事業者は、被害(人的、施設等)の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第22節 土砂災害防止施設応急対策

治山、砂防等の管理者は、地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大 及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ的確な応急対策を実施 する。

1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



2 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者(以下この節において「施設管理者」という。)は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、必要に応じて防災関係者と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、家屋及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施

設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止 し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民へ自主的に避難するよう促す。

4 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を 調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能 回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

気象庁が呼びかける地震活動の見通しに配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災 害警戒情報に注意して応急対策を進めるものとする。

① 危険箇所の応急対策

施設管理者は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を勧告するとともに、必要な応急対策を実施するものとする。

② 監視の継続

地震直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、施設管理 者は関係機関と連携して、地震発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼び かけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、 地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のため の立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆 候がある場合は、土塊の排土や押え盛り土、蛇籠の設置等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変 化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。 また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう修正を 行う。

⑤ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流においては、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

⑥ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないような、バリケード等で規制誘導を行う。

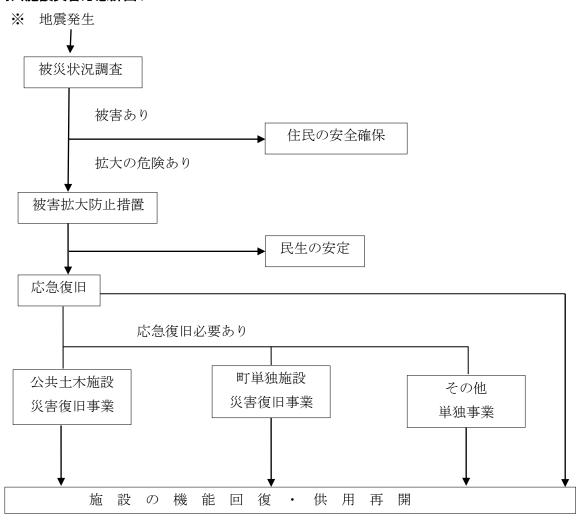
5 応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するものとする。

第23節 河川施設災害応急計画

管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 河川施設災害応急計画フロー



2 被災状況調査

施設の管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、管理 施設の被災状況を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は 箇所の緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設の管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、家屋及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する 施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁 止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合は、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接な連携の下、必要な応急措置を実施する。

- (1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物
 - ① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。
 - ② 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を 行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な 措置を実施する。
 - ③ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期するために必要な指導及び助言を行 う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うと ともに、河川管理者及び周辺の施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

④ 危険物、油流出等の事故対策 地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止する ため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関 等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑤ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整に時間を要することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

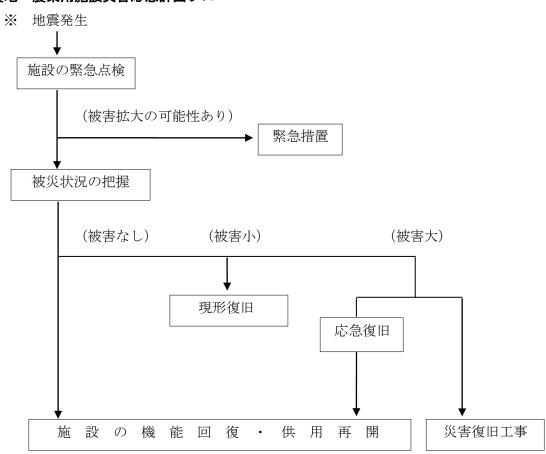
5 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するものとする。

第24節 農地・農業用施設の応急計画

震災時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、地震により被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー



2 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

3 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

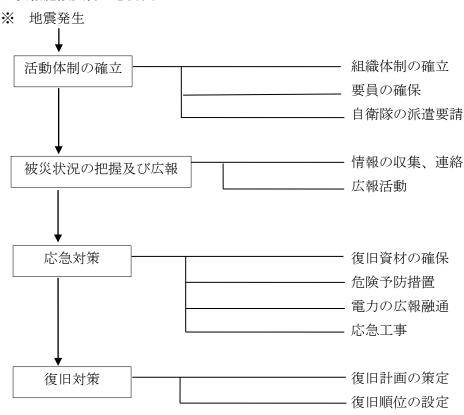
4 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町は、農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 各施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
 - ① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先 して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県、警察等の 関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - ② 排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、 決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。
 - ③ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や被災後の降雨等による二次的な水害・土砂 災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用し て行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、 不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警 戒避難体制をとる。
 - ④ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。
 - ⑤ 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模 及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の情況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事を着手する。

第25節 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 電力供給施設災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1)組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

① 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は、速やかに出動する。

- ② 震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員呼称を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。
- ③ 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 被災状況の把握及び広報

(1)被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。 また、必要に応じて、県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施 状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及 び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行 う。

4 応急対策

- (1) 復旧資材の確保
 - ① 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれからの方法により速やかに確保する。
 - ア 現地調達
 - イ 災害対策組織相互の融通
 - ウ 他電力会社からの融通
 - ② 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両及びヘリコプター等を 実施可能な運搬手段により行う。
 - ③ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。
- (2) 危険予防措置

電気供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融 通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に 配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早 期に送電する。

5 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑦ その他必要な対策

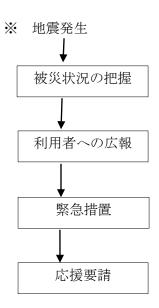
(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

第26節 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、早期に復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 液化石油ガス施設災害応急計画フロー



2 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1)被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者(以下「事業者」という。)及び液化石油ガス認定保安機関は、 充填施設及び販売施設(容器置場)並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス 漏えい検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人 山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会(以下「関係協会」という。)に緊 急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び総合支庁へ直ちに通報する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。 また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難 の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある 場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、 爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火 災にも対応する。

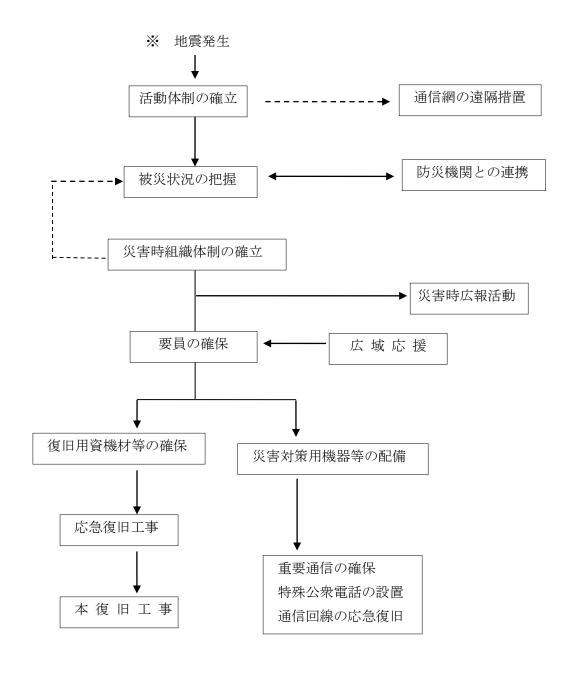
(4) 応援要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業所や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業所に対し緊急応援を要請する。

第27節 電気通信施設災害応急計画

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施 し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社山形支店)が実 施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

1 電気通信施設災害応急計画フロー



2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内などの措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ① 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- ② 関連会社等による応援
- ③ 工事請負会社の応援
- (4)被災状況の把握

被災の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の 応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び 車両を配備する。

- ① 非常用衛星通信装置
- ② 非常用無線通信装置
- ③ 非常用電源装置
- ④ 応急ケーブル
- ⑤ その他応急復旧用諸装置
- (7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ 定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材を設置して行う。

(2) 復旧順位

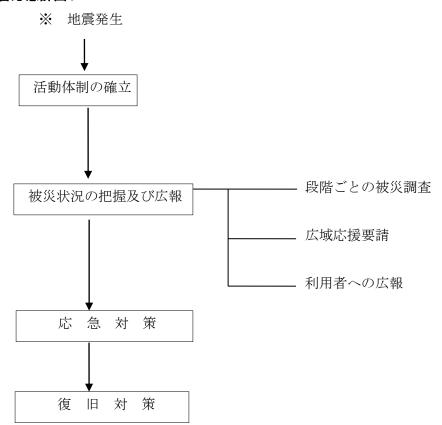
通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事計画、設計 を実施する。

第28節 下水道施設災害応急計画

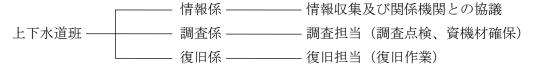
1 下水道施設災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1)対策組織の設置

下水道管理者は、町災害対策本部の中に、次の下水道対策組織を設ける。



3 被災状況の把握及び広報

(1)段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

① 第1段階(緊急点検·緊急調査)

処理場及びポンプ場について被害の概要を掌握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設

に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

② 第2段階(応急調査)

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、 被害の拡大及び二次災害防止のための調査(管内、全マンホールまでの対象を広げる。)並 びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③ 第3段階(本復旧のための調査) 管渠について、マンホール内目視、揚水試験を行う。

(2) 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、町内の下水道管理者のみでは対応できない場合は、「大 規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づき、広域応援を要請する。

(3) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

4 応急対策

調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間、一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復 旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポ ンプや吸引車による下水の排除、管内清掃及び仮設配管の布設等を行う。

5 復旧対策

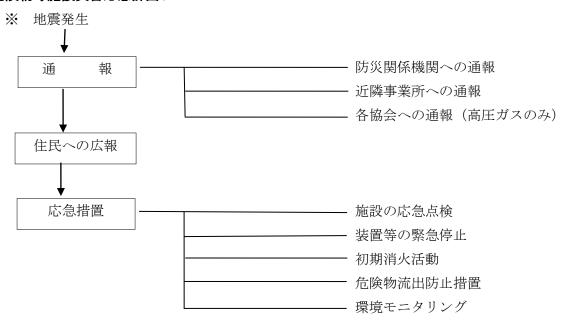
処理場及びポンプ場の本復旧は本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の 復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として被害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討の上実施する。

第29節 危険物等施設災害応急計画

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災 関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 危険物等施設災害応急計画フロー



2 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立するものとする。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、県、及び報道機関の協力も 得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災 活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等の応急措置

ア 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急 停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が 発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うも のとする。

- イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処 理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。
- ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避 難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

② 町の応急措置

- ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を 図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住 民への広報や避難立ち退きの指示を行うものとする。
- イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を 実施させるものとする。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 火薬類

① 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄するものとする。

② 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処するものとする。

(2) 高圧ガス

高圧関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガス性質(毒性、可燃性及び支燃性)や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行う とともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じるものとする。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ 遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。 なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかけるものとする。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射線同位元素に関する事故措置に当たって、人命 危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大防止するため、放射線施設等の管路者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

- ① 施設の破壊により放射源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害拡大 を防止に努めるとともに、消防、警察、町及び県関係機関や文部科学省に通報する。
- ② 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。
- ③ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕があるときは放射性同位元素及び放射性同位元素 装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するととも に、見張り人を置いて関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

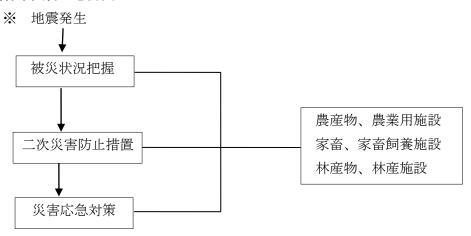
河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努めるものとする。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に 密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を回収するとともに、必要により 化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。

第30節 農林業災害応急計画

地震による農林作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、町が実施する災害応急対策について定める。

1 農林業災害応急計画フロー



2 被害状況の把握

町は、関係農林業団体等と連携の上、農林作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害の状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

3 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合等に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合等に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導 又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合等に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

4 災害応急対策

町は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1)農作物及び農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置 を講じ又は関係者を指導する。また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等

- の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。
- ① 農作物の病害虫発生予防措置
- ② 病害虫発生予防等薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 種苗の供給体制の確保
- (2) 家畜及び家畜飼養施設

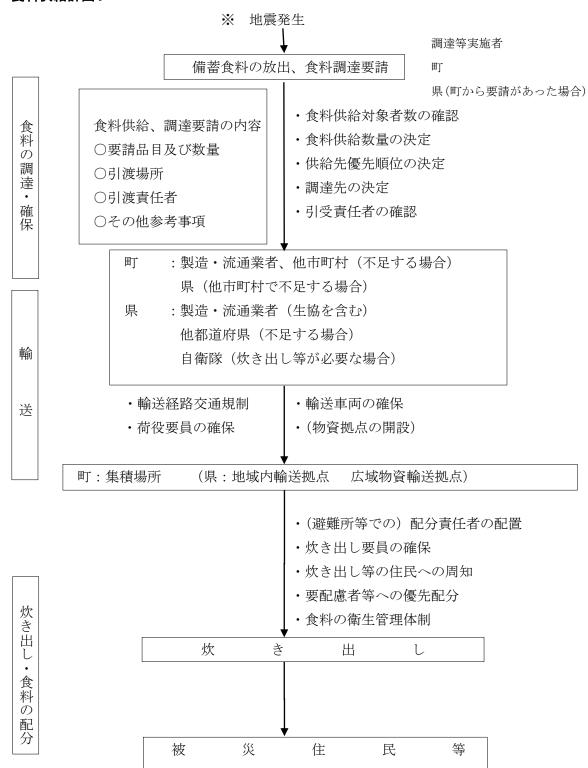
町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ア 家畜死体の受入体制の確保
 - イ 家畜死体の埋却許可
 - ウ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査
 - 工 家畜廃用認定
 - オ 家畜緊急輸送車両の確保
- ② 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ア 家畜飼養農家に対する指導
 - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
- (3) 林産物及び林産施設
 - ① 町は、森林組合等と連携し、林産物及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
 - ア 林産地に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する 措置
 - イ 苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置
 - ウ 病害虫発生予防用薬剤の円滑な供給
 - エ 応急対策用資機材の円滑な導入
 - オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
 - ② 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第31節 食料供給計画

地震により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

1 食料供給計画フロー



2 食料の調達

(1)調達

町は、町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、 備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合は町内協力店等から調達を実施する。被災し て対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請をする際は、次の事項を明示して行う。
 - ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

- ③ 被害が広範囲に及び応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる 場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。
- (2) 調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、乾パン、即席麺類、飯缶
- ② 乳幼児用ミルク、牛乳
- ③ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)
- (3) 域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

3 炊き出し

- (1) 炊き出しは、原則として避難所又は災害現場等に近い調理室等を有する町内小中学校又は 地区公民館等を利用して行うものとし、この他、状況に応じ学校給食施設へ依頼するものと する。
- (2) 炊き出しは、福祉班長が、赤十字奉仕団、自主防災組織、婦人団体等のボランティアの協力により実施するものとする。
- (3) 福祉班長は、炊き出しを開始した場合、健康医療班と連絡の上、炊き出しの状況(場所及び場所別給与人員)を県に報告し、食品衛生について指導をあおぐものとする。
- (4)炊き出しの実施場所には福祉班の班員が立ち会い、その実施に関して指導を行うとともに、 次の帳簿並びに書類を整備保存しておくものとする。
 - ① 炊き出し実施記録日計表
 - ② 炊き出し給与状況簿
 - ③ 物資受払状況簿
 - ④ 炊き出し用物品借用簿

- ⑤ 炊き出しその他による食料給与のための食料購入代金等の支払証拠書類
- ⑥ 炊き出し協力者及び奉仕者名簿
- (5) 炊き出しの実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 炊き出しへの応援要請

- (1)被害が甚大で、町及び町内の関係期間や関係団体による炊き出し等の実施が対応しきれない場合は、山形県市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援計画」、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、応援要請を行うものとする。
- (2) 応援要請する場合は、次の事項を明示の上要請するものとする。
 - ① 食料の応援要請 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
 - ② 炊き出し用具等の応援要請 人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- (3)被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

5 配分

(1)食料給与の担当

災害時における食料の給与については、福祉班長が主管するものとする。

- (2) 食料給与対象者
 - ① 避難所に収容された者
 - ② 住家の被害等により炊事ができない者
 - ③ 食料品を喪失し、給与の必要があると認められる者
 - ④ 被災地の災害応急対策に従事する者
 - ⑤ 町内旅行者及び一時滞在者等で、町長が特に必要と認めた者
 - ⑥ 他の被災地より避難した被災証明書等を有する者
- (3) 食料給与の方法
 - ① 配布

調達した食料の輸送方法、集積場所は、本章第19節「輸送計画」によるものとし、食料品は各避難所等で配布するものとする。

② 食料の配分

被災住民の食料配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分
- ③ 給与基準及び供給数量

供給数量は、1人当たりの給与基準に応じて、受配者及び供給の日数に相当する数量と

する。

1人当たりの給与基準の目安

品目		量	
 米穀(炊き出し)	1食当たり 月	、学生未満	1人100g
小秋(Mauu)	1 食当たり 月	、学生以上	1 人 200 g
パン、即席麺類	1 食当たり 1	包	
粉ミルク	1 日当たり 2	2歳以下	1 人 200 g
副食品(缶詰)	1食当たり 月	、学生未満	1人半缶程度
	1食当たり 月	、学生以上	1人1缶程度
〃 (肉、魚、野菜)	適量		
調味料	適量		

④ 給与期間

給与の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

6 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第34節「保健衛生計画」の食品衛生対策 及び栄養指導対策による。

7 国によるプッシュ型支援

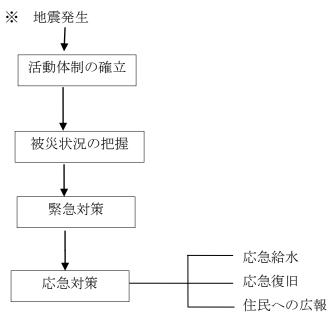
国は、県及び町において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する(プッシュ型支援)。

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援 (プル型支援) へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第32節 給水・上水道施設応急対策計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療 用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町、水道事業者(水道用水供給事業者を含む。 以下「水道事業者」という。)が実施する災害応急対策について定める。

1 給水・上水道施設応急対策フロー



2 活動体制の確立(資料3、11参照)

町、水道事業者は、相互に連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請 し、応急体制を確立する。

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じ応援協定に基づき、次により関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

- (1) 動員計画に基づき迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき人員及び資機 材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊数を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

3 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握

(3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

4 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合は、速やかに消火活動を行う。
 - イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、排水地で浄水を確保する。
- (2)被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水地からの浄水の漏出防止を図る。

5 応急対策

町、水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計 画及び応急復旧計画を策定の上、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

町、水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、 給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じた地区別に給水方法を選定し、次によ り被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

- ① 応急給水の準備
 - ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
 - イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
 - ウ 配水地の貯水施設の確保
 - エ 給水車等による応援給水の確保
 - オ 水質の衛生確保
 - カ 備蓄飲料水の量の確認
- ② 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急 代替水源等には浄水機装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク及びポリタンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を 増減させる。

エ 備蓄飲料水の供与

備蓄飲料水を避難所等において配布する。

③ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所を優先的に行うものとする。

④ 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア飲料水の確保

被災直後は配水地等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急 代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日本水道協会 県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

⑤ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加した上で飲用する。

⑥ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型 滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底した上で応急給水する。

⑦ 生活用水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を 添加した水を、生活用水に利用する。

⑧ 地域性及び積雪期への配慮 山間地へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。

⑨ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水できるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して関係機関と連絡調整を図りながら、次により、迅速に応急復旧を行う。

① 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資材の調達

② 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、 道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥ 応急復旧後の衛生確保

復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化するものとする。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対 策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

① 被災直後の広報

ア 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

② 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等 を利用して広報する。

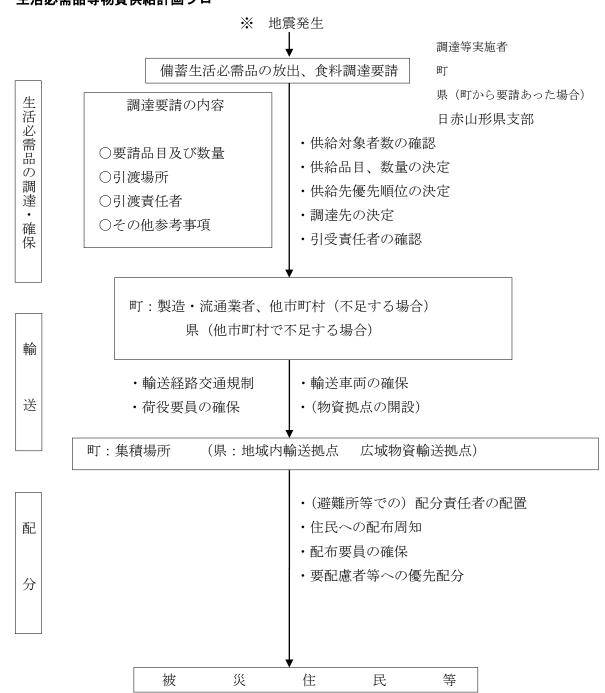
③ 情報連絡体制の確立

町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整 を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第33節 生活必需品等物資供給計画

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を 生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を行 うための対策について定める。

1 生活必需品等物資供給計画フロー



2 生活必需品の供給方法

観光交流班は、住宅に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、これらの家財道具を直ちに入手できない状態を把握した場合は、被害状況に基づき救助物資購入計画を定め、世帯構成人員に応じた必要な生活必需品を調達し、供給するものとする。

(1) 生活必需品供給の基準

- ① 供給の対象者
 - ア 災害により住家に被害を受けた者(半壊、半焼に満たないもの及び床下浸水は対象としない。)
 - イ 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - ウ 被服寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- ② 供給品目

供給品目は避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を 考慮し、次の品目を参考に調達する。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服 (肌着等)
- ウ 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)
- エ 食器(茶碗、皿、はし等)
- オ 保育用品(ほ乳瓶、紙おむつ等)
- カ 光熱用品(マッチ、ローソク、懐中電灯、電池等)
- キ 日用品(石けん、タオル、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉等)
- ③ 供給期間

生活必需品の供給期間は災害発生の日から10日以内(最終的に物資がり災者の手に渡るまでの期間)とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

3 調達の方法

生活必需品の調達は、原則として町内調達とする。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を 把握し必要とされている物資の調達に留意する。

ただし、被災状況等により、町において十分な量が確保できない場合は、県又は他の市町村に調達、供給を依頼し調達するものとする。また、必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

4 配布の方法

(1)集積場所及び配布場所

調達した生活必需品等の輸送方法、集積場所は、本章第19節「輸送計画」によるものとし、各避難所等で配布するものとする。

(2) 保管

生活必需品等の保管は厳重に行う。

(3)配布手続き

生活必需品等の配分に当たっては、次の事項に留意するものとし、配布に当たっては、ボランティア等の協力を得て、公平かつ円滑に配布するものとする。

- ① 避難所等における物資の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず生活必需品のみ受け取りに来ている被災者等への配分

5 物資確保への応援要請

- (1) 応援要請する場合は、次の事項を明示の上要請するものとする。
 - ① 生活必需品等の応援要請
 - ② 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
- (2)被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な物資等の供給応援要請を行うものとする。

県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援) へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

6 燃料の供給

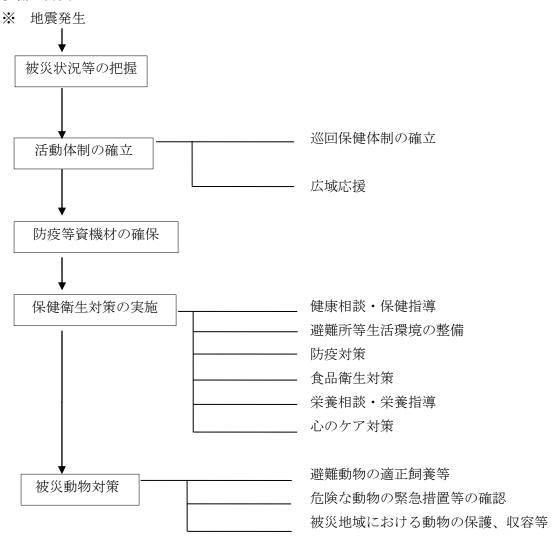
県は、災害応急対策や生活の維持に必要な燃料を供給するため、町及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

- (1) 重要施設に対する燃料供給
 - ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請があった場合、県石油協同組合と締結している「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、燃料供給を要請する。
 - ② 県内での調達が困難な場合は、国の政府本部に燃料供給を要請する。
- (2) 緊急車両等に対する燃料供給
 - ① 県石油協同組合と締結している優先給油の対象となる「災害時における応急対策用燃料 供給等の応援に関する協定」に基づき、緊急車両等へ優先的に給油するよう要請する。
 - ② 災害時でも給油が可能な中核給油所の営業状況について、緊急車両等を有する関係機関に情報提供し、積極的な活用に配慮する。

第34節 保健衛生計画

地震が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品 衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

1 保健衛生計画フロー



2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は以下の事項について被害状況を把握するものとする。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3 巡回保健体制の確立

健康医療班長は、福祉班長、生活環境・住民班長、置賜保健所等の関係機関の協力を得て、 保健師を中心とし必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えて巡回体制を確立する。

4 防疫等資機材の確保

町は、防疫及び保健衛生資機材(以下「防疫等資機材」という。)が不足する場合は、保健 所に確保を要請する。

5 保健衛生対策の実施

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1)健康相談·保健指導

健康医療班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と 必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策 の各関係者と連絡調整を図る。

- ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の要配慮者の健康状態の把握 と保健指導
- ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等への保健指導
- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- (5) 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥ 口腔保健指導
- ⑦ 急性肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

健康医療班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに適切な生活環境を確保する。

- ① 食生活の状況(食中毒の予防)
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境
- ⑤ 睡眠、休養の確保

- ⑥ 居室、トイレ(仮設トイレを含む。)等の清潔
- ⑦ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

① 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を 中心に、次の感染予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの消毒を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。なお、消毒の実施に当 たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

② 疫学検査・健康診断の実施

置賜保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ疫学検査及 び健康診断を実施する。

③ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者(以下「感染症患者等」という。)が 発生した場合は、次の対策をとる。

ア 被災地において感染症患者等が発生した場合、町は直ちに置賜保健所に報告し、その 指示に従うものとする。

(4) 食品衛生対策

町は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質 検査や炊き出し施設、食品関係営業施設の監視、指導を行う職員の派遣を置賜保健所に要請 するものとする。

(5) 栄養相談・栄養指導

町は、置賜保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施するものとする。

6 防疫等資機材の調達

町は、防疫等資機材が不足する場合は、置賜保健所に確保を要請するものとする。置賜保健 所は、管内市町で資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請する。

7 精神保健相談(メンタルヘルス)

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、長期的なメンタルヘルスケアを視野に入れるものとする。

8 被災動物対策

町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適 正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、 収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携 し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助 言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分 等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

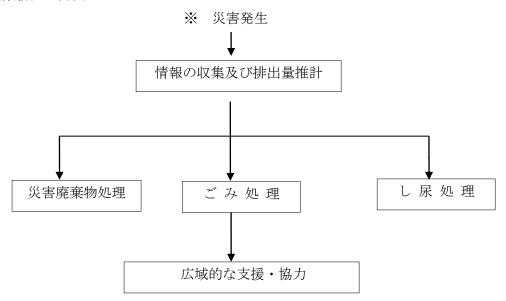
(3) 被災地域における動物の保護、収容等

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態 にある愛護動物を保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を 行う。

第35節 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・ 処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 廃棄物処理計画フロー



2 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を 処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設ト イレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町等との連携・協力のあ り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。
- ② 町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- ③ 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状(腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NP

- 〇等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- ④ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と 連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに近隣市町等への協力要請を 行う。
- ⑤ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- ⑥ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認した上で搬出する。また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。
- ① 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上 支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理 について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物 の仮置場の候補地を選定しておく。
- ⑧ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- ⑨ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
- ⑩ 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市 町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関 する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、 必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要 請する。
- ① 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 ごみ処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりごみ処理を実施するものとする。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集

運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

- (3) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行うものとする。
- (4) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町等に対し応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

4 し尿処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりし尿処理を実施するものとする。

(1)情報の収集及び排出量の推計

避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推 計する。

- (2) し尿の処理
 - ① 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行うものとする。
 - ② し尿の収集は、次の収集順位により実施するものとする。
 - ア 浸水地域等の悪条件の地域
 - イ 避難施設等の重要性の高い施設
 - ウ 緊急的に応急対策を実施する施設
 - エ その他、優先的に必要とする施設
 - ③ 収集したし尿は、置賜広域行政事務組合の協力を得て処理するものとする。
- (3) 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設(簡易)トイレを設置するものとする。なお、仮設(簡易)トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

- (4) 県、近隣市町等への応援要請
 - ① し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合、また、し尿処理施設の処理能力を超える場合には、近隣市町等に対し応援要請を行うもの とする
 - ② 近隣市町等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

5 農業集落排水処理区域の排水及びし尿処理

(1) 使用制限

災害により農業集落排水施設又は排水処理場に被害が生じたときは、使用者に対し、その 使用の制限を要請し、必要な場合は共同仮設トイレ等を設置するものとする。

(2) 排水施設、排水処理場

災害により排水施設、排水処理場に被害が生じたときは、早急に被害状況を調査し、関係

業者と密接な連携をとりながら応急的な措置を講ずるものとする。

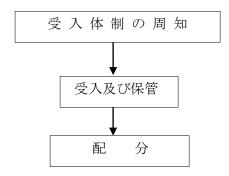
6 死亡獣畜の処理方法

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として保健所と協議の上、死亡獣 畜取扱場に搬送し処理するものとする。処理できない場合は、環境衛生に支障のない場所で埋 却又は焼却することとする。

第36節 義援金の受入・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受入れ、また配分するために実施する対策について定める。

1 義援金の受入・配分計画フロー



2 委員会の設置

福祉班長は、災害発生に際し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を必要と認めたときは、次の機関をもって委員会を設置し、協力を依頼するものとする。

部落長等会、教育委員会、飯豊町災害対策本部、飯豊町社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部

3 義援金

(1) 義援金の受入通知

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、住 民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字社 山形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。なお、募集期間は災害の状況に より決定する。受入に当たっては、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座を公表する。

(2) 義援金の受入

- ① 一般からの受入窓口を開設する。
- ② 一般から直接受領した義援金については、領収書を発行する。
- (3) 義援金受入帳簿の整備

寄託された義援金は福祉班長において受け付け、義援金受入帳簿を整備する。

(4)配分

① 寄託された義援金は、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分率等の配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。

なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。

② 義援金の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

第37節 義援物資の受入・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援物資を円滑かつ適正に受入れ、また配分するために実施する対策について定める。

1 義援物資の受入・配分計画フロー

前節義援金の受入・配分計画に同じ。

2 委員会の設置

福祉班長は、災害発生に際し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を必要と認めたときは、次の機関をもって委員会を設置し、協力を依頼するものとする。

部落長等会、教育委員会、飯豊町災害対策本部、飯豊町社会福祉協議会、日本赤十字山形県 支部

3 義援物資

(1)受入の基本方針

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、 必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入とは別ルートにするよう配慮する。

(2) 義援物資の受入通知

町は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入が必要と認められる場合は、その品目の リスト及び受入れる期間について県又はホームページや報道機関等を通じて公表するととも に、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が 入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、住 民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字山 形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。なお、義援物資受入の必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 義援物資の受入及び保管

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、(一時的に)保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

- ① 受入・照会窓口を設置する。
- ② 受入要員を確保する。
- ③ 義援物資は町民総合センター等に一時集積を行い、輸送については、本部班長に所要の 車両数を要請し、被災地へ輸送するものとする。
- (4) 義援物資受入帳簿の整備

寄託された義援物資は福祉班長において受け付け、義援物資受入帳簿を整備する。

(5)配分

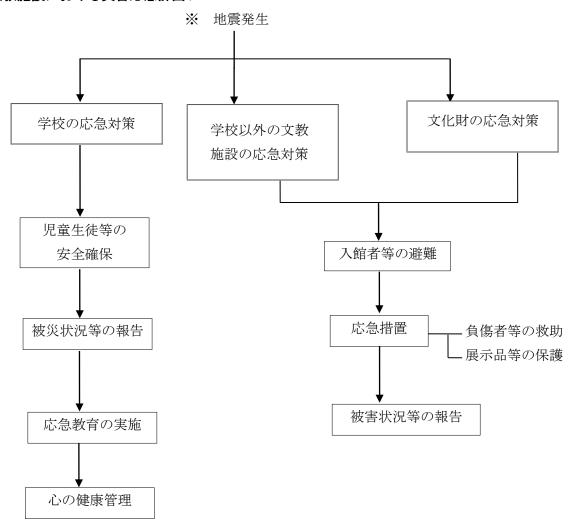
町は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速 やかかつ効果的に配分する。義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用する など、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

- ① 寄託された義援物資は、町災害対策本部が調達した物資とともに調整し、効果的な配分を行うものとする。配分に当たっては、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。
- ② 義援物資の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。
- ③ 物資拠点から避難所への輸送は、町が行う。

第38節 文教施設における災害応急計画

地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教 施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

1 文教施設における災害応急計画フロー



2 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

① 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況に応じ、安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

② 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

③ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危険管理マニュアル)であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認した上、児童生徒等を速やかに下校させる。乳幼児施設、小学校については、できる限り緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校にとどまることや、避難行動を促す等の対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の情況及び施設の被災状況などを考慮した上で、情況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童生徒等及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡 経路により速やかに報告するものとする。

町立学校
 町教育委員会
 教育事務所
 県教育委員会

(3) 応急教育の実施

- ① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
 - イ 校区の通学路や交通手段等の確保
 - ウ 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
 - エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用される町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協 議・報告する。

- ② 町教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。
 - ア 適切な教育施設の確保 (現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等、応急仮設校舎の建設

- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ)教育委員会事務局職員等の派遣
- ③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊(全焼)、半壊(半焼)、流出又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒。

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着等)

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む。)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。

エ 学用品給与の方法

町教育委員会は、校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童生徒等を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童生徒等に支給するものとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

オ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品等の品目を決定し、次により調達するものとする。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店、又は教科書供給所から調達するものとする。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、関係業者から調達するものとするが、 それが不可能な場合は、県教育委員会にあっせんを依頼し、確保するものとする。

- ④ 学校給食対策
 - ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、 設備等について、町長と協議して速やかに復旧措置を講ずるものとする。
 - イ 学校給食用物資は、財団法人山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対してあっせんを依頼し、確保するものとする。

- ウ 学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合に おいては、一時中止する措置も考慮しておくものとする。
 - (ア) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食共同調理場を使用すること が必要不可欠となったとき。
 - (イ) 学校給食共同調理場が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が 完了するまでの期間。
 - (ウ) 伝染病その他の危険が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき。
 - (エ) 給食物資の調達が困難なとき。その他給食の実施が外因的事情により不可能 なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

3 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に 基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1)館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための 応急措置をとる。
- (4)人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の管理者等に報告する。

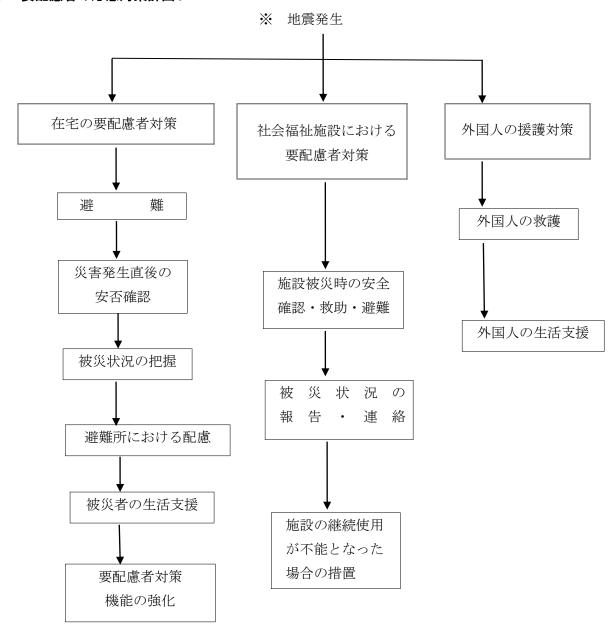
4 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び町指定文化財等の所有者又は管理者は、地震が発生した場合は、次により文化 財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ① 建造物及び搬出不可能な文化財 防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置なものについては所有 者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
 - ② 搬出可能な文化財 指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじ め準備された器具等により、定められた避難場所に搬出するものとする。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3)被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第39節 要配慮者の応急対策計画

地震等による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会 福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 要配慮者の応急対策計画フロー



2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

① 町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の 避難誘導等が、避難行動要避難支援プラン(個別計画)に基づき、適切に実施されるよう 必要な措置を講ずる。

また、自治組織、近隣住民、自主防災組織等は、避難行動要支援者の、避難行動に協力し、避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

② 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者 名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 介護保険事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認 等が行われるように努めるものとする。

③ 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等
- ④ 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制や、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び 食料・生活物資の供給等に努める。また、町は必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避 難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

⑤ 被災後の生活支援

町は、高齢者や障がい者等のうち社会福祉施設等への緊急入所や緊急に施設で保護する 必要がある者に対して、一時入所等の措置を講ずる。

⑥ 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、 手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配 慮する。

⑦ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包活支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 施設被災時の安全確認・救助・避難
 - ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに自衛消防隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努めるものとする。
 - ② 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、必要に応じ消防本部へ救助を要請するものとする。
 - ③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行うものとする。
 - ④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少ないときは、日頃から連携を図っている近隣住民 及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。
- (2)被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。 また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請 を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じるものとする。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に 努め、入所可能施設をあっせんするものとする。

4 福祉避難所における要配慮者対策

町は、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、要配慮者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の健康状態の把握を行う。また、被災した要配慮者の福祉避難所での生活におけるニーズを把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて関係機関へのケアに当たる人材等の派遣について協力を要請する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うとともに、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努めるものとする。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うものとする。

② 相談体制の整備

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備するものとする。

第40節 応急住宅対策計画

大規模な地震により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

なお、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和 2 年 3 月)及び改正被災者生活再建支援法(令和 2 年 12 月 4 日改正)に基づき実施する。

被災者生活再建支援法の改正により新たに導入された「中規模半壊」の判定方法については、 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において令和2年度内に改定されており、本節の記載についても、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定を受けて修正するものとする。

住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(令和2年12月4日公布・施行)により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分となった。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準			
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。			
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。			
中規模半壊(世帯)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のものとする。			
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。			

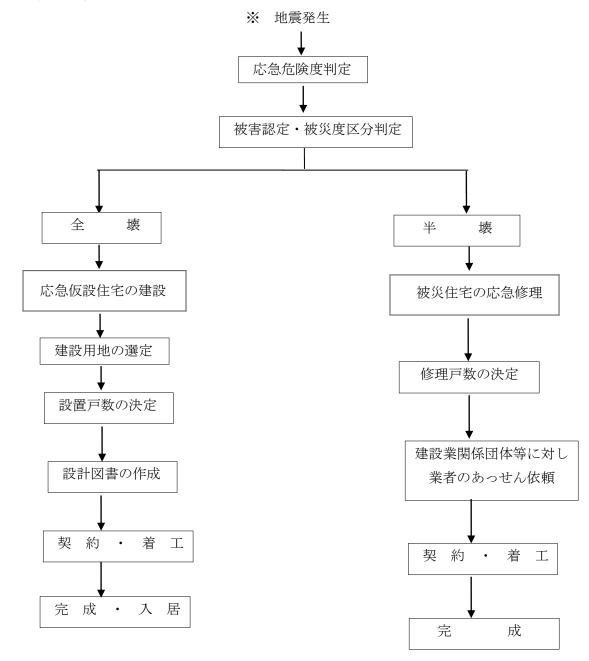
被害の程度	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊:被害認定基準による。

※大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成16年4月 1日付け府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

※中規模半壊:「被災者生活再建支援法(令和2年12月4日改正)第2条第2号ホ」による。 ※準半壊:「災害救助法事務取扱要領(令和2年3月30日付け内閣府政策統括官(防災担当))」 による。

1 応急住宅対策計画フロー



2 住宅被災状況等の把握

(1)被災住宅の調査

町は、地震等の災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急 修理等に必要な下記事項について、早急に調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 被災住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)
- ④ 被災建築物応急危険度判定
 - ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県には必要な各種の支援を受ける。
 - イ 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検 討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定 コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
 - ウ 判定の実施に当たっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的 に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については 自宅への帰宅を促す。
- ⑤ 被災宅地危険度判定 敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。
- ⑥ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月)及び改正被災者生活再建支援法(令和2年12月4日改正)に基づき被災建築物の被害認定を行う。

⑦ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒 久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

- ⑧ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑨ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑩ 被災住宅に関する県への要望事項
- ⑪ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3 応急仮設住宅の確保

町は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定 的な住生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、 住宅事情等により下記により難いと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急

仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生 時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮 設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上方法

- (ア) 県では、社団法人山形県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会山 形県本部及び公益社団法人全国賃借住宅経営者協会連合会(以下「関係団体等」 という。) の協力を得て借上住宅を供給するものとする。
- (イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃借住宅等の取りまとめに関する事務 を行うものとする。

イ 借上住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。(大規模半壊・中規模半壊・半壊 であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれる などの全壊相当を含む。)
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅の確保することができない次の者であること。
- (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- (c) 全各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に 十分配慮し、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該町からの入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上住宅の契約 締結等を行う。
- (ウ) 供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2カ年以内とする。 ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

ウ 入居者への配慮

町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配慮に努める。

県は、借上住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設地は、その都度町長が定めた場所とするが、次の事項に十分留意 して建設用地を選定するものとする。

- (ア)保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとと もに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅 やグループホーム等の設置についても検討する。
- (イ)降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険 険簡所を避ける。
- (ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者と十分に協議の上、正規の2カ年程度の土地使用契約書を取り交わすものとする。
- (エ) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動 に十分配慮する。

イ 規模及び費用

- (ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助 法施行規則に定める基準による。
- (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- (ウ) また、建設資材を県外調整し、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、 事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することがで きる。

エ 応急仮設住宅の建設方法

- (ア) 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設 する。
- (イ) 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、あらかじめ協定を締結した社団法 人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要 に応じ、県内建設業者による建設を要請する。
- (ウ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策 のための必要な装備・備品・計器等の設置、必要に応じたバリアフリー化やそ の他必要な要件を協議した上で建設に着手する。

オ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。 ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。(大規模半壊・中規模半壊・半壊 であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれる などの全壊相当を含む。)

- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
- (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- (c) 全各号に準ずる者
- d 応急修理をする被害者のうち応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なもの

(イ) 入居者の選定

- a 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。 また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮するものとする。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮 者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取り まとめて、入居予定者名簿を作成する。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から2カ 年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

(エ) 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、 状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを 防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとと もに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮するも のとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相 談員の配置に努める。

4 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要最小限度の部分を応急的に補修する。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体に連携を図る。

- (1) 修理の方針
 - ① 範囲及び費用
 - ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くこと のできない部分とする。
 - イ 被災住宅の応急修理のために支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範囲

内とする。

② 修理の期間

ア 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1ヶ月期間内に修理を完了する ことができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を 延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町が、 建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

- ① 被災住宅応急修理の対象となる者は、次の事項に該当する者とする。
 - ア 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者[半 壊]
 - イ 大規模又は中規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼) した者 [大規模半壊・中規模半壊]
 - ウ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者「準半壊」
 - エ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (ウ) 全各号に準ずる者
- ② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

5 住宅建設資材等の確保

建設等の資材は、原則として請負業者が確保するものであるが、災害により現地調達が不可能で、請負業者から資材のあっせん及び調達依頼があった場合、建設班長はあっせん調達に当たるものとする。なお、業者において不足する場合は、県に対しあっせんを要請する。

6 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石、竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

- (1) 障害物除去の方針
 - ① 範囲及び費用
 - ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
 - イ 障害物除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範囲内とする。
 - ② 障害物の除去の実施期間
 - ア 障害物の除去は、災害発生の日から、原則として10日以内である。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって 10 日期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である町が、作業員あるいは技術者を動員して、 障害物の除去を実施する。

- (3) 障害物除去の対象者
 - ① 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

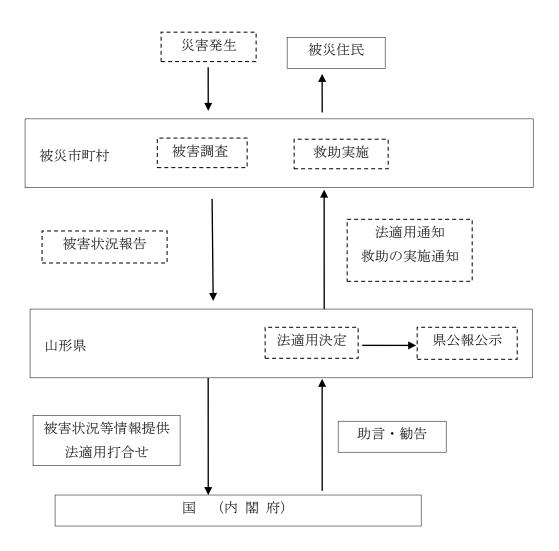
- ア 災害によって住家が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活 を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (ウ) 全各号に準ずる者
- ② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第41節 災害救助法の適用に関する計画

1 災害救助法による救助フロー

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法の運用について 定める。



2 災害救助法の適用基準(資料2参照)

(1) 基準の内容

災害救助法による基準は、町の区域単位に原則として、同一原因の災害による町の被害が 一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる。 災害救助法第2条関係

- ① 適用単位は、町区域単位とする。
- ② 同一原因による災害によることを原則とする。 ただし、この例外として、
 - ア 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
 - イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合に

おいても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。

- ③ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- ④ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本町における 具体的適用基準は、次のとおりである。

- ① 住家の滅失した世帯数が、町の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき。 町では40世帯以上の滅失(法施行令第1条第1項第1号)。
- ② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 1500 世帯以上に達した場合であって、かつ、町の住家の滅失世帯数が別表の 2 号適用基準以上であるとき。 町では20世帯以上(法施行令第1条第1項第2号)。
- ③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県内の住家の滅失世帯の総数が7000世帯以上に達した場合であって、かつ、町の住家の滅失世帯数が多数であるとき。(この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。)(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものであること等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が減失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣 府が定める基準に該当するとき。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)。

3 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、又は滅失した世帯を標準とし、 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、 それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う。(災害救助法施行令第1条第2項)

滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3

- (2) 住家滅失の認定
 - ① 住家の全壊、全焼又は流出したもの
 - ア 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達 した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - ② 住家が半壊又は半焼したもの 損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のもの

をいう。

- ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満の もの
- イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家 の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
- ③ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの(準半壊) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたものであって、次のものをいう。
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 10%以上 20%未満の もの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 10%以上 20%未満のもの
- ④ 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもので、具体的には、②のア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。
 - ア 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
 - イ 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

① 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

- ア 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
- イ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を 営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。
- ウ 会社は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活 実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯 として認定できる。
- ② 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

- ア 炊事場、浴室、トイレ及び離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- イ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非 住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住して いる建物であれば、これを住家として取扱う。

4 災害救助法の適用

(1) 町の役割

町長は、上記(1)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(災害救助法第30条第2項)

(2) 県の役割

知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力の下に応急

的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る(災害救助法第2条)。また、 知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を 市町村長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条第1項)

(3) 国との連携等

災害救助法の適用に当たっては、必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

5 災害救助法の適用手続き

町長は、本町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の原因
- (2)被害の概況
- (3) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (4) その他必要な事項

6 災害救助法による救助種類と実施体制

(1) 救助の種類

災害救助法適用時に県知事から委任される救助の種類は次のとおりである。

- ① 収容施設の供与(避難所の設置、応急仮設住宅の供与)
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救助
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に 著しい支障を及ぼしているものの除去)
- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合に おいては、特例的に救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給し てこれを行うことができる。(災害救助法第4条第2項)

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、「県災害救助 法施行細則」、及び「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」によるものとする。

8 実施状況の報告

(1) 町長は、災害救助法適用時に県知事から委任された職権にかかる救助を実施した時は、直

ちにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

- (2) 報告に際しては、救助に係る各種関係書類の整備、保管に努めるものとする。
- (3) 関係書類の様式は、「県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

9 り災者台帳の整備及びり災証明書の発行

- (1) 町は、災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、り災者台帳を作成、整備するものとする。
- (2) 町は、り災者からり災証明を求められたときは、り災台帳に基づいてり災証明書を発行するものとする。

第 2 編

震災対策編

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町が防 災関係機関の協力の下に実施する生活再建支援対策について定める。

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、庁舎内や避難所等に速やかに相談所を開設 し、県及び防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所においては、設置地域の状況及び防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ① 生活相談:各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- ② 職業相談:雇用相談、職業のあっせん等
- ③ 金融相談:各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談:住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) り災証明書の交付

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

① り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化(地域別に申請・交付)等の取組を実施する。

ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

イ 交付

(ア) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ)窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

② 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策やり災証明書の申請・交付 方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留 意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

③ 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「応急対策職員派遣制度」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに 基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項3について」(令和2年5月22日付け総行派第20号)を踏まえて、検討を行う。

④ 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員がり災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに 応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要 があることから、事前に準備を進める。

⑤ その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊(損害割合 10%以上 20%未満)への対象拡充に伴う見直し等の改定(令和 2 年 3 月)に留意する。

イ り災証明書の様式は、「り災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け 府政防第737号)、り災証明書の交付枚数や代理申請は、「り災証明書の交付に係る運用 について」(令和2年3月30日付け事務連絡)を参考とし、り災証明書の適切な交付に 努める。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付(資料 13 参照)

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3)被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した資金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金(福祉資金費)貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還猶予
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の違約金不徴収
- (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間 の延長

3 雇用確保等

町は、県及び国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、 被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等によ る中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

町は、山形労働局と連携し、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2)離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 雇用維持等の要請
- ② 被災者のための臨時職業相談の実施
- ③ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業等給付に関する特例
 - ① 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

② 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事 後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業所の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払 立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業所の倒壊等の理由により事業主の証明を 受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労災保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、 必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の 徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

4 住宅対策

- (1) 住宅資金の貸付(資料13参照)
 - ① 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金)の貸付

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被災状況踏査及び被害率の認定を早期に 実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。この場合において、町は、 被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- ② 住宅金融支援機構資金(一般住宅建設資金)の貸付
- ③ 生活福祉資金(住宅資金)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

- ④ 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付
- (2) 災害公営住宅の建設

町は、災害により滅失住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて 災害公営住宅(激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」)を建設し、賃借する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査し、国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する とともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待 つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

5 町税等の減免等

町は、被災した納税義務者に対し、その状況に応じ、地方税法及び飯豊町町税条例の規定に 基づき、町税等の納付期限の延長及び減免等を行うものとする。

6 公共料金の特例措置

(1)郵便事業

- ① 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付
- ② 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。
- ④ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電気通信事業

- ① 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免。なお、 避難指示の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。
- ② 被災者の電話移設工事費の減免。なお、災害による建物被害により、仮住居等へ電話を 移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業省の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 電気料金の支払い期日の延伸
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除。なお、被災前と同一契約に限る。
- ④ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除
- ⑥ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 被災者のガス料金の納期の延伸
- ② 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用

7 被災住民への各種措置の周知

町は、県及び防災関係機関と連携し、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努めるとともに、慢性疾患患者等に対しては、医療機関等と連携を図り、安定した生活を送ることができるよう支援体制づくりに努めるものとする。

8 被災者等のメンタルケア

(1)被災者は、災害に伴い様々な症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神 的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や 各関係機関との協力の上、的確な対策を講じるものとする。

- (2) 被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。
 - ① 精神科医師、保健師等による巡回相談
 - ② 保健所等による精神保健相談
 - ③ 広報紙やチラシ等による被災者への情報提供
 - ④ 避難所等における避難者向けの講演会の実施
 - ⑤ 小中学校での子どもへの精神的カウンセリング
 - ⑥ 専門施設での相談電話の開設

第2節 金融支援計画

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図る ため実施する金融支援対策について定める。

1 農林漁業関係融資

- (1) 天災融資制度による融資
 - ① 天災資金の貸付

町は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの(以下「被害組合」という。)に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象とな	貸付の相手方	貸付利率	償還期間	償還期間のうち
頁並*//里規	る事業	貝口が旧丁刀	(年利)	貝坯剂时	据え置き期間
経営資金	種苗、肥料、	被害農林業	特別被害者	6年以内	
	飼料、薬剤、	者であって、	3.0%以内		_
	農機具(政令	減収による損	3割被害者	激甚災害	
	で定めるも	失額が平年の	等	の場合は	
	の) 等の購入	当該収入額の	5.5%以内	7年以内	_
	費等農林業経	1割以上であ	その他		
	営に必要な資	る等の要件を	6.5%以内		
	金	満たし、町の			
		認定を受けた			
		者			
事業資金	天災により	被害組合で	6.5%以内	3年以内	
	被害を受けた	あって、その			_
	ため必要とす	所有又は管理			
	る事業運営資	する施設、在			
	金	庫品等に著し			
		い被害を受け			
		たもの			

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
 - 2 特別被害者:知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業に あっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割以上(開拓者は 4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業にあっては年収の5割以上の損失額の

ある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

- 3 3割被害者等:年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の 特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。をいう。)
- 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

E/V		代什哥鱼李	貸付限度額(単位:万円)		
区分	貸付対象者		天災融資法適用	激甚災害法適用	
	果樹栽培者 農 業 家畜等飼業者 金 者		500 (2, 500)	600 (2, 500)	
経営資金	一般農業者	一般農業者	200 (2,000)	250 (2,000)	
		林業者	200 (2,000)	250 (2,000)	
事業資金		地 生组入	個別組合2,500	個別組合5,000	
尹未頁並	被害組合		連合会5,000	連合会7,500	

(注) 1 経営資金の() 内は法人に対する貸付限度額

② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町は、当該天災が町経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害による被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

动液山在古光	伏儿 0 地 T 土	貸付利率	/冼/Ⅲ ₩ Ħ Ħ Ħ	償還期間の
融資対象事業	貸付の相手方	(年利)	償還期間	うち据置期間
種苗、肥料、	被害農林漁	特別被害者	6年以内	
飼料、薬剤、農	業者であって、	3.0%以内	(天災融資法	_
機具(政令で定	減収による損	3割被害者等	が適用された	
めるもの) 等の	失額が平年の	5.5%以内	場合には、同法	
購入費等農林	当該収入額の	その他	による経営資	
漁業経営に必	1割以上であ	6.5%以内	金の貸付実行	
要な資金	る等の要件を		日まで)	
	満たし、町の認			
	定を受けた者			

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
 - 2 特別被害者:知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開 拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割以上(開拓者は4割)以上の樹体損失 額のある者をいい、林業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上 の施設損失額のある者をいう。
 - 3 3割被害者等:年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。をいう。)

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者 一般農業者	500 (2, 500) 200 (2, 000)
	林業	首	200 (2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合はその復 旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金 等を融資する。

区分	資金0)種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
	農業基盤整備資金		農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業 振興法人、土地改良 区、農協、農協連等	0.16~0.30%	25 年以内	10 年以内
農業関係資金	農林漁業施設資金農業関係資		[共同利用施設] (1)農産物の生産、 流通、加工又は販売 に必要な共同利用施 設の復旧	土地改良区、土地連、 農協、農協連、農林 漁業振興法人等	0.16~0.30%	20 年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] (1)農業用施設等の 復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16~0.30%	15 年以内	3年以内
			(2) 災害を受けた果 樹の改植又は補植			25 年以内	10 年以内
	林	N. C.	復旧造林	林業を営む者、森組、 森連、農協	0. 30~0. 45%	35 年以内	20 年以内
	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、 農協等	0.16~0.30%	15 年以内	5年以内	
林業	金	林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、 森連、農協等	0. 30~0. 45%	20 年以内	3年以内
	林業関係 農林漁業 施設資金		[共同利用施設] 林産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20 年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加 工等に必要な機械その 他施設の復旧	林業を営む者	0.30~0.45%	15 年以内	3年以内
漁	漁業基盤整備資金		漁港施設、漁場及び水 産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産 業協同組合、水産振 興法人等	0.16~0.30%	20 年以内	3年以内
漁業関係資金	農林漁業係資金		[共同利用施設] 水産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	水産業協同組合、農 林漁業振興法人等	0.16~0.30%	20 年以内	3年以内

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施 設、内水面養殖施設、 海面養殖施設、漁船漁 業用施設及び漁業生産	漁業を営む者、水産業協同組合	0.16~0.24%	15 年以内	3年以内
環境施設の復旧				
不慮の災害により農林 漁業経営の維持が困難 になっている場合、経 営の維持安定に必要な 長期の運転資金	農林漁業者であった所は、農林漁業所得が総には、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	0. 16%	10年以内	3年以内
	[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施 設、内水面養殖施設、 海面養殖施設、漁船漁 業用施設及び漁業生産 環境施設の復旧 不慮の災害により農林 漁業経営の維持が困難 になっている場合、経 営の維持安定に必要な	[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧 不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金 農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者認定農業者、認定費者、認定農業者、認定農業者、認定費者、企善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に	 融資対象事業 貸付の相手方 (年利) [主務大臣指定施設] 漁業を営む者、水産 業協同組合 の、16~0.24% 業協同組合 の水面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧 不慮の災害により農林漁業が得が総所になっている場合、経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金 農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認 	融資対象事業 貸付の相手方 (年利) 償還期間 [主務大臣指定施設] 漁業を営む者、水産 業協同組合 2.16~0.24% 15 年以内 業協同組合 2.16~0.24% 2

(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行

(貸付限度) 農業基盤整備資金:貸付を受ける者の負担する額(以下「負担額」という。)に別に定める割合 を乗じて得た額

農業セーフティネット資金:600万円

農林漁業施設資金のうち共同利用施設:貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分:負担額の80%に相当する額又は1施設当たり

300 万円(特例 600 万円、漁船の場合 1,000 万円)

のいずれか低い額

※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町は被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡素化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度資金の条件緩和措置

町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、

法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和を実施するよう農業協同組合及び銀行 等の融資機関に要請を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請 町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受け た農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予の条件緩和を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努めるものとする。

2 商工業関係融資の種類

- (1) 災害復旧に関係する商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。
 - ① 山形県商工業振興資金(災害対策資金、経営安定資金第4号)
 - ② 日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付
 - ③ 日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付
 - ④ 商工組合中央金庫による災害復旧貸付
- (2) 中小企業者への各種措置の周知

県及び町は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るものとする。

3 被災地への相談窓口の設置

商工観光部及び農林振興部は、県及び商工関係団体、農林漁業関係団体、各融資機関と連携の上相談窓口を設置し、被災者に対する各資金の貸付条件その他を十分に説明し、次により最も適した資金の融通及び指導に当たるものとする。

- (1) 借入希望者の平常時における金融機関、系統機関の利用あるいは災害時における民間融資との関係等を考慮し、指導に当たるものとする。
- (2) 災害の程度、種別によって設定される資金の種別、あるいは貸付の条件が異なるため、その災害について適用される資金種別、融資条件等を的確に把握し、指導するものとする。
- (3)貸付条件にこだわりすぎて、その効果が減少しないよう指導するものとする。例えば、融 資期又はその決定が遅いもので借入希望時期に間に合わない資金、あるいは、資金の条件が 低利長期融資等好条件であっても、資金枠が少ないため競争率が高く、否決されるおそれの 多い資金等は、これらの条件も十分考慮して指導するものとする。

第3節 公共施設等災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の 検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

1 災害復旧計画

町は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧計画を速やかに策定し、実施するものとする。

(1) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を策定する。なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努めるものとする。

(2) 事業の実施

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りながら、 復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置 を講じるものとする。

(3) 国、県による復旧工事の代行の要請

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を、国及び県に要請する。

(4) 復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧計画は、おおむね次の計画とする。

- ① 公共十木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - 才 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - 力 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設等災害復旧事業計画
- ③ 文教施設等災害復旧事業計画
- ④ 厚生施設等災害復旧事業計画
- ⑤ 公営住宅等災害復旧事業計画
- ⑥ その他の災害復旧事業計画
- ⑦ 災害復旧に係る財政支援措置計画

2 災害復旧関係技術職員の確保

- (1) 町は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に 不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の 応援派遣について協力を要請する。
- (2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

3 資金計画

町は、災害復旧事業を迅速に行うため、国、県の負担金、補助金のほか、次の制度により臨 時資金の調達に努めるものとする。

- (1)地方債の発行歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税の交付普通交付税の繰上交付、特別交付税の交付
- (3) 一時借入金の利用金融機関又は東北財務局山形財務事務所からの一時借入

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町は、住民、民間事業者及 び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

1 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。その際、復興対策の円滑な 実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策 定のための検討組織を併せて設置するものとする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する とともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、国、他自治体及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得るものとする。

2 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。町は、再度の災害防止と快適な環境を目指し、総合計画の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定するものとする。復興計画のうち、幹線道路や公園などの公共施設や土地区画整理事業、町再開発事業等については、事業着手までの間、建築規制等についての住民の協力を得て行うものとする。

なお、特定大規模災害時においては、町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、 同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。また、必要に応じ、関係行政機 関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

4 復興事業の実施

(1) 防災のまちづくり

町は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取組むものとする。また、復興のため市街の整備改善が必要な場合には、計画的な整備改善、町の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずるものとする。なお、既存不適格建築物については、その解消に努めるものとする。

- (2) 防災性向上のための公共施設の整備等
 - 町、公共施設管理者等は、防災性向上のため、公共施設等の整備を図るものとする。
 - ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、公園、 河川等の骨格的な基盤施設の整備
 - ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
 - ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

5 住民の合意形成

町は、復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していくものとする。

第 3 編

風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

近年は、台風や集中豪雨による洪水、土砂災害等の被害が全国各地で発生している。こうした気象災害は、様々な被害をもたらすものであるが、事前の予防対策をとることで、被害をできるかぎり抑えることが可能である。この計画は、風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 風水害対策の具体的方針

- (1) 水害予防対策
 - ① 気象情報等の収集及び伝達
 - ア 気象情報の収集

町は、山形地方気象台から発表される気象予警報情報等を県防災無線FAXやその他の手段により収集する。特に降雨等について特に詳細な情報を必要とする場合は、山形地方気象台から直接収集するものとする。

イ 気象情報の伝達

町は、住民に対する気象予警報情報等の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するものとする。

② 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

③ 自主防災体制の確立

地域において効果的な避難、救助等が出来るよう、地区等を母体とした自主防災組織の 育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や医療施設、社会福祉施設等多 数の人が利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制 の整備を図り、効果的な避難等が出来るよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設 についても同様とする。

④ 河川等の管理体制の強化

町は、国、県と連絡を密にして、町内を流れる置賜白川をはじめとする各河川の災害危険箇所等について定期的な巡視、点検を行い、河川管理体制の強化を図るものとする。

⑤ 水防用資機材の整備

町は、水防用資機材の整備、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持 及び管理に努めるものとする。

⑥ ハザードマップの作成、提供

町は、河川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域や指定避難場所等の情報を示した洪水 ハザードマップを作成し、住民に公表することにより、水害時における速やかな避難や水 害に対する意識について啓発を図るものとする。

(2) 土砂災害予防対策

① 土砂災害警戒区域の指定

本町の土砂災害警戒区域は、資料編に掲載するものとする。町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに情報収集、伝達体制及び警戒避難体制、避難場所及び避難経路、避難訓練、防災上の配慮を要する者が利用する施設に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

② 土砂災害予防体制の強化

ア 危険区域の周知

町は、地域防災計画に掲載した危険箇所について、住民及び要配慮者利用施設の管理 者に公表し、周知徹底を図るものとする。

- イ 危険区域のパトロール強化
 - (ア) 指定されている危険箇所については、定期的なパトロールを行い、特に土砂 災害が発生しやすい6月~9月期においては、防災関係機関とともにパトロー ルを実施するものとする。
 - (イ) 長雨や集中豪雨等により災害発生の危険性が高いと判断される場合は、災害発生の予想される箇所の自主防災組織に気象情報を伝達し、被害防止の警戒と 災害発生時の通報、避難体制の確立を要請し、随時防災関係機関や関係住民に よりパトロールを実施するものとする。
- ③ 土砂災害防止対策事業の推進

土砂災害から住民の生命を保護するため、関係制度の有効活用の下、災害防止工事の推 進を図るものとする。

- ア 地すべり災害予防
- イ 十石流災害予防
- ウ 急傾斜地崩壊災害予防
- エ 山地災害予防
- ④ ハザードマップの作成、提供

町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域や指定避難場所等の情報を示した土砂災害ハザードマップを作成し、住民に公表することにより、土砂災害時における速やかな避難に対する意識について啓発を図るものとする。

第2節 災害予防と減災対策への住民の取組

災害発生時には、行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでに はある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することも予測され、 すべての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。このことから住民は、「自ら の身は自らで守る」という自助と「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持ち、 災害予防と減災に向けた取組を進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもとより、物的被 害の軽減に努めるものとする。

1 日常における予防活動

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

- (1) 防災知識の普及啓発及び訓練
 - ① 防災教育・訓練等への参加
 - ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
 - イ 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水、土砂災害等の可能性について認 識を深める。
 - ウ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
 - エ 次世代への災害被災経験の伝承
 - オ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
 - カ 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
 - キ 自主防災組織等による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
 - ② 自主防災組織の育成
 - ア 自主防災組織等における活動を通じて、防災知識の普及を進める。
 - イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習 得
 - ③ 防災のまちづくり
 - ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
 - イ 災害に強い、防災のまちづくりを実現するため、住民がアイデアを出し合い実践する など、自発的なまちづくりへの参加

(2) 自宅に対する取組

水深が50cmを超えるような状況の下で無理に避難所へ避難しようとすると、遭難する危険性が高まる。そのような場合は、自宅の上階に避難する形で危険を回避する。また、土砂災害により立退き避難の余裕がない場合や立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難することも視野に入れ危険を回避する。

なお、こうした避難をした場合は、危険が早急に解消されない等により、半日程度その場にとどまることを想定し、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをしておくものとする。また、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護のため自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取組を行うこととする。

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

① 避難対策

- ア 災害時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 災害時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 防災行政無線(防災ラジオ)等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報(避難指示等)の意味の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる 関係の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的な参加
- ② 食料・生活必需品の確保
 - ア 各家庭において、家族の最低3日間、推奨1週間分程度の食料や飲料水等の備蓄
 - イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量確保
 - ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
 - エ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
 - オ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
 - カ 感染症対策に必要なマスク、アルコール消毒液、体温計等の確保
 - キ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄
- ③ 要配慮者への配慮
 - ア 町・県・民生委員・自治組織・自主防災組織等と協力した、在宅の要配慮者への情報 伝達、安否確認や避難誘導等の支援
 - イ 町・県・民生委員・自治組織・自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民相互の 共助意識の向上
- (4) 土砂災害及び河川災害に対する警戒
 - ① 土砂災害
 - ア 平常時における土砂災害の前兆現象への注意
 - イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
 - ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

【土石流の前兆現象】

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合
- ・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

【急傾斜地崩壊の前兆現象】

- ・斜面から新たに水が吹き始めた場合
- ・普段流れている湧水の量が急に変化し始めた場合
- ・斜面から小石がパラパラと落ち始めた場合
- ・斜面にひび割れが起きた場合
- ・樹木が揺れたり、倒れたりした場合
- ・地鳴りや山鳴りがする場合
- ② 河川災害
 - ア 平常時における堤防の漏水や亀裂などの前兆現象への注意
 - イ 前兆現象を確認した場合は、直ちに町、県や警察署へ連絡する。
 - ウ ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。
- (5) 火災の予防
 - ① 強風時における火の取扱いの注意
 - ② 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
 - ③ カーテン、じゅうたん等における防炎製品の使用
- (6) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- (7) 自主防災組織や町等が実施する消防訓練等への積極的参加
- (8) 救急救助・医療救護への協力
 - ① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域や 自主防災組織等における協力体制の強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や 常備薬の準備

- (9) ライフラインに関わる予防活動
 - ① 電話

災害発生時、及び災害の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、 被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難 場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の準備

- イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 冬期間の災害に備えた石油ストーブ等の確保
- ③ ガス
 - ア 災害発生時に取るべき安全措置方法を理解し、自宅等のガス設備の安全対策の実施
 - イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の災害対策
 - ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
 - エ 積雪時の災害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪
- ④ 上水道

ア おおむね最低3日間、推奨1週間に必要な飲料水(1日1人30を目安)の備蓄

イ 積雪時の災害発生に備えた、水道メーター周辺の除雪

2 積雪期における心構え

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3)暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない。

第3節 職員配備体制の整備

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第3節「職員配備体制の整備」を準用する。

第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第4節「相互応援体制整備計画」を準用する。

第5節 消防体制整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制 を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第5節「消防体制整備計画」を準用する。

第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、災害時応急対策の主体となる職員に対しマニュアル等の作成・配布や 防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、住民に対しても、広報や講演会、防災教 育等を通じ防災意識の高揚を図る。

なお、普及啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、防災意識の向上を図るものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

※ 第2編震災対策編第1章第6節「1 防災関係機関職員に対する防災教育」を準用する。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を 持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を 得るものとする。

大規模な災害が発生した場合、すべての応急対策において行政が対応することは困難であり、 住民の自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や 啓発活動を通して住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

なお、国、町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を 行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気 象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルによ り提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進す る。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ① 災害発生前の準備等についての啓発事項
 - ア 住宅の安全点検
 - イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備(ローリングストック法の活用)
 - エ 自動車へのこまめな満タン給油
 - オ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
 - カ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
 - キ ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施(しつけと健康管理、

迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等)

- ク 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ケ 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等(食料 [最低1日分]、マスク、アルコール消毒液、体温計等)の事前準備
- コ 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- サ マイ・タイムライン (個人の防災行動計画) の作成

② 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想 区域図 (ハザードマップ)、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等 に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必 要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されてい ないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

- ③ 災害発生後の行動等についての啓発事項
 - ア 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に とるべき行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正 常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行 動
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適 切な避難所、避難経路
 - エ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - オ 応急救護の方法

通信系等の適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)

- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- ク ライフライン途絶時の対策
- ケ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- コ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- サ 生活の再建に資する行動(家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等)

(2) 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、ホームページの活用等を促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災意識と自助を基本とした防災意識の啓発を促進する。

併せて、地域における自主防災組織、自治組織、各種団体、ボランティア等の活動並びに 消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通 じて自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災(防災・減災への取組実施 機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適 切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定避難 所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミ ュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 社会教育を通じての啓発

地区公民館で主催する研修会や、社会教育団体等が主催する研修会等を通じ、住民に災害 危険箇所の周知や地震発生時の対処方法、指定緊急避難場所の確認、初期消火や救出救助方 法など防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、町主催の行事等あらゆる機会をとらえ、 防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

町は、大規模災害が発生した場合に地域において事業所等との連携活動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、 防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

(1) 啓発の内容

災害に備えた普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ① 災害の備えについての啓発事項
 - ア 事業所等の安全点検
 - イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備(ローリングストックの活用)
 - エ 自動車へのこまめな満タン給油
 - オ 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
 - カ 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
 - キ 地域住民との協力体制の構築
 - ク 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等(食料 [最低1日分]、マスク、アルコール消毒液、体温計等)の事前準備

② 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想 区域図 (ハザードマップ)、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所 等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が 必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されて いないか確認を促すよう努める。 また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

- ③ 災害発生後の行動等についての啓発事項
 - ア 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に とるべき行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正 常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行 動
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適 切な避難所、避難経路
 - エ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - オ 応急救護の方法
 - カ 通信系等の適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)
 - キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - ク ライフライン途絶時の対策
 - ケ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - コ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - サ 生活の再建に資する行動(家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等)

(2) 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対し、防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定避難 所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミ ュニティを活かした避難活動を促進する。

4 要配慮者等に対する防災知識の普及

※ 第2編震災対策編第1章第6節「4 要配慮者等に対する防災知識の普及」を準用する。

5 学校教育における防災教育

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリ

スクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ① 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- ② 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ③ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒等が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ① 町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の 発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- ② 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル 等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災上特に注意を要する施設における防災教育

※ 第2編震災対策編第1章第6節「6 防災上特に注意を要する施設における防災教育」を準 用する。

7 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知(以下「洪水予報等」という。)を行う河川として指定した河川(以下「洪水予報等河川等」という。)に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第7節 地域防災力の強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて 重要である。町は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図 るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。

1 自主防災組織の育成

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第7節「1 自主防災組織の育成」を準用する。

2 企業等における防災の促進

町は、企業等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画の策定促進を図る。

また、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災 意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企 業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継 続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市 場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

- (1) 事業所等における自衛消防組織の育成
 - ① 育成の方針

次の施設を管理する企業等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 中層建築物、小売店、旅館及び学校等、多数の者の出入り又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取 扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的な防火活動を行う必要がある施設
- ② 育成強化対策
 - ア 消防法に基づく指導

町は、消防本部と連携し、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防本部と連携して、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織の設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の

確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救護、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメントの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の 普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第8節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。

町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受 入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境 の整備に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第8節「災害ボランティア受入体制整備計画」を 準用する。

第9節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を 的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地区組織、自主防災組織等との連携を図り ながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

1 防災訓練

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「1 防災訓練」を準用する。

2 防災関係機関の防災訓練

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「2 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を策定し、 冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。特に、水害・土砂災害のリスクが ある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた 防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3)季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意 を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に 基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、町は、 当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため に必要な助言等を行うものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「5 実践的な訓練の実施と事後評価」を 準用する。

第10節 避難体制整備計画

大規模な災害が発生した場合において、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、町は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

1 避難場所及び避難所指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(公園、緑地、グラウンド等)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(体育館、公民館及び学校等の公共施設等)(以下「避難所等」という)をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう 努めるものとする。

(1) 避難所等の定義

① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動する までの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、 法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民 館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を 満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、市町村は、以下の事項を満足する施設を指定する。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する。
- ・速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する。
- ・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有す る。
- 災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある。
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定され

る区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。

(2) 指定避難所等の指定

町は避難所等を指定するに当たり、次の事項を留意する。なお、緊急避難場所については 災害の種類ごとに定めるものとする。

- ① 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきかを明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
 - また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制(救援・輸送用のヘリコプター離着陸等)等を考慮した避難区域を指定すること。
- ② 発生が想定される避難者(大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。)をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備する。

参考:避難場所で1~2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とする。

- ③ 延焼、地すべり等二次災害の危険性がないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- ④ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ⑤ 人員、物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ⑥ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した 場合直ちに開設できる体制を整備すること。
- ⑦ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ⑧ 避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とする。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑丈な建物とする。
- ⑨ 町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及 に努めるものとする。
- ⑩ 町は、学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに 配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定 避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 の関係者と調整を図る。
- ① 町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- ② 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運

営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

③ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、 避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報 交換に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ① 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む。)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。
- ② その他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。
- (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。

① 難誘導標識、避難場所案内板等の設置

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定避難所等であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った指定避難所等標識の見方に関する周知に努める。

② 広報紙、ハザードマップ、チラシの配布等 ハザードマップ等の作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災 害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- ③ ホームページへの掲載
- ④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として 選択すべきであること。
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に 当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。 また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確に したマニュアルを作成する。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 避難指示の発令基準の策定

① 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項目	洪水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び 警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川と その区間を特定(ハザードマップ	土砂災害警戒区域及びその周辺
	等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報)	
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達 時に避難が必要な区域を特定(避 難行動要支援者に関する情報)	土砂災害警戒区域を原則としつ つ、同一の避難行動をとるべき地 区単位を設定(孤立箇所、自主防 災組織、避難行動要支援者等地区 の実情を考慮)
③避難指示等の発令の 判断基準等	 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定 	大雨警報(土砂災害)、土砂災 害警戒情報、土砂キキクル(大雨 警報(土砂災害)危険度分布)、 近隣での土砂災害前兆現象、土砂 災害発生状況等を用いた発令基 準の設定
④避難指示等の伝達方 法	 伝達文の内容の設定 伝達手段や伝達先の設定 (伝達手段の整備や自主防災の 体制等) 	 伝達文の内容の設定 伝達手段や伝達先の設定 (伝達手段の整備や自主防災 の体制等)
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫(水門操作の タイミングや水路の状況)など	1)局地的・突発的に発生し、目 視による確認が困難で家屋・人 的被害が発生しやすい。

項	目	洪 水	土 砂 災 害
			2)深層崩壊など想定を超える規
			模の土砂災害が発生すること
			もあるため、気象状況、近隣の
			災害発生状況や前兆現象等状
			況把握に努め、避難指示等の
			発令を判断する。

② 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布(気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ。)を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成に当たり、災害の特性と住民に求められる避難行動(猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動や具体的かつ確実な伝達手段(地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保)に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

【避難指示等の発令・伝達体制の整備】

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ア 町長が不在時の発令代行の順位
- イ 発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備
- ウ 災害種別に応じた避難所等・避難経路の事前の選定

3 避難所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「3 指定避難所等に係る施設、設備、資 機材等の整備」を準用する。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「4 避難行動要支援者の避難支援計画」 を準用する。

5 避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等 多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有 に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・ 知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で 身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自 宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ 直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底 に努める。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、乳幼児施設、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、 天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

- ① 防災情報の入手体制
- ② 地域の実情に応じた避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達方法
- ③ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主災組織・

事業所等との協力体制

- ④ 集団的に避難する場合の避難場所等の確保、保健衛生対策及び給食実施方法
- ⑤ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等
- ⑥ 保護者等への安否の連絡体制、及び引き渡し方法
- (2) 不特定多数の者が利用する施設

中層建築物、小売店、旅館、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、避難計画を策定しておくものとする。

- ① 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- ② 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③ 避難所等に係る町との事前調整

7 福祉避難所の指定

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「7 福祉避難所の指定」を準用する。

8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「8 近隣市町における指定緊急避難場所 の指定」を準用する。

9 新型コロナウイルス感染症対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「9 新型コロナウイルス感染症対策」を 準用する。

第11節 救助·救急体制整備計画

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、自主防災組織、消防機関、防災関係機関、町がそれぞれ連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第11節「救助・救急体制整備計画」を準用する。 ただし、「地震」を「災害」に読み替える。

第12節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第12節「火災予防計画」を準用する。

第13節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第13節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第14節 防災用通信設備整備計画

災害時における住民への情報伝達、防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ 的確に行うための手段等を確保するため、通信設備及び体制を整備する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「防災用通信設備災害予防計画」を準用する。

第15節 地盤災害等予防計画

災害による地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、 これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対 策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査・点検を行うこととする。

(2) 十砂災害警戒区域等の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報により点検し、これらの危険箇所について町地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒・避難体制の整備に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 山地災害危険地区の周知

町は、県の調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するお それがある地区や災害が発生した「山地災害危険地区」を町防災計画に明記するとともに、 地域住民等に周知徹底を図る。

2 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町は、防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期 的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の 観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難 に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制(地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、広報車は、豪雨時に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等)を整備する。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに、 避難場所及び避難経路、避難訓練、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の 発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警 戒避難体制に関する以下の事項について定める。

- ・土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・十砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる 要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合、避難所等に関する事項、その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配布その他の必要な措置を講ずる。

なお、避難所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮 する。

① 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を、部落等や自主防災組織、避難所、孤立の懸念等を勘案し設定する。

② 情報の収集及び伝達体制

県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報や、県及び気象台が提供している降雨や 土砂災害に関するメッシュ情報(土砂災害危険度情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分 布)など土砂災害に関する情報を防災情報提供システム・電話・インターネット等で収集 し住民に伝達する。また、それら土砂災害の警戒避難に資する情報の収集方法について住 民に周知を図る。なお、避難指示等の発令に当たっては、対象住民に確実に伝達するため、 豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、緊急速報メールや広報車等による伝達を行 う。

③ 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営に当たっては、町職員の他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。

④ 避難行動要支援者への支援

町は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難 所・避難経路、避難指示などの土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

⑤ 防災意識の向上

町及び自主防災組織等は、定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、 警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

⑥ 要配慮者利用施設対策

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報並びに予報及び警報の伝達方法を定める。

また、町は県及び関係機関と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、

周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の 確立に努める。

⑦ 避難指示等の判断基準に基づいた避難指示等の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき避難指示等を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、今後の気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

3 国土保全事業等の推進

(1) 緊急用資機材の確保

町は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に 備える。

(2) 地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正確保を図り、 地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

県及び町は、安全対策を検討の上、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

第16節 孤立集落対策計画

土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第17節「孤立集落対策計画」を準用する。

第17節 町の防災化計画

住宅整備や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、町の防災化を計画的に進める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第18節「防災化整備計画」を準用する。

第18節 建築物災害予防計画

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、学校等の防災上重要な公共 建築物並びに一般建築物等の不燃性の強化を促進する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、 火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、町は、新築及び増改築等 建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により 改善指導を推進するものとする。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる建築物 安全確保と施設の改善指導を行う。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

2 建築物の災害予防対策の推進

- (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策
 - ① 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物
 - ア 災害対策本部等が設置される施設(役場庁舎等)
 - イ 医療救護活動に従事する機関の施設(福祉施設、医療施設等)
 - ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防分署等)
 - 工 避難収容施設(公民館、学校等)
 - オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)
 - ② 防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として 重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能強化に努めるものとする。

- (ア) 配管設備類の固定強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の確保

- (エ)消防防災用設備等の充実
- (オ)情報・通信システム等の安全性能の向上
- ウ維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や 防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努めるものとする。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊所、商店など、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、次の(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努めるものとする。

- (3) 一般建築物の災害予防対策
 - ① 著しく劣化している建築物の安全性の確保 防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
 - ② 落下物等による災害の防止 建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止する ための安全性確保の指導・啓発
 - ③ 水害常習地の建築物における耐水化 床上浸水等の災害を回避するため、予想される侵水位以上の盛土・基礎高の確保、又は 床下浸水を防止する防止板設置等の指導

第19節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、迅速かつ効率的な輸送体制を整備する。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第20節「輸送体制整備計画」を準用する。

第20節 交通関係施設災害予防計画

災害による道路、鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策 活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策に ついて定める。

1 各施設に共通する被害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に 十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑にできるよう、平素から施設の定期点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、長井盆地西縁断層帯の国の地震調査委員会調査結果を 考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第21節「2 道路の災害予防対策」を準用する。

3 鉄道施設の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第21節「3 鉄道施設の災害予防対策」を準用する。

第 2 1 節 農地·農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の 確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2)情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、 異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間 団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 用排水路施設の災害予防対策

用排水施設の管理者、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、排水量等を考慮して設計・施工されているが、不充分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

3 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備する とともに、老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、危険 度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第22節 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、町は、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第23節「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

第23節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社山形支店)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第24節「電気通信施設災害予防計画」を準用する。

第24節 上水道施設災害予防計画

大規模な災害が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「1 防災体制の整備」を準用する。

2 防災広報活動の推進

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「2 防災広報活動の推進」を準用する。

3 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験のある場合には、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

- (1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備
 - ① 軟弱地盤における地盤改良
 - ② 避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
 - ③ 配水池容量(12時間貯水容量)の増加及び緊急遮断弁の設置
 - ④ 老朽管路の計画的な更新
- (2) バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、 復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- ② 非常用電源の整備 (二回線受電、自家発電装置)
- ③ 隣接水道事業体施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築
- ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (3)機械設備や薬品管理における予防対策
 - ① 振動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ② 水道用薬品の適正な量の備蓄

4 災害復旧用資機材等の整備

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「5 災害対策用資機材等の整備」を準用 する。

5 生活用水源の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「6 生活用水源の確保」を準用する。

第25節 下水道施設災害予防計画

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため町が行う災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第26節「1 防災体制の整備」を準用する。

2 広報活動

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第26節「2 広報活動」を準用する。

3 下水道施設の災害予防対策

下水道事業者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

- (1)浸水対策
 - ① 耐水性調査及び補強対策施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。
 - ② 耐水対策の計画、設計及び施工
- (2) 安全性の確保
 - ① 施設の点検パトロール日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水など変状が発生する危険性が高い場所を把握する。
 - ② 維持補修工事及び補修記録の整備 災害発生時の復旧作業が有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を 整備する。
- (3) 浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。 また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。
- (4) 長時間停電対策
 - ① 非常用発電機(可搬式)の確保 停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害 時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。
 - ② 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

4 災害復旧用資機材等の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第26節「4 災害復旧用資機材等の確保」を準用 する。

第26節 危険物等施設災害予防計画

危険物等に係る事故の発生又は災害による拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、危険物等を取扱う施設及び 大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

1 危険物施設等の安全対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第27節「1 危険物施設等の安全対策」を準用する。ただし、震災対策編の「維持し耐震性を確保」を「維持」に読み替える。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第27節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄 及び調達体制の整備を図る。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第28節「食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。

第28節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防計画を定める。

1 学校の災害予防対策

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第29節「1 学校の災害予防対策」を準用する。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化 財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

- ① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・ 設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等 の整備及び危険対策を促進する。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第29節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時において、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、 児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町や防災関係機関、社 会福祉施設、医療施設、地域住民等が相互に連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対 策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第30節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。 なお、町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設であって、洪水 時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町 防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。ま た、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町 長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったと きは、町長はその旨を公表することができる。

第30節 積雪期における災害予防計画

積雪期の災害は、他の季節に発生する災害に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第31節「積雪期における地震災害予防計画」を準 用する。

第 3 編

風水害等対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関係機関は緊密な連携を図り、 災害の拡大を防止するための活動体制を定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第1節「災害対策本部の組織」を準用する。

第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。

第3節 広域応援計画

大規模な災害が発生し、本町での災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第3節「広域応援計画」を準用する。

第4節 被災県等への広域応援計画

他県等での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援 について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第4節「被災県等への広域応援計画」を準用する。 ただし、起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

第5節 広域避難計画

地震による大規模な地震発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑 に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第5節「広域避難計画」を準用する。ただし、起 因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請 手続き、受入体制等について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災へリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第7節「県消防防災へリコプターの活用」を準用 する。

第8節 災害ボランティア活動支援計画

災害発生時に増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、町と社会福祉協議会が連携し実施するボランティアの受入及びその活動支援対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第8節「災害ボランティア活動支援計画」を準用 する。ただし、震災対策編の「地震」、「地震発生」を「災害」、「災害発生」に読み 替える。

第9節 通信計画

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報 収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、町が行う通信手段の運用及び通信方法について 定め、さらに防災関係機関及び通信事業者の協力を得るものとする。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第9節「通信計画」を準用する。ただし、震災対 策編の「地震」、「地震発生」を「災害」、「災害発生」に読み替える。

第10節 気象情報等伝達計画

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、気象 に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等:市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、 重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常である ため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ご とに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに発表される。また、土砂災 害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際 に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

*「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。

	都道府県予想区	山形県
飯豊町	一次細分区域	置賜
以豆叫	市町村等をまとめた	五 里旧
	区域	西置賜

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こ
村別書報	るおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそ
音報	れがある場合、その旨を警告して行う予報

種類	概要
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがあ
住思報	る場合に、その旨を注意して行う予報

※飯豊町は「波浪」「高潮」は対象外

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

特別警報・警報・注意報の種類と概要(以下、本町に関するもの)

種類		概要
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂 災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害) のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫 している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を 確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸 水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき 事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場 所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

Ŧ	重類	概 要
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流での降雨や融雪等により河川が増水し,災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによ る災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要 とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによ る視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。
雷注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想し た場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。
	着雪(氷)注意 報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害 が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそ れがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季 の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると きに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
暴風		暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	
(本町対象外)			
波浪		高波になると予想される場合	
(本町対象外)			
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が		
泰風雪	くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

警報・注意報発表基準一覧表 (令和2年8月6日現在)発表官署 山形地方気象台

	工心拟元	<u>X</u>	(つれと午り月り日気	<u> </u>	6名 田沙地刀以外口
大雨	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	102		
				置賜白川	流域=22.7
			流域雨量指数基準	小白川流	5域=11.9
	SH I			小屋川流	5域=7.5
	洪水		複合基準	_	
警報			指定河川洪水予報	_	
			による基準		
	暴風		平均風速	18m/s	
	暴風雨		平均風速	18m/s雪?	を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40㎝
	八自		件当り休さ	山沿い	12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	_	
	高潮		潮位	_	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
	八 NN	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	77	
				置賜白川	流域=18.1
			流域雨量指数基準	小白川流	5域=9.5
注意報	洪水			小屋川流	5域= 6
住息 報	供		複合基準	_	
			指定河川洪水予報	_	
			による基準	_	
	強風		平均風速	12 m/s	
	風雪		平均風速	12m/s雪を伴う	

			平地	12時間降雪の深さ25cm
	大雪	降雪の深さ	山沿い	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	_	
	高潮	潮位	_	
	雷	落雷等により被害が	予想される	5場合
	融雪	融雪により浸水等の	被害が予想	想される場合
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最少湿度30% 実	効湿度65%	%
	平4 <i>)</i> 来	②降雨雪の場合を除	き、実効液	显度70%、風速10m/s以上
		①山沿いで24時間降	雪の深さ:	30cm以上で肘折の積雪100
		cm以上		
		②山形地方気象台の日平均気温 5 ℃以上で肘折の積雪		
	なだれ	180㎝以上		
		③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折の積雪		
		300㎝以上		
		④12月は日降水量30mm以上で肘折の積雪100cm以上		
	霜	早霜、晩霜期におお	むね最低気	 え温2℃以下
	个 目	(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下	で気温が	- 2℃より高いとき
		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~		
		5℃以上で低い日が数日以上続くとき		
	低温	冬期:①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均		
		風速 5 m/s以上のとき		
		②日平均気温	ル − 3 ℃ γ	以下が数日続くとき
記録的短	時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

- (注1) 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずし もこの基準によらない場合がある。
- (注2) 警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準(暫定基準)で運用することがある。
- (注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報 に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」 として発表する。
- (注4) 山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。
- (注5) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地 表面にたまっている量を示す指数。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まり を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、河川の上流 域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水

が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を 示す指数。

【警報・注意報基準一覧表の見方】

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村に対して発表する。
- ② 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雨警報、強風注意報、風雪注意報、 濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨 情報には表中の欄で基準を示す。
- ③ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雨警報、強風注意報、風雪注意報、及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、気象庁が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で 基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を一で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を一で、それぞれ示している。
- ⑥ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の 基準を適用することが適切でない状態となることがある場合がある。このような状態が ある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地 域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する ことがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】(※飯豊町は「高潮」は対象外)

- ① 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を"一"で示している。
- ② 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両 基準に達すると

予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

- ③ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ④ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

- ⑤ 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑥ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、 流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の 場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川 以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

- ⑦ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- ⑧ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(2) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで の雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更 新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表 されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認すること ができる。 ・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされ る警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされ る警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避 難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 に相当。 ※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令対 象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

種類	概 要
洪水キキクル(洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別 警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表 する。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山形県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に 危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難 指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警 戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土 砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警 戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられ

る場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

(7) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して 注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっていると きに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で気象庁から発表さ れる。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認 することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示 し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加 した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

3 指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川(国道)事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル2~5に相当する。

種類	標題	概要	
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表され	
		る。	
		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必	
		要となる。	
		災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っている	
		ため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒	
シサール 着欠 お口		レベル5に相当。	
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続	
		しているときに発表される。	
		いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生	
		に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断	
		の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ	
		ベル4に相当。	
氾濫警戒情報		氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発	

種類	標題	概 要	
		表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回っ	
		た場合を除く。)、避難判断水位を超える状況が継続してい	
		るとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)に	
		発表される。	
		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な	
		場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、	
		氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続し	
洪水注意報		ているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれ	
供小任息報		ないときに発表される。	
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自	
		らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

4 酒田河川国道事務所又は県が発表する水位到達情報(水位周知河川)

酒田河川国道事務所又は県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標題	概要	
	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。	
汇帐 登开棒把	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	
氾濫発生情報	災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	
	必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
	氾濫危険水位に達したときに発表される。	
沉险在吸槽却	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。	
氾濫危険情報 	避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令	
	の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	避難判断水位に達したときに発表される。	
氾濫警戒情報	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。	
	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水	
	位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水	
氾濫注意情報	位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。	
	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自	
	らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

※氾濫発生情報、氾濫注意情報は酒田河川国道事務所のみ発表

5 水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報

山形地方気象台長は、法第10条及び気象業務法第15条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事に通知する。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水 防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特 別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けら れていない。

水防活動の利用に適合	一般の利用に適合	概要	
する警報・注意報	する警報・注意報		
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ	
	八丽言和	があると予想されたときに発表される。	
水防活動用 水防活動用	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が	
気象警報		発	
N S E TK		生するおそれが著しく大きいと予想され	
		た	
		ときに発表される。	
		河川の上流域での降雨や融雪等により河	
水防活動用	洪水警報	川が増水し、重大な災害が発生するおそ	
洪水警報		れがあると予想されたときに発表され	
		る。	
水防活動用	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがある	
気象注意報	八阳任息報	と予想されたときに発表される。	
水防活動用		河川の上流域での降雨や融雪用により河	
洪水注意報	洪水注意報	川が増水し、災害が発生するおそれがあ	
供小任息報		ると予想されたときに発表される。	

山形県が発表する水防警報

種類	内 容	発 表 基 準
待機	大 暦日の日止めた行き	雨量・水位・流量・その他の河川状況等によ
	水防団員の足止めを行う。	り必要と認められる時。
	水防資機材の準備点検・水門等の開	水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、
準備	閉の準備・水防団幹部の出動等に対	気象状況及び河川状況等により必要と認め
	するもの。	られる時。
		水位・流量・その他の河川状況等により氾濫
出動	水防団員の出動を通知するもの。	注意水位 (警戒水位) を超え又は超えるおそ
		れがあり、なお増水が予想される時。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなった時。

種類	内 容	発 表 基 準
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水	
	位の大きさ時刻等、その他水防活動	
	上必要な状況を通知するとともに	適宜
	越水・漏水・法崩・亀裂その他河川	. 適 且.
	状況により特に警戒を必要とする	
	事項を通知するもの。	

予報地点となる河川の水位観測所

所管名	河川名	観測所	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)
県	置賜白川	小白川	2.50m	2. 90 m	3.00m

[※] 町の水防団待機水位: 2.00m(小白川水位観測所)

6 降雪量予想

山形地方気象台は降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点(山形、米沢、新庄及び酒田)での降雪量予想を発表する。

7 特別警報、警報・注意報等の伝達

- (1) 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、日本放送協会山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。
- (2) 県(防災危機管理課)は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町へ通知する。また、県(各総合支庁河川砂防課)は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (3) 町は、警報等について、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は 自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報する とともに、住民へ周知する。特に特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、 直ちに防災行政無線(防災ラジオを含む。)及び広報車等により住民へ周知する。
- (4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係 市町村に伝達する。
- (5)山形河川国道事務所は、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。 また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、 流量等により水防警報発令の判断をする。
- (6) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(7) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

8 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

① 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県(防災危機管理課)に通報し、県はこれを市町村及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

② 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

(2) 火災警報

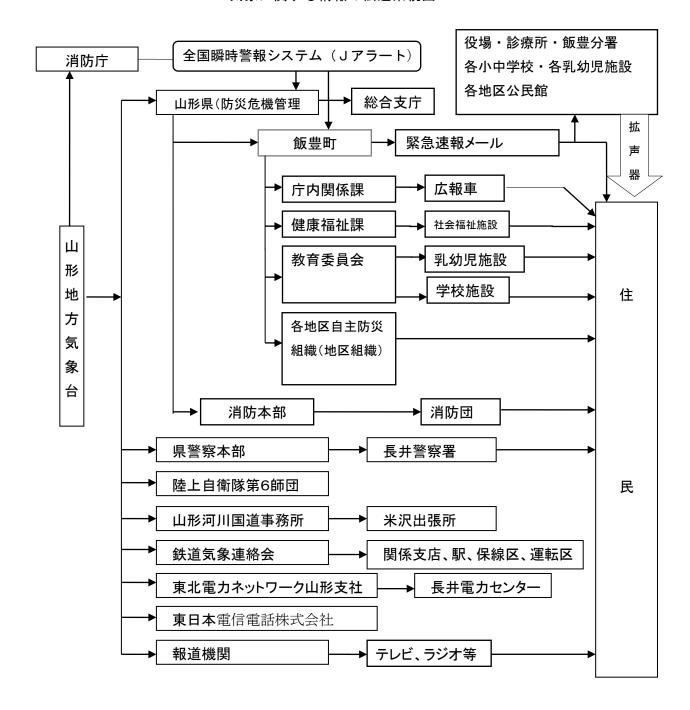
① 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は状況が火災の予防上危険であると認めるときは消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

② 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車及び消防自動車等により速やかに 住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報するものとする。

気象に関する情報の伝達系統図



第11節 災害情報の収集・伝達計画

災害による災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、関係機関への伝達と、住民への情報伝達を行う。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第11節「災害情報等の収集・伝達計画」を準用する。ただし、震災対策編の「地震による」を除く。また、「震度4以上の地震」を「大規模な 災害や事故等」に読み替える。

第12節 広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「広報計画」を準用する。ただし、震災対 策編の「地震による」を除く。

1 広報計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「1 広報計画フロー」を準用する。ただ し、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 基本方針

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「2 基本方針」を準用する。

3 広報活動における各機関の役割分担

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「3 広報活動における各機関の役割分担」 を準用する。ただし、震災対策編の「地震情報」を「災害発生情報」に読み替える。

4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「4 放送機関、通信事業者等による災害 時の情報提供」を準用する。

5 被災者等への情報伝達活動

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「5 被災者等への情報伝達活動」を準用 する。ただし、震災対策編の「地震の被害、余震の状況」を「災害の状況に関する情報」 に読み替える。

6 災害発生後の各段階における広報

- (1) 災害発生直後
 - 町は県へ、入手した被害状況等の情報を速やかに提供する。
- (2) 災害応急対策初動期
 - ① 町の広報事項

- ア 安否情報
- イ 住民に対する避難指示等
- ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況
- ② ライフライン関係機関
 - ア 被災による使用不能状況
 - イ 使用可能な設備については、使用上の注意
- (3) 災害応急対策本部稼動期
 - ① 町の広報事項
 - ア消毒、衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 応急仮設住宅等への入居に関する情報
 - ② ライフライン関係機関の広報事項
 - ア 復旧見込み
 - イ 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ① 町の広報事項
 - ア り災証明書の発行
 - イ 生活再建資金の貸付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「7 安否情報の提供」を準用する。

8 広報活動実施上の留意点

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「8 広報活動実施上の留意点」を準用する。

9 広聴活動

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「9 広聴活動」を準用する。

第13節 避難計画

災害による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、町及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に 地域住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやす い時間帯での高齢者等避難開始の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避 難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避 難を促進するなど、町があらかじめ定める手順等に沿った避難支援を行うことが重要であること から、地域住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定め る。

1 避難指示等応急対策フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「1 避難指示等応急対策フロー」を準用 する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生(発生のおそれあり)」に読み 替える。

2 住民等の自主的な避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「2 住民等の自主的な避難」を準用する。

3 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

町及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達 に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを 直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 高齢者等避難発表の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準 ずる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難指示等の実施者

避難指示等は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として町長が実施する。 具体的内容は、次の表のとおり。

	警戒	大いなななな		実施の基準
	レベル	実施責任者	措置	勧告等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配 慮者への避難 行動開始の呼 びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配 慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	町長	・立退きの指示・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 町長→(報告)→知事
		知事	・立退きの勧告・立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を 行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避 難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための 最善の行動を とるよう呼び かけ	・災害が発生し、又はまさに発生しよ うとしている場合に、避難のための 立退きにより、かえって人の生命や 身体に危険が及ぶおそれがあり、緊 急を要すると認めるとき ※町が災害発生を確実に把握できるも のではないため、災害が発生した場 合に必ずしも発令されるものではな いことに留意 町長→(報告)→知事
避難の 指示等		知事、その 命を受けた	・立退きの指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫 していると認められるとき (水防法第29条)

		実施責任者	措置	実施の基準
\[\sum_{\nu} \]	ベル		,	勧告等を実施した場合の通知等
		県職員又は		水防管理者→(通知)→警察署長
		水防管理者		
	Ī			・地すべりにより著しい危険が切迫し
		知事又はそ		ていると認められるとき
		の命を受け	・立退きの指示	(地すべり等防止法第 25 条)
		た県職員		知事又はその命を受けた県職員
				→ (通知) →警察署長
				・町長が立退きを指示することができ
				ないと認める場合、又は町長から要
			・立退き先の指示	求があった場合
				(災害対策基本法第61条)
				警察官→ (通知) →町長→ (報告) →
		警察官		知事
		音尔口		・重大な被害が切迫すると認める場合、
				警告を発し、特に急を要する場合、
			- ・避難等の措置	危害を受けるおそれがある者に対し
			远~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	必要な限度で避難等の措置
				(警察官職務執行法第4条)
				警察官→ (報告) →公安委員会
		// - \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \-	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察
		災害派遣を		官職務執行法第4条」による避難等
		命ぜられた		の措置
		部隊等の自		(自衛隊法第94条)
		衛官		自衛官→(報告)→防衛大臣の指定す
				る者

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示 を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

③ 避難情報と居住者等がとるべき行動

項目	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】	危険な場所から高齢者等は避難
高齢者等避難	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難(立退き避難又は屋内
	安全確保)する。
	・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避

項目	居住者等がとるべき行動
	難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を
	払い、自主的に避難を開始することが望ましい。
	・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な
	水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害
	に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】	危険な場所から全員避難
避難指示	○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避
	難する。
	・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしか
	ねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難
	や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全
	確保」**2を行う。
【警戒レベル5】	災害発生又は切迫
緊急安全確保	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
	・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場
	合に必ず発令されるものではないことに留意する。
	・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると
	は限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは
	限らない。

- ※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(3) 置賜白川越水氾濫

① 置賜白川越水氾濫

避難情報の発令に当たっては、以下の例を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報 を含めて総合的に判断する。

【対象地域の考え方】

- ○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本
- ○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 (「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。)
- ○立ち退き避難が必要な区域

- ・堤防から水があふれたり(越流)、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一 定の幅の区域。
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね $1.5 \text{m} \sim 3 \text{m}$ を超える区域の 2 階建て家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域(命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。)
- ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

区分	判断基準
【警戒レベル3】	1~6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令す
高齢者等避難	ることが考えられる。
	1:次の水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達した場
	合
	・置賜白川の小白川観測所(県): 避難判断水位 2.90m
	2:次の水位観測所の水位が一定の水位(氾濫注意水位(警戒レベル2水
	位)) を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇
	のおそれがある場合
	・置賜白川の小白川観測所(県): 氾濫注意水位 2.50m
	①上記の上流の水位が急激に上昇している場合
	②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合
	(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合)
	③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
	3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
	4:洪水キキクル(洪水警報の危険度分布(気象庁))で町内河川に「警
	戒」(赤) が表示された場合
	5:浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布 (気象庁)) により、
	町域内に「警戒」(赤)が表示された場合
	6:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う
	前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場
	合(夕刻時点で発令)
	※2については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法を一つ又
	は複数選択する。
【警戒レベル4】	1~8のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するこ
避難指示	とが考えられる。
	1:次の水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル
	4水位)に到達した場合
	・置賜白川の小白川観測所(県): 氾濫危険水位 3.00m
	2:次の水位観測所の水位が一定の水位(避難判断水位(警戒レベル3水

区分	判 断 基 準
	位)) を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇
	のおそれがある場合
	・置賜白川の小白川観測所(県): 避難判断水位 2.90m
	①上記の上流の水位が急激に上昇している場合
	②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険 (うす紫)」が出
	現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する
	場合)
	③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
	3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
	4:ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
	5:洪水キキクル(洪水警報の危険度分布(気象庁))で町内河川に「非
	常に危険」(うす紫)が表示された場合
	6:浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁))により、
	町域内に「非常に危険」(うす紫)が表示された場合
	7:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線
	や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(タ
	刻時点で発令)
	8:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線
	や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが
	予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風
	警報の発表後速やかに発令)
	※夜間・未明であっても、1~4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル
	4 避難指示を発令する。
	※2については、河川の状況に応じて①~③のうちから、適切な方法を一
	つ又は複数選択すること。
	※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル5】	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動
緊急安全確保	変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1~4
	のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当
	した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外
	の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考
	えられる。
	(災害が切迫)
	1:次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合(計算上、
	個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に
	到達している蓋然性が高い場合)
	・置賜白川の小白川観測所(県)
	2:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の

区分	判 断 基 準
	おそれが高まった場合
	3:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を
	停止せざるを得ない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定
	する)
	4:飯豊町へ大雨特別警報(浸水害)が発表された場合
	(災害発生を確認)
	5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により
	把握できた場合)
	※発令基準例1~4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場
	合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒
	レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考
	えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに
	注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種
	気象情報を含め総合的に判断する。
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検
	討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断
	して行う。

② 萩生川破堤·越水氾濫

萩生川には、水位観測所が無いため、避難指示等の発令基準は、置賜白川の飯豊町小白 川水位観測所の水位を参考とする。ただし、より安全が確保されるであろう判断や基準は 妨げない。

(4) 土砂災害に対する避難指示等の発令の判断基準

指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。また、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時の土砂災害警戒情報は、町長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断となるため、山形県と山形地方気象台が共同で警戒対象地域等(市町村名)を発表等、常に情報の収集に努め、避難指示等が遅れることのないよう適切に発令する。

避難指示等の発令対象地区の設定については、危険箇所を含む部落等の単位自治組織を原 則とする。

区分	判 断 基 準
【警戒レベル3】	1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表さ
高齢者等避難	れ、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警
	戒(赤)」(警戒レベル3相当情報 [土砂災害])となった場合(※大雨
	警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル

区分	判 断 基 準
	3 「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと。)
	2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定
	される場合
	3:警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を
	伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され
	る場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に
	大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替え
	る可能性が高い旨に言及されている場合など。) (夕刻時点で発令)
	※土砂災害の危険度分布は最大2~3時間先までの予測である。このた
	め、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶
	予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する
	前に、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発
	表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】	1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表され
避難指示	た場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、
	警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと。)
	2:土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「非常に危険
	(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) となった場合
	3:警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う
	前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場
	合(夕刻時点で発令)
	4:警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う
	台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予
	想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警
	報の発表後速やかに発令)
	5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の
	変化等)が発見された場合
	※夜間・未明であっても、 $1\sim2$ 又は 5 に該当する場合は、躊躇なく警戒
	レベル4「避難指示」を発令する。
【警戒レベル5】	(災害が切迫)
緊急安全確保	1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発
	表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として
	発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に
	絞り込むこと。)
	(災害発生を確認)
	2:土砂災害の発生が確認された場合
	※1を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、2の災害
	発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5「緊急安全確保」

区分	判 断 基 準
	を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得
	る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町
	内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検
	討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門家の派遣を依頼した
	り、国、県に対し解除の助言を求めたりする。

(5) 住民等への伝達と避難の実施

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

警戒レベル ・避難対象地域 ・避難先 ・避難路 ・避難理由 ・避難時の注意事項 なお、緊急安全確保の発令の場合は、警戒レベル、災害発生区域、災害概況、命を守るため の最善の行動をとることを発令する。

(6) 避難情報の周知

町は、Lアラート(災害情報共有システム)、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。

町は、住民に対する避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意する とともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を 取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- ① 各自主防災組織への連絡による周知 町長は、自主防災組織へ電話等にて連絡し、避難情報を周知するものとする。
- ② 緊急速報メールの配信による周知 町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図 るものとする。
- ③ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への周知の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

④ 放送等による周知

上記①から③の方法をもってしても万全を期し難い場合、又は、これらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑤ 避難行動要支援者に対する伝達

町は、避難行動要支援者への避難指示等に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、 地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

(7) 避難指示等を実施した場合の報告

① 知事への報告

町長は、避難指示等を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が 単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告す る。

② 長井警察署への連絡等

避難指示等は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

4 避難の誘導

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「4 避難の誘導」を準用する。

5 学校等における避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「5 学校等における避難」を準用する。

6 医療機関等における避難

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「6 医療機関等における避難」を準用する。

7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及 び区域外への退去命令」を準用する。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地 不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第14節 避難所の運営計画

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

1 避難所運営計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「1 避難所運営計画フロー」を準用する。

2 避難所への受入と必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に高齢者等避難を発表した場合、若しくは避難指示を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により避難所へ受入れる必要が生じた場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

- ① 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- ② 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設 状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国(内閣府等)に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ③ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。
- ④ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ やアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円 滑化に努める。
- ⑤ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用 も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な 手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域に あるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館等を実質的に 福祉避難所として開設するよう努める。

- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑦ 災害救助法が適用された場合の開放時間は、原則として災害発生の日から7日以内に限

られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は、内閣 総理大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及び その内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想 定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。また、避難所以外で生活している被災者に対しても、状況を把握の上必要な物資等の確保に努める。

ア 食料品

- イ 毛布
- ウ 日用品(マスク、アルコール消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸)
- 工 医療品
- 才 生理用品
- カ 暖房器具、カイロ(冬季の場合)
- キ 簡易トイレ (トイレットペーパー)
- ク飲料水
- ケ燃料
- ④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎との通信手段を確保する。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、長井警察署及 び消防本部に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。 また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び避難所の名称
- ③ 避難者数

3 避難所の運営管理

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「3 避難所の運営管理」を準用する。

4 避難後の状況の変化に応じた措置

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「4 避難後の状況の変化に応じた措置」 を準用する。

5 避難所運営に係る留意点

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「5 避難所運営に係る留意点」を準用する。

6 新型コロナウイルス感染症対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第14節「6 新型コロナウイルス感染症対策」を 準用する。

第15節 救助・救急計画

大規模な災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び 医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防 災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることを留意する。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第15節「救助・救急計画」を準用する。ただし、「大規模な地震」を「災害」に読み替える。

第16節 消火活動計画

災害発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び 消防機関等が自身の安全を十分確保しながら、実施する消防活動について定める。

1 消火活動計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第16節「1 消火活動計画フロー」を準用する。

2 初期消火活動

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第16節「2 初期消火活動」を準用する。

3 火災防ぎょ活動

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第16節「3 火災防ぎょ活動」を準用する。ただ し、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

4 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に 行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。 また、被災地以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認めるときは、「山形県広域消防 相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、本部長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は本部長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊 受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊 受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第17節 医療救護計画

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第17節「医療救護計画」を準用する。ただし、震 災対策編の「1 医療救護計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第18節 遺体対策計画

大規模な災害による建物の倒壊や火災等により発生する多数の死者について、その遺体の捜索、 処理及び埋葬するため、主として町が実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第18節「遺体対策計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 遺体の捜索・処理・埋葬計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第19節 輸送計画

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機 材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開 するための対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第19節「輸送計画」を準用する。ただし、震災対 策編の「1 輸送計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第20節 道路交通計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど道路交通の確保に努める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第20節「道路交通計画」を準用する。

第21節 土砂災害防止施設応急計画

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び土砂災害防止施設の管理者が実施する災害 応急対策について定める。

1 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第22節「1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者(以下この節において「施設管理者」という。)は、当該施設が 被災し又は被災するおそれがある場合は、必要に応じて防災関係者と連携・協力して、直ちに 現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の 機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、 応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

3 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により被害を及ぼすおそれがある場合は、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法第25条に基づき、地すべりが発生し著 しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

4 被害拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

災害発生後は、それまでの降雨状況等によりがけ崩れや地滑り等が発生しやすくなっているので、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。

① 危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、災害に伴って更なる地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認 した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を勧告するとともに、必 要な応急対策を実施する。

② 監視の継続

災害直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、各施設の 管理者は関係機関と連携して、災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民注意を呼 びかけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

② 地すべり防止施設

災害により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、 地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のため の立ち退きの指示を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

(5) 十石災害危険箇所等の応急措置

県、町及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、 相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

5 応急復旧

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第22節「5 応急復旧」を準用する。

第22節 河川施設災害応急計画

河川等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、 関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を 実施する。

1 河川施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第23節「1 河川施設災害応急計画フロー」を準 用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し、巡回等を 実施し管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重 要な施設又は箇所の緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入り禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合は、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間協定業者等と密接な連携の下、必要な応急措置を実施する。

- (1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物
 - ① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。
 - ② 低標高地域での浸水対策 低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水 の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した 浸水対策を実施する。
 - ③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を 行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な 措置を実施する。
 - ④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期するために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うと ともに、河川管理者及び周辺の施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 危険物、油流出等の事故対策

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止する ため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関 等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

① 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を 実施する。

- ② 止水処理等の応急的措置異常の程度に応じて止水処理等の応急的措置を講じる。
- ③ 関係機関及び一般住民への連絡、通報 ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合 は、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。
- ④ その他ダム施設の管理に関する調整 関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

5 応急復旧

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第23節「5 応急復旧」を準用する。

第23節 農地・農業用施設災害応急計画

災害時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の 農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、被災した施設の機能を回復し、 被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ的確な応急 対策を実施する。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第24節「1 農地・農業用施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量80mm、時間雨量20mm以上の降雨等を観測した場合、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、 危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、 住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

3 被災状況の把握

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第24節「3 被災状況の把握」を準用する。

4 応急対策の実施

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第24節「4 応急対策及び応急復旧対策の実施」 を準用する。

第24節 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 電力供給施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第25節「1 電力供給施設災害応急計画フロー」 を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 活動体制の確立

(1)組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

① 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は、速やかに出動する。

② 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊 を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の 派遣要請を依頼する。

3 被災状況の把握及び広報

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第25節「3 被災状況の把握及び広報」を準用する。

4 応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第25節「4 応急対策」を準用する。

5 復旧対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第25節「5 復旧対策」を準用する。

第25節 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、早期に復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 液化石油ガス施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第26節「1 液化石油ガス施設災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第26節「2 液化石油ガス供給施設における災害 応急計画」を準用する。

第26節 電気通信施設災害応急計画

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施 し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社山形支店)が実 施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

1 電気通信施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第27節「1 電気通信施設災害応急計画フロー」 を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第27節「2 応急対策」を準用する。

3 復旧計画

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第27節「3 復旧計画」を準用する。

第27節 下水道施設災害応急計画

1 下水道施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「1 下水道施設災害応急計画フロー」を 準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「2 活動体制の確立」を準用する。

3 被災状況の把握及び広報

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「3 被災状況の把握及び広報」を準用する。ただし、震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

4 応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「4 応急対策」を準用する。

5 復旧対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「5 復旧対策」を準用する。ただし、震 災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

第28節 危険物等施設災害応急計画

危険物施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設が被災した場合、二次 災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策に ついて定める。

1 危険物等施設災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第29節「1 危険物等施設災害応急計画フロー」 を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設における共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防、警察、関係機関 並びに隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体 制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、町、県及び報道機関の協力 も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

- (4) 危険物等施設の応急措置
 - ① 施設所有者等
 - ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急 停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が 発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うも のとする。
 - イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処 理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
 - ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避 難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。
 - ② 町
 - ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を 図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立ち入り禁止区域を設定するとともに、 住民への広報や避難の指示を行う。
 - イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を

実施させる。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

① 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し廃棄するものとする。

② 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じ高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質(毒性、可燃性及び支燃性)や状況に応じた応急措置を実施する。

① 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ 遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必 要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

② 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

③ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難指示を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射線同位元素に関する事故措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。また、被害の拡大防止するため、放射線施設等の管路者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

① 施設の破壊により放射源の露出、流出等が発生し又はその発生のおそれのがある場合は、

被害拡大防止に努めるとともに、消防、警察、町及び県関係機関や文部科学省に通報する。

- ② 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。
- ③ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕があるときは放射性同位元素及び放射性同位元素 装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨の看板を表示する とともに、見張り人を置いて関係者以外の立ち入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努めるものとする。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に 密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ 又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。
- (4) 河川管理者等関係機関は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第29節 農林業災害応急計画

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、 町が実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第30節「農林業災害応急計画」を準用する。ただ し、震災対策編の「1 農林業災害応急計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に 読み替える。

第30節 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第31節「食料供給計画」を準用する。ただし、震 災対策編の「1 食料供給計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第31節 給水・上水道施設応急対策計画

災害による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療 用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、水道事業者が実施する災害応急対策について定 める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第32節「給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。ただし、震災対策編の「1 給水・上水道施設応急対策フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第32節 生活必需品等物資供給計画

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を きたし又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を 行うための対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第33節「生活必需品等物資供給計画」を準用する。 ただし、震災対策編の「1 生活必需品等物資供給計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」 に読み替える。

第33節 保健衛生計画

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品 衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第34節「保健衛生計画」を準用する。ただし、震 災対策編の「1 保健衛生計画フロー」の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第34節 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及し尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第35節「廃棄物処理計画」を準用する。

第35節 義援金の受入・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受入れ、また配分するために実施する対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第36節「義援金の受入・配分計画」を準用する。

第36節 義援物資の受入・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援物資を円滑かつ適正に受入れ、また配分するために実施する対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第37節「義援物資の受入・配分計画」を準用する。

第37節 文教施設における災害応急計画

災害発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

1 文教施設における災害応急計画フロー

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第38節「1 文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。ただし、震災対策編の「地震発生」を「風水害」に読み替える。

2 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復 を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町 が主体となり自主防災組織と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

- ① 災害発生前の事前措置
 - ア 気象情報等により風水害等の発生が予想される場合の措置

教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、乳幼児施設園児・小学生については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者 が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 校外活動中における風水害等の発生が予想される事態となった場合の措置 引率教職員は、活動を中止して本校に連絡を取り、児童生徒等を安全に帰校させる。 交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保した上本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

② 災害発生時の措置

ア 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される 場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当 て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに 消防機関及び警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動 等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の 上保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、 行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び警察等に通報す るとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危険管理マニュアル)であらかじめ指定された教職員は自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認した上、児童生徒等を速やかに下校させる。乳幼児施設、小中学校については、できる限り緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全を確保される学校にとどまることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮した上で、状況により休校等の措置をとる。

(2)被災状況等の報告

校長は、児童生徒等及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡 経路により速やかに報告するものとする(この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず 必ず行う)。

(3) 応急教育の実施

- ① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
 - イ 校区の通学路や交通手段等の確保
 - ウ 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
 - エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

- ② 教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。
 - ア 適切な教育施設の確保 (現施設の使用が困難なとき。)

例:公民館、体育館等、応急仮設校舎の建設

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

- ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 県及び市町村等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ)教育委員会事務局職員等の派遣
- ③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊(全焼)、半壊(半焼)、流出又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校等の生徒

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着等)

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要な期間を延長することができる。)。

エ 学用品給与の方法

教育委員会は、校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童生徒等を調査把握し、 支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童生徒等に支給するも のとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

④ 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

3 学校以外の文教施設の応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第38節「3 学校以外の文教施設の応急対策」を 準用する。

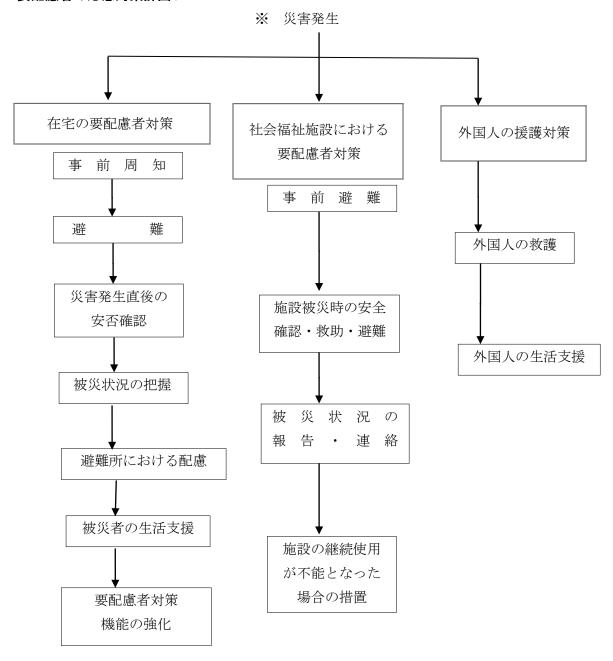
4 文化財の応急対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第38節「4 文化財の応急対策」を準用する。 ただし、震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

第38節 要配慮者の応急対策計画

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会福祉施設等の 管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 要配慮者の応急対策計画フロー



2 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応 町は、風水害等が発生するおそれがあるときは高齢者等避難を発表し、町が定めた避難行 動要支援者プラン等に基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者避 難支援プラン(個別計画)等に基づき、適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

また、自治組織、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(4)被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具(品)の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制や、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6)被災後の生活支援

① 社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時 入所等の措置を講ずる。

町内の施設で対応できない場合は、町は近隣市町に対し、社会福祉施設等への緊急入所 について協力を依頼する。

② 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談 体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、 手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配 慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援セ

ンターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の 措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

- ① 施設長は、町等から避難指示等があった場合又は入(通)所者を避難させる必要がある と判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。
- ② 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難の誘導を行う。
- ③ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに自衛消防隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。
- ② 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、消防本部へ救助を要請する。
- ③ 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難を 実施する。

(3)被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。また、 保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 福祉避難所における要配慮者対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第39節「4 福祉避難所における要配慮者対策」 を準用する。

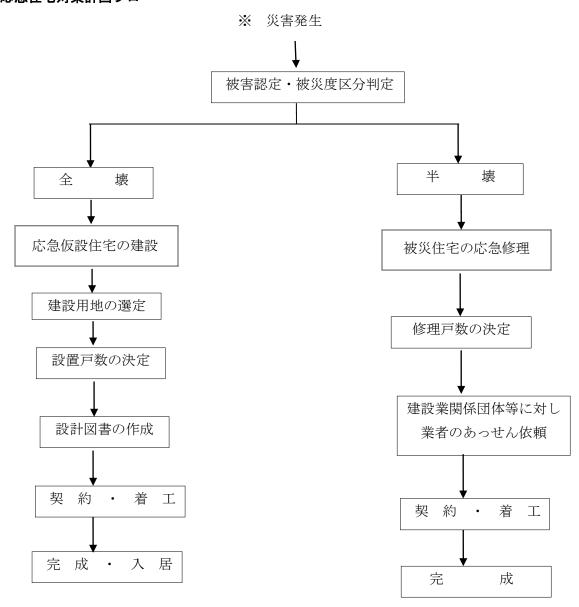
5 外国人の援護対策

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第39節「5 外国人の援護対策」を準用する。

第39節 応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

1 応急住宅対策計画フロー



2 住宅被災状況等の把握

(1)被災住宅の調査

町は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に 必要な下記事項について、早急に調査を実施する。

① 被害状況

- ② 避難場所の状況
- ③ 被災住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)
- ④ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑤ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑥ 住宅に関する県への要望事項
- ⑦ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項
- (2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が消失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び宿泊施設等を 使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

3 応急仮設住宅の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「3 応急仮設住宅の確保」を準用する。

4 被災住宅の応急修理

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「4 被災住宅の応急修理」を準用する。

5 住宅建設資材等の確保

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「5 住宅建設資材等の確保」を準用する。

6 建物関係障害物の除去

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第40節「6 建物関係障害物の除去」を準用する。

第40節 災害救助法の適用に関する計画

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第41節「災害救助法の適用に関する計画」を準用 する。

第3編

風水害等対策編

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町は防 災関係機関の協力の下、実施する生活再建支援対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第3章第1節「民生安定化計画」を準用する。

第2節 金融支援計画

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図る ため実施する金融支援対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第3章第2節「金融支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の 検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が、住民、民間事業者及 び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第3章第4節「災害復興計画」を準用する。

第 4 編

個別災害対策編

第1章~第9章

第1章 水害対策計画

第1節 水防管理団体等体制整備計画

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備を図る。

1 水防管理団体の義務

- (1) 水防管理団体の責務 町は、町内における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- (2) 水防管理者の責務 水防管理団体である町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。
- (3) 指定水防管理団体
 - ① 町は、県より指定水防管理団体に指定されている。
 - ② 水防計画の策定に当たっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の 確保を図るよう配慮する。
- (4) 水防計画の策定・公表 町長は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

2 水防体制の整備

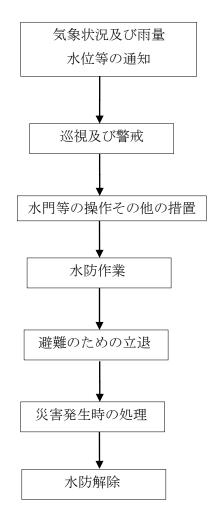
- (1) 水防活動体制の整備
 - ① 町は、毎年1回以上の水防訓練を実施する。
 - ② 水防管理者は、河川、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討して おく。
 - ③ 河川、砂防の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における 所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備 蓄に努める。
- (2) 水防団等の育成強化
 - ① 水防管理者は、平常時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、 広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
 - ② 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。
 - ③ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、部落等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。
- (3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる施設の整備に努める。

第2節 水防活動計画

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、町がこれを警戒し・防ぎょし、被害を軽減するための水防活動について定める。

1 水防活動フロー



2 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に河川を巡視する。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備える。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、関係機関と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発せられたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、 出動準備を連絡し団員の待機を求めるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が警戒水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、 団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は 水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる。(水防法第17条)
- (7) 緊急の必要がある場合は、消防本部に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。(水防法第22条及び第23条)
- (8) 県に自衛隊の出動要請をすることができる。
- (9) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない。(水防法第29条)
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、警察署その 他の関係機関に通報しなければならない。(水防法第 26 条)
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに、水防活動終了後、水防活動 実施報告及び災害報告等を県に提出しなければならない。(水防法第47条)

3 住民に対する気象状況の通知

町は、県、気象台より気象状況の通知を受け、必要があると認めたときは、その内容を住民に周知する。

4 巡視及び警戒

(1)巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第9条の規定により、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発せられた場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既住災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに関係機関に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両柚又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

5 水防作業

(1)要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が

最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は異常減水時に生ずる場合が多い (水位が最大洪水位の3/4に減水したときが最も危険)ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用 材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施行した工法で成果が認められな いときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的な援助をなすものとする。(水防法第41条及び第44条の2)

6 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察 等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命令を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認めら区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない(水防法第29条)。

(3) 避難及び立退き

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知しておくものとする。

7 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の 長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また、関係機関に急報するとともに応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

- (2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。
 - ① 居住者に対する立退き指示、避難誘導等
 - ② 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

8 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下回り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水 防解除を命ずる。
- (2) 水防解除を命じたときは、県に報告するとともにこれを一般に周知する。

第3節 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水 防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(水 防法第24条)

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。(水防法第23条)

4 指導

町は、県、消防機関の長、警察と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは水防団(消防団)の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の指導を行うものとする。

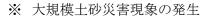
5 自衛隊派遣要請の依頼

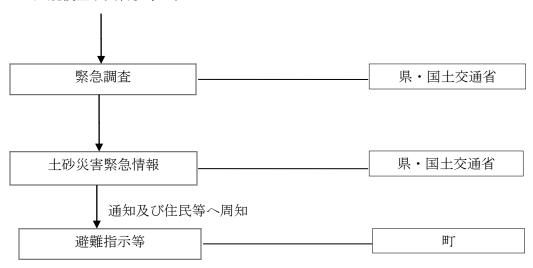
町長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条に基づき、災害派遣要請の依頼を行うものとする。

第2章 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住 民等の生命及び身体を保護するために、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

1 大規模土砂災害対策フロー





2 緊急調査

県は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査では、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び町に助言を行う。

- · · · - · · · -			. A TTD . D TT
亩大か+砂災軍の) 刍迫下危除が予札	される状況及	び緊急調査実施機関

重大な土	緊急調査	
項目	内 容	実施機関
河道閉塞による湛水を	河道閉塞の高さがおおむね 20mm 以上ある場合	国土交通省
発生原因とする土石流	おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20mm 以上ある場合	国土交通省
	おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	

重大な土砂災害の急迫下危険が予想される状況			緊急調査
項	E	内容	実施機関
地すべり		地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又	県
		は広がりつつある場合	
		おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	

3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

4 避難指示等

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難場所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備を図るものとする。

第3章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等の確保計画

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、町及び関係機関が実施する雪害対策に ついて定める。

1 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、県、町及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)に対しては、町は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

町は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小 限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

① 町の管理道路

町は、毎年「除雪事業計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

計画の策定に当たっては、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。また、路線の選定に当たっては、主な幹線道路、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

② 町道の除雪

ア 町は、除雪事業計画に定めるところにより、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。

イ 防災上必要と認められる場合は、計画的に優先路線から除雪するものとする。

③ 地吹雪対策の推進

町、及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の 発生箇所を把握して、次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪棚を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況把握に努める。

イ 利用者への啓発

町、消防機関及び警察は、地吹雪対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえ、相互に協力して利用者への啓発に努める。

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

④ 災害未然防止活動

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、 適時適切な広報を努める。

2 電力の確保

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、積雪時における電力の供給を確保 するため、送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

3 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等について融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、地域防災無線設備や停電時における補助電源設備の整備及び衛星携帯電話の整備により通信手段の他ルート化に努める。

第2節 雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するために、町及び関係機関施設 管理者が実施する雪崩防止対策について定める。

1 雪崩危険箇所の調査・周知(資料7参照)

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩 危険箇所の的確な把握が必要であることから、既存資料の収集・整理や地図・判読のほか、 定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

町は、県より情報の提供を受けた雪崩危険箇所を町地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

2 雪崩防止施設等の整備

町は、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の 条件や防護対象物を考慮して、適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進する ものとする。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対しては、関係機関と協議 し、雪崩防止林、階段工、予防柵等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となる ことから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期 的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 町等による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落へ連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒に当たらせる。

(3) 住民への心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じ自主的に避難する。

4 事前回避措置の実施

- (1) 住民への雪崩情報の周知
 - ① 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
 - ② 町は、雪崩発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救護措置を講じる。
- (2) 鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区の列車 の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回 避に努める。

5 雪崩発生時の応急措置

- (1) 雪崩等発生状況の把握及び被災者の救助
 - ① 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩等の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。
 - ② 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

例えば、次のような場合に救出するものとする。

- ア 雪崩のため、雪に埋没したような場合
- イ 雪崩等のために倒壊した住宅等の下敷きになったような場合
- ウ 孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になったと予想される場合
- エ 山岳で遭難し、生命が危険になった場合
- オ 地吹雪のため、自動車等から脱出することが困難になった場合
- ③ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じるものとする。
- (2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策
 - ① 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の運行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、被災者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び警察署に通報して救援を求める

とともに、自らも救出作業に当たるものとする。

- ② 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両の中に乗客や乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。
- ③ 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対し ヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品 の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施するものとする。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報 し、二次災害等被害の拡大防止を要請するものとする。

第3節 住民生活の安全確保計画

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び関係機関が実施する雪害予防計画について定める。

1 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町は、建築物の新築、増改築工事等を行う所有者に対し、近隣の状況や敷地の状況等による周辺への影響を十分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、 雪下ろしの労働力確保も困難となってきていることから、町は関係機関と連携し、屋根雪荷 重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努めるものとする。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し、民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組に向けた啓発を行い、地域への支援を行うボランテイアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 雪に係る事故防止の啓発

町は、県の発表する「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、雪に係る 事故防止について、住民に対し啓発し、災害の未然防止に努めるものとする。

- ① こまめな雪下ろしの励行
 - ア 建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に 40 cm以上積もった場合は雪下ろしを 励行すること。
 - イ 建物から道路上に雪下ろしをした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならない よう措置すること。
 - ウ 雪を投棄することにより思わぬはん濫を招くことがあるため、水路にみだりに雪を捨てないこと。
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止 トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇により雪崩となる場合 があるため十分注意すること。
- ③ 雪下ろし中の転落による事故防止 (ヘルメット及び命綱の着用、二人以上での作業等)
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入口の確保
- ⑥ 換気口の確保
- ⑦ ガス供給配管の点検

⑧ 外気の上昇している場合、山際の道路を通行するときはなだれによる被害を受けないよう注意すること。

2 孤立集落対策

町は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努めるものとする。

3 空き家等対策

全国的に「空き家」が増加傾向にある中、本町においても同様の傾向にあり、住まいとしての活用が期待できる物件がある一方で、老朽化が進み管理不全に陥ることなどにより、防災・防犯性の低下や景観の悪化など、住民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼすおそれが生じている。

今後益々「空き家」の増加が予想される中、空き家は個人所有の財産であることから、管理 する義務を負うものであり、所有者に適正管理の指導・要請を行う。

また、危険な状態にあるものについては、自主防災組織による見守りを強化しながら地域と 町の連携強化を図り、対応を強化するものとする。

町は条例に基づき、空き家の実態調査を行い、収集した情報を基に、安全確保の実行性を確保するため各種の対応を行うものとする。

4 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、豪雪地に適した多段式消火栓や立ち上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

5 豪雪対策本部の設置

(1) 豪雪対策本部の設置基準

まとまった降雪が何日間も続き、町内に災害の発生するおそれのある場合、情報収集並びに関係部署の連絡体制を強化するため、副町長を議長とする豪雪対策連絡会議を設置するものとし、さらに椿地内の観測値の積雪が180cmに達し、引き続き降雪が見込まれるときや、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、町長を本部長とする豪雪対策本部に体制を移行し、円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めるものとする。

- ※ 累年平均最大積雪深の1.2倍の積雪深(令和3年12月20日現在の椿地内観測地点の累年平均最大積雪深は150cm)
- ※ 豪雪災害時における災害救助法の適用に関する運用基準では、累年平均最大積 雪深の1.3倍が判定基準となる。

(2) 本部の組織

① 豪雪対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長、管理職職にある者を本部員として組織する。

② 事務局は総務課内に置くものとする。

(3) 本部会議と開設の通知

本部の開設に当たっては、本部会議を開催するものとし、町防災会議委員、県、消防本部、長井警察署へ開設を報告するものとする。

(4) 本部の解散

本部は、雪解けを待って3月いっぱいを目途に解散するものとするが、融雪等の災害が懸念される場合は、引き続き警戒体制をとるものとする。

(5) 災害対策本部への移行

豪雪により特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策 本部に体制を移行するものとする。

6 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県 雪対策アクションプラン」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対 策の確立と雪による障害の解消を行う。

町、住民、事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすとともに、町は住民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援策を講じるなど、冬期間における住みよい環境を築くため、 共労による雪対策の推進を図るものする。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、町は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保 守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

2 危険物施設の安全対策

- (1) 危険物取扱事業所等
 - ① 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

② 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

③ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等 との連絡体制を確立する。

(2) 県·消防機関

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物 取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上 に努める。

第2節 災害応急対策計画

町内に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、 県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げ て被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や 避難立ち退き指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 危険物取扱事業所等の応急対策

事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関 並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確 立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及 び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損 傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を 行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防本部及び警察等に連絡する。

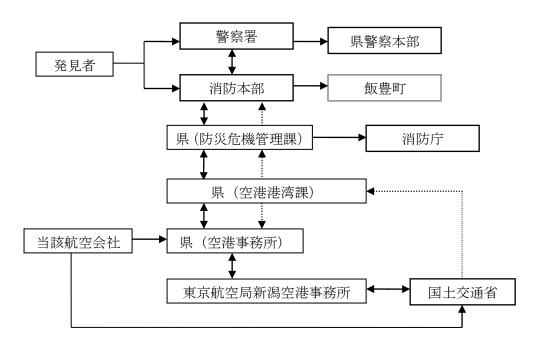
第5章 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止 を図るため、町及び県、関係機関が実施する応急対策等について定める。

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

町内で航空機事故が発生した場合、町及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達するものとする。



(※ ……▶ 国土交通省から事故情報の第1報があった場合)

(2) 広報活動

① 関係機関の連携

広報活動を行うに当たっては、県、警察機関及び各防災関係機関との連絡、調整を密に し、被害状況及び避難指示等の情報を迅速かつ的確に伝えるものとする。

② 周辺住民への広報

町及び警察署は、県及び警察機関と協議の上、広報車等により、避難の指示について広報を行うものとする。

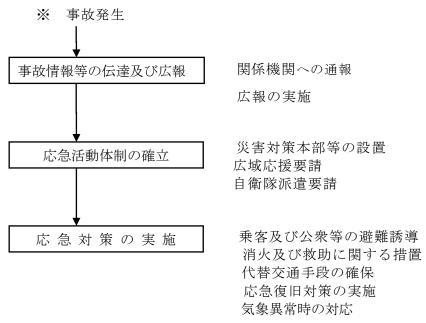
2 応急活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」 第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて 現地において合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行うものとする。

第6章 鉄道災害応急計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、乗客の安全の確保を図るため、町及び 鉄道事業者が実施する応急対策等について定める。

1 鉄道災害応急対策フロー

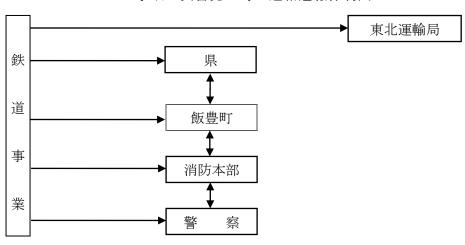


2 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流 出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業 者から町に対し、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について速やか に関係機関に対して通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策 について協議するものとする。



事故・災害発生時の連絡通報体制図

このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ的確に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに住民等に対する広報は、鉄道事業者が実施する。町は、鉄道事業者から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施するものとする。

3 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者、警察、消防本部、県、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応 じ各組織内に災害対策本部を設置するとともに、現地に関係機関合同の応急対策拠点を設置 し、緊密な連携の下、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる 場合は、県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

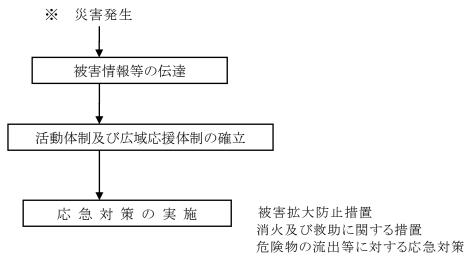
4 消火及び救助に関する措置

- (1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防本部と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼の拡大防止を図るため、消火体制を整えるものとする。
- (2) 事故・災害等による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防本部と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じるものとする。

第7章 道路災害対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、町をはじめとする道路管理者、警察、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

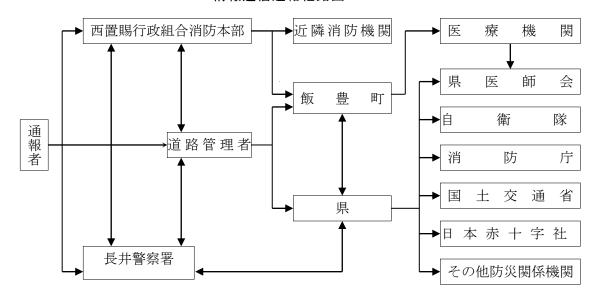
1 道路災害応急対策フロー



2 被害情報等の伝達

- (1) 道路管理者、警察及び消防本部のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により 道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県(防災危機管理課)及び町に連絡する。
- (3) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県は災害発生の連絡を受けたときは、警察及び町と連絡を取り、災害の情況等を確認し、 総務省消防庁に報告する。
- (5) 県は、町、総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

情報通信連絡経路図



3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

道路管理者、町、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる 場合は、県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

4 応急対策の実施

(1)被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講じる。

- ① 通行の禁止又は制限
 - ア 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると 認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
 - イ 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、道路 交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
 - ウ 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の 確保に努めるものとする。
- ② 道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関に連絡 し、報道機関を通じて又は広報車により広報を行うものとする。

(2) 消火及び救助に関する措置

- ① 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行うものとする。
- ② 道路管理者は、町の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、 性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動に当たるものとする。

- ① 二次災害の防止
 - ア 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、 火災、健康被害及び環境汚染の未然防止に必要な措置を講じるものとする。
 - イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、県及び河川管理者等は水道水 取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じるものとする。
 - ウ 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保 健所等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

② 住民の安全確保

町及び警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導 及び火気の使用制限措置を講じるものとする。

第8章 林野火災対策計画

第1節 災害予防計画

自然環境と森林資源を林野火災の被害から守るために、町及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

- (1) 体制等の整備
 - ① 林道の整備

町は、消防用車両等の通行に支障のないよう林道の適切な維持管理に努めるものとする。

② 防火用水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。

また、防災関係機関は、河川、池及び砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火 作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

③ 消防施設等の整備

町は、県、国の支援措置を活用するなどにより、林野火災用消防施設の整備に努める。

- (2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等
 - ① 森林等への火入れ許可

森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、町長が許可することとなるが、許可に当たっては、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議の上、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。

② 火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する火気を使用する施設等の管理者に対して、 必要に応じて査察及び指導を行うものとする。

- (3) 危険気象等に対する警戒
 - ① 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視、監視等を強化し、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努めるものとする。

② 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象警報が発令されたとき又は気象状況が火災予防上危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合は、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

2 防火意識の普及

(1) 住民に対する啓発

町、県、森林管理署等関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開 し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

- (2) 地域住民, 林野関係者等に対する指導
 - ① 地域での指導の徹底町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止の広報を実施する。
 - ② 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得るなどにより、職場で林野火災防止に関する 講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底 する。

3 消防体制等の整備

- (1)消防体制の整備
 - ① 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議の上、所要の事項を表示する。

- ② 町は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。
- (2)消防資機材の整備

町は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実 に努めるものとする。

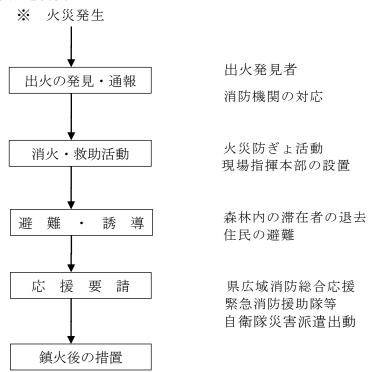
(3)消防水利の確保

町は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利の一層の整備を図る。

第2節 災害応急計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限にくい止めるために、町、県、消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して実施する消火・救助活動について定める。

1 林野火災応急計画フロー



2 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林、原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない 範囲で初期消火に当たる。

(2)消防機関の対応

通報を受けた消防本部は、直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるよう要請するものとする。

消防団	消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動		
森林の管理者	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力		
県防災危機管理課	消防防災へリコプターの緊急運航		
警察署	習 消防車両の通行確保のための交通規制		
町	地域住民の安全確保		

3 消火・救助活動

- (1) 火災防ぎょ活動
 - ① 町、消防機関、森林管理署及びその他の林野関係機関は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。
 - ② 空中消火活動

町は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の 必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

③ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火 災及び周辺の状況から最も確実かつ安全な方法により、他に優先して救助活動を行う。

(2) 現場指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、 多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部の消防長は、これら機関相互の 連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じて現場近くに現場指 揮本部を設置する。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は警察及び消防本部と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、県消防防災へリコプターは空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

町は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難 支援プランを作成の上避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令す るなど、時間に余裕を持った避難誘導を行う。

5 応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認める ときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 広域消防相互応援協定

被災地消防本部の消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、次のとおり応援 を要請する。

- ① 被災地等同一地区内の広域応援隊を要請する場合 被災地ブロック幹事消防本部
- ② 県内全地区から広域応援隊を要請する場合 被災地ブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部
- (2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣要請

町は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自 衛隊に対し派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

6 鎮火後の措置

消防機関は、火災鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野管理者等は、消失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第9章 原子力災害対策計画

第1節 基本方針

1 目的

町及び山形県の区域には原子力施設が立地しておらず、また、山形県の隣県に立地する原子力施設についても、「緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)」(以下「UPZ」という。)に町及び山形県の区域は含まれていない。

原子力災害(原子力施設における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害)に関し、町が実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって住民の不安を解消し、安全・安心な生活を確保すること目的とする。

2 国及び県の計画等との関係

国の「防災基本計画」、県の「山形県地域防災計画」を基本とし、専門的、技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 山形県の隣県に立地する原子力施設

(1) 宮城県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
東北電力株式会社	女川	宮城県牡鹿郡女川町	約 132 キロメートル
	原子力発電所	及び石巻市	

(2) 福島県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
	福島第一	福島県双葉郡大熊町	約 105 キロメートル
東京電力ホールデ	原子力発電所	及び双葉町	が105 イログートル
ィングス株式会社	福島第二	福島県双葉郡楢葉町	約 112 キロメートル
	原子力発電所	及び富岡町	水リ 112 イ ロ /> 一 ト/レ

(3) 新潟県

事業者名	施設名	所在地	町境までの最短距離
東京電力ホールデ	柏崎刈羽	新潟県柏崎市	約 122 キロメートル
ィングス株式会社	原子力発電所	及び刈羽郡刈羽村	

第2節 災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の不安を軽減するために、町が実施する原子力予防対策について定める。

1 原子力災害に関する防災知識の普及

(1) 防災広報

町は、県及び関係機関と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- ⑦ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- ⑧ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

2 防災業務関係者に対する教育・研修

- (1) 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、県、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力 防災業務にかかわるものに対し、次に掲げる事項について、教育・研修を必要に応じて実施 する。
 - ① 原子力防災体制及び組織に関する知識
 - ② 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること。
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること。
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
 - ⑥ 放射線及び放射性物質の測定に関すること。
 - ⑦ 緊急時医療に関すること。
 - ⑧ 危機管理に関すること。
 - ⑨ その他必要と認める事項に関すること。
- (2) 防災関係機関は、町、県及び国等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

3 平常時における放射線の測定

町は、原子力施設からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、 必要がある場合は、平常時から放射線の測定を行う。 また、県が測定を行う場合は協力する。

(1) 測定体制の整備等

- ① 放射線計測機器の確保に努めるものとし、確保した機器については、常に使用可能な状態に整備、維持する。
- ② 的確な測定を実施するため、測定を行うものについて、機器の操作や実施手順等の習熟に努める。
- (2) 町は、平常時より、県及び国等が公表する空間放射線等の情報を注視する。

4 通信連絡体制の整備

町は、県の災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡を円滑に実施できるよう 体制を整備する。また、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、広報車等の緊急時におけ る広報のための設備及び機器の整備を推進する。

5 防災訓練等の実施

町は、緊急時通信訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

第3節 災害応急対策計画

山形県の隣県に立地する原子力施設で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を 軽減するために実施する原子力災害応急対策について定める。

1 町の対応

町は、県又は国から、山形県の隣県に立地する原子力施設における事故の発生又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。)第15条に基づく原子力緊急事態宣言の発出の連絡を受けた場合で、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

2 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、次の事項について情報の提供を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 町、県、国及び防災関係機関の対策状況
- (4) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (5) その他必要と認める事項

3 緊急時における放射線測定の強化

町は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、原子力施設における事故の覚知以降、放射線の測定を実施又は強化し、県から測定について協力の要請があった場合は協力する。

(1) 放射線等の測定の開始

町は、災害対策本部が設置されると同時に、以下の項目について測定を開始し、既に測定を開始している項目についてはその体制を強化する。

- ① 空間の放射線量率
- ② 飲料水の放射性物質濃度
- ③ 十壌の放射性物質濃度
- ④ 農畜水産物の放射性物質濃度
- ⑤ 廃棄物の放射性物質濃度
- ⑥ その他必要と認められる環境検体の放射性物質濃度等
- (2) 測定結果の公表

町は、緊急時における放射線量等の測定結果について、その都度、ホームページにより公表する。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による本町への影響が懸念される場合、住民の不安を解消し、住民が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

- (2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
 - ① 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難の指示を受けたときは、要避難者を 把握し、避難先の指定を行った上で、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は 避難させる。
 - ② 町は、県と協力し、住民に対する屋内退避又は避難の指示を以下の情報伝達の方法により行うものとする。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。
 - ア 広報車等による周知
 - イ 学校、乳幼児施設、社会福祉施設等、屋内退避及び避難に当たり特に配慮を要する者 を対象とする施設への連絡
 - ウ 工場、小売店、宿泊施設等、多数の従業員及び利用者が滞在する事業所における館内 放送等による周知
 - エ 鉄道事業者による車内放送等による周知
 - オ 電気通信事業者が提供する緊急速報メール等の送信による広報を行う。
 - カ 報道機関に対する緊急放送等の要請については、県が行わない場合において、町が行 う。
 - ③ 町は、町の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路 等の広域避難に関する事項について、県の指示に従う。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難 所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスク の着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- (3) 避難誘導等に関するマニュアルの策定
 - ① 町は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導等に 関するマニュアルを策定する。
 - ア 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項
 - イ 避難の指示に関する伝達方法に関する事項
 - ウ 避難の経路、避難の手順その他避難の方法に関する事項
 - エ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の 誘導に関する事項
 - オ 避難の実施に関し必要な事項
 - ② 町は、次の事項に留意し、避難誘導等に関するマニュアルを策定する。
 - ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - イ 避難先、一時集合場所及び集合方法
 - ウ 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
 - エ 避難誘導等に当たる職員等の配置並びに担当業務、連絡先等

- オ 要配慮者への対応
- カ 要避難地域における残留者の確認方法
- キ 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援
- ク 避難住民の携行品及び服装
- ケ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等
- コ その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項

5 原子力災害医療活動

町は、県が行う事故発生地域からの避難者への避難退域時検査や簡易除染、原子力災害医療協力機関等への移送に協力する。

6 飲食物の摂取制限措置等

(1) 飲食物の摂取制限措置

県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生 法で定める基準値(以下「基準値」という。)を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の 措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生 産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、OILや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

(2)農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、県から採取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、OILや管理目標値を超えた場合は、直 ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況 に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

第4節 災害復旧計画

原子力緊急事態宣言が解除された後、住民生活の早期安定を図るため、放射性物質に汚染された物質の除去等や各種制限措置等の解除について定め、早期復旧を目指す。

1 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を促進する。

2 各種制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

町は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、避難等の指示を解除し、 住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

町は、県が放射性物質及び放射線による影響を受けるおそれがないと認め、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を指示した場合は、各種制限措置を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

3 放射線等の測定の実施及び結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して放射線等の測定を行い、その 結果を速やかに公表する。

4 住民相談体制の整備

町は、住民からの多様な相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、安全性に 関する情報等の積極的な提供に努める。

5 風評被害の軽減及び損害賠償の請求等に必要な資料の作成

(1) 風評被害等の影響の軽減

町は、県と協力し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き地元農林水産物や地元企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 被災住民等の登録

町は、県と協力し、将来の損害賠償請求等に資するため、屋内退避等の各種措置をとった 住民等に対し、原子力災害時にその地域に所在した旨の証明及び屋内退避施設又は避難所等 において講じた措置等について登録を行うものとする。

- (3) 町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町内において被災者が受けた損害を調査する。
 - ① 屋内退避、避難の措置

- ② 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物に対する出荷制限等の措置
- ③ 立入制限等の措置
- ④ 農耕・漁獲制限措置
- ⑤ その他、町又は県が指示した事項

(4) 諸記録の作成

町は、県と協力して、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成する。

飯豐町地域防災計画

令和4年4月 飯豊町

発 行:飯豊町

編 集:飯豊町 総務課 防災管財室

₹999-0696